

拱して枕を安んずと雖も、報效の義無きを慙づ。願はくは國中及び諸郡の故胡、新降の精兵を發し、道を分ちて竝に出で、十二月を期して、同じく虜の地に會せん。臣、兵衆單少にして、以て内外を防ぐに足らず。願はくは執金吾耿秉・度遼將軍鄧鴻及び西河・雲中・五原・朔方・上郡の太守をして力を并せて北せしめよ。冀はくは聖帝の威神に因り、一舉に平定せんことを。臣の國の成敗は、要するに今年に在り。已に諸部に敕し、兵馬を嚴にす。唯だ裁哀して省察せよ」と。太后、以て耿秉に示す。秉・上言す、「昔、武帝、天下を單極し、匈奴を臣虜とせんと欲したれども、未だ天時に遇はず、事遂に成る無かりき。今、幸に天授に遭ひ、北虜分争す。夷を以て夷を伐つは、國家の利なり。宜しく聽許す可し」と。秉因つて自ら陳ぶ、「恩を受けたれば、分、當に命を出して用を效すべし」と。太后、議して之に従はんと欲す。尙書宗意・上書して曰はく、「夫れ戎狄は、禮義を簡賤し、上下有る無し。疆者は雄と爲り、弱は即ち屈服す。漢興りてより以來、征伐すること數なり。其の克獲する所、曾て害を補はず。光武皇帝、躬づから金革の難に服し、深く天地の明に昭かにして、其の來り降るに因り、羈縻して畜養し、邊民、生を得、勞役休息すること、茲に四十餘年なり。今、鮮卑奉順し、新降すること

萬數。中國坐ながら大功を享け、而して百姓、其の勞を知らず。漢興りてより功烈、斯に於て盛なりと爲す。然る所以は、夷虜相攻め、漢の兵を損ずる者無ければなり。臣、鮮卑が匈奴を侵伐するを察するに、正に是れ其の抄掠を利とするなり。功を聖朝に歸するに及びては、實に重賞を得るを貪るに由る。今若し南虜が還りて北庭に都するを聽さば、則ち鮮卑を禁制せざるを得ざらん。鮮卑、外は暴掠の願を失ひ、内は功勞の賞無くば、豺狼の貪婪なる、必ず邊患を爲さん。今、北虜西に遁れ、和親を請求す。宜しく其の歸附するに因り、以て外扞と爲すべし。巍巍の業、以て此に過ぐる無からん。若し兵を引きて賦を費し、以て南虜に順はば、則ち坐ながら上略を失ひ、安きを去りて危きに即かん。誠に許す可からず」と。會、齊の殤王の子都郷侯暢、來りて國憂を弔ふ。太后數、召して之を見る。寶憲、暢が宮省の權を分たんことを懼れ、客を遣はして、暢を屯衛の中に刺殺せしめ、而して罪を暢の弟利侯剛に歸す。乃ち侍御史をして、青州の刺史と、剛等を雜考せしむ。尙書潁川の韓稜以爲はく、「賊は京師に在り。宜しく近きを捨てて遠きを問ふべからず。恐らくは姦臣に笑はれん」と。太后怒り、以て稜を切責す。稜、固く其の議を執る。何敞、宋由に説きて曰はく、「暢

- 【二五】 故胡。南匈奴の舊の衆なり。
- 【二六】 新降。新に北匈奴より來り降れる者。
- 【二七】 單。彈と通ず。盡す也。
- 【二八】 南部を以て北部を伐つた謂ふ。
- 【二九】 金革の難。兵事の苦難をいふ。
- 【三〇】 四十餘年。建武二十四年、南單子の降を受け、是に至るまで四十一年なり。
- 【三一】 新獲云云。優留單子を破り殺ししをいふ。

- 【三二】 齊の殤王石は、武王纘の孫、哀王章の子。
- 【三三】 太后云云。後漢書寶賢傳に曰はく、暢、素行邪僻にして、步兵校尉鄧疊の母元に因り、自ら長樂宮に通じ、太后に幸せらるるを得たりと。
- 【三四】 暢を城門の屯衛の中に刺殺す。
- 【三五】 青州の刺史は、齊國を都す。暢、京師に殺されたるに、青州の刺史をして考竟せしむるは、獄を移して以て蹤を絶たんと欲する也。

は宗室の肺府、茅土の藩臣にして、來りて大憂を弔し、上書して報を須ち、親ら武衛に在り、此の殘酷を致せり。憲を奉ずるの吏、適として討捕する莫く、蹤跡顯れず、主名立たず。敵、數に股肱に備はり、職、賊曹を典る。親ら發所に至りて以て其の變を糾さんと欲す。而るに二府の執事以爲はく、「三公は賊盜に與らず」と。公に姦慝を縱し、以て咎と爲すもの莫し。敵請ふ獨り之を奏案せん」と。由乃ち許す。二府、敵が行くを聞き、皆、主者を遣りて之に隨はしむ。是に於て、推舉して、具に事實を得たり。太后怒り、憲を内宮に閉づ。憲、誅せられんことを懼れ、因つて自ら、匈奴を撃ちて以て死を贖はんことを求む。冬十月乙亥、憲を以て車騎將軍と爲し、北匈奴を伐たしめ、執金吾耿秉を以て副と爲し、北軍の五校・黎陽・雍の營、緣邊十二郡の騎士及び羌胡の兵を發して、塞を出でしむ。公卿、故の張掖の太守鄧訓を擧げ、張紆に代りて護羌校尉と爲す。迷唐、兵萬騎を率ゐ、來りて塞下に至る。未だ敢て訓を攻めず。先づ、小月氏の胡を脅さんと欲す。訓、小月氏の胡を擁衛し、戰ふ

- 【三六】 肺府。肺附に同じ。重要な地位なるをいふ。
- 【三七】 指して討捕するもの無きを謂ふ。
- 【三八】 賊曹。盜賊を取締る職。
- 【三九】 發所は賊の發せし所。糾は督察する也。
- 【四〇】 二府。敵、太尉府に在り。二府とは、司徒と司空をいふ。
- 【四一】 主者。盜賊を主る曹。
- 【四二】 推舉。取調ぶる也。

- 【四三】 五校。屯騎、越騎、步兵、長水、射聲の五校尉の掌る所の宿衛の兵なり。
- 【四四】 緣邊の十二郡。上郡、西河、五原、雲中、定襄、雁門、朔方、代郡、上谷、漁陽、安定、北地なり。
- 【四五】 小月氏。前漢の初め月氏は匈奴に破られて西に還り、遂に中央アジアに地を求むるに至りしが、其餘衆、祁連山南、青海の北部に留まりたるものを小月氏と稱す。

を得ざらしむ。議者咸以へらく、「羌胡相攻むるは、縣官の利なり。宜しく禁護すべからず」と。訓曰はく、「張紆、信を失ひ、衆羌大に動き、涼州の吏民、命、絲髮に縣れり。諸胡に意を得難き所以の者を原ぬるに、皆、恩信厚からざればなるのみ。今、其の迫急なるに因りて、徳を以て之を懷けば、庶はくは能く有用らん」と。遂に城及び居る所の圍門を開かしめ、悉く羣胡の妻子を驅りて之を内れ、兵を嚴にして守衛す。羌、掠むれども得る所無く、又、敢て諸胡に逼らず、因つて即ち解き去る。是に由りて、湟中の諸胡皆言はく、「漢家、常に、我が曹を鬪はしめんと欲せり。今、鄧使君は、我を待つに恩信を以てし、門を開きて我が妻子を内る。乃ち是れ父母を得たるなり」と。咸歡喜し、叩頭して曰はく、「唯だ使君の命する所のままたらんと。訓遂に撫養教諭す。大小、感悦せざるもの莫し。是に於て、諸羌種に賞賂し、相招き誘はしむ。迷唐の叔父號吾、其の種人八百戸を將ゐて來り降る。訓因つて湟中の秦・胡・羌の兵四千人を發し、塞を出で、迷唐を寫谷に掩撃し、之を破る。迷唐乃ち大小榆(谷)を去り、頗巖谷に居る。衆悉く離散す。

- 【四六】 居る所の圍門。護羌校尉の居る所の官舎の後圍の門。
- 【四七】 湟中。湟水の左右、羌の居る所を湟中と曰ふ。今の甘肅省西寧道及び青海の東北端なり。
- 【四八】 秦。秦、四夷を威服せしが故に、夷人率ね中國の人を秦人と謂ふ。即ち漢人を指すなり。
- 【四九】 寫谷。東觀記には鄆谷に作る。甘肅省西寧道内に在るべし。
- 【五〇】 頗巖谷。これ亦西寧道内に在るべし。

孝和皇帝上

永元元年、春、迷唐、復た故地に歸らんと欲す。鄧訓、湟中の六千人を發し、長史任尙をして之を將ゐしめ、革と縫うて船と爲し、算上に置き、以て河を度り、迷唐を掩撃し、大に之を破る。斬首前後一千八百餘級、生口二千人・馬牛羊三萬餘頭を獲、一種殆ど盡く。迷唐、其餘衆を收めて、西に徙ること千餘里。諸附落・小種、皆之に呻く。燒當の豪帥東號、稽顙して死を歸す。餘は皆、塞を款きて質を納る。是に於て、訓、歸附を綏接し、威信大に行はる。遂に屯兵を罷め、各郡に歸らしめ、唯だ弛刑徒二千餘人を置き、分ちて以て屯田し、塙壁を修理せしむるのみ。

竇憲、將に匈奴を征せんとす。三公九卿、朝堂に詣り、上書して諫め、以爲はく、「匈奴、邊塞を犯さず。而るに故無くして師を勞し遠く渉り、國用を損費し、功を萬里に徵むるは、社稷の計に非ず」と。書連に上る。輒ち寢む。宋由懼れ、遂に敢て復た議に署せず。而して諸卿稍く自ら引きて止む。唯だ袁安・任隗のみ。

- 【一】 孝和皇帝。諱は肇、肅宗の第四子なり。
- 【二】 永元元年。西紀八九年。
- 【三】 革。大なる筏。
- 【四】 一種とは迷唐の種族を謂ふ。
- 【五】 附落。迷唐に附きたる羌の部落。
- 【六】 死を歸す。歸服して死を請ふ。降服するをいふ。
- 【七】 屯兵。羌反したるを以て發して塞上に屯せしめたる諸郡の兵。
- 【八】 塙壁。とりで、小城。
- 【九】 寢。上書の言ふ所を用ひられざるをいふ。

み、正を守りて移らず。冠を免ぎて朝堂に固く争ふに至り、前後且に十たび上らんとす。衆、皆、之が爲めに危懼す。安・隗、色を正しくして自若なり。侍御史魯恭・上疏して曰はく、「國家、新に大憂に遭ひ、陛下、方に諒闇に在り、百姓闕然として、三時、警蹕の音を聞かず、懷思すること皇皇として、求むる有れども得ざるが若くならざるは莫し。今、乃ち盛春の月を以て、軍役を興發し、天下を擾動し、以て戎夷を事とす。誠に、恩を中國に垂れ、元を改め時を正しくし、内に由りて外に及ぼす所以に非ざるなり。萬民は天の生ずる所なり。天の、其の生ずる所を愛するは、猶ほ父母の、其の子を愛するがごとし。一物も其の所を得ざる有れば、則ち天氣之が爲めに舛錯す。況や人に於てをや。故に民を愛する者は、必ず天の報有り。夫れ戎狄は、四方の異氣にして、鳥獸と別無し。若し中國に雜居せば、則ち天氣を錯亂し、善人を汗辱せん。是を以て、聖王の制は、羈縻して絶たざるのみ。今、匈奴、鮮卑に破られ、遠く史侯河西に藏れ、塞を去ること數千里なり。而るに其の虚耗に乗じ、其の微弱を利とせんと欲するは、是れ義の出づる所に非ざるなり。今始めて徵發し、而も大司農、調度足らず、上下相迫り、民間の急、亦已甚し。羣僚百姓、咸曰はく、「不可なり」と。陛下、奈何ぞ一人の計を以て、萬人の命を棄て、其の言を郵へざるや。上は天の心を觀、下は人の志を察すれば、以て事の得失を知るに足れり。臣、中國の、中國たらざらんことを恐る。豈に徒に匈奴のみならんや」と。尙書令韓稜・騎

- 【一】 三時は夏秋冬。天子は出づるに警し、入るに蹕す。
- 【二】 舛錯。たがひ、あやまる。

都尉朱暉・議郎京兆の樂恢、皆、上疏して諫む。太后聽かず。又、使者に詔して、憲の弟篤・景の爲めに、竝に邸第を起し、百姓を勞役す。侍御史何敞・上疏して曰はく、「臣聞く、匈奴が桀逆を爲すこと久し。平城の圍、(一)嫚書の恥、此の二辱は、臣子が爲めに軀を捐てて必ず死せんとする所なり。高祖・呂后、怒を忍び忿を含み、舎てて誅せず。今、匈奴は節に逆ふの罪無く、漢朝は慙づ可きの恥無し。而るに盛春(二)東作のとき、大役を興動す。元元怨恨し、威、悦ばざる(心)を懷く。又、狼に衛尉篤・奉車都尉景の爲めに、館第を繕修し、街に彌り里に絶る。篤・景は親近の貴臣なり。當に百僚の表儀と爲るべし。今、衆軍、道に在り、朝廷唇を焦し、百姓愁苦し、縣官、用無し。而るに遽に大第を起し、玩好を崇飾す。令徳を垂れ無窮に示す所以に非ざるなり。宜しく且く工匠を罷め、専ら北邊を憂へ、民の困を恤ふべし」と。書・奏す。省せられず。寶憲嘗て門生をして書を齎して、尙書僕射郵壽に詣らしめ、請託する所有り。壽即ち詔獄に送り、前後・上書して、憲が驕恣なるを陳べ、王莽を引きて以て國家を誡め、又、朝會に因りて、憲等を刺譏するに、匈奴を伐ち第宅を起す事を以てし、音を厲まし色を正しくし、辭旨甚だ切なり。憲怒り、書を陷るるに、公田を買ひ、誹謗するを以てす。(三)吏に下され誅に當す。何

- 【一】平城の圍。十一卷高帝七年に見ゆ。高祖、匈奴に包圍せられたるなり。
- 【二】嫚書の恥。十二卷惠帝三年に見ゆ。呂后が高祖の歿後冒頭單子より無禮なる一種の求婚の書面を受けたることなり。
- 【三】東作。四季の序は春より始まる、春は東方に配せらるるによりて、歳は東に起るといふ。春になりて人始めて耕作に従事す、故に東作といふ。
- 【四】用。財用なり。

敞・上疏して曰はく、「壽は機密の近臣にして、匡救するを職と爲す。若し懷默して言はずんば、其の罪當に誅せらるべし。今、壽は衆に違ひ正義し、以て宗廟を安んせんとす。豈に其の私ならんや。臣が死に觸れて(一)警言する所以は、壽の爲めに非ざるなり。忠臣は節を盡し、死を以て歸と爲す。臣、壽を知らずと雖も、度るに其れ甘心して之に安んせん。誠に、聖朝の誹謗の誅を行ひ、以て晏晏の化を傷ひ・忠直を杜塞し・讒を無窮に垂るるを欲せず。臣敞、謬つて機密に與る。言の宜しからざる所あらば、罪名明白なり。當に牢獄に墮れ、壽に先だちて僵仆すべし。萬死すとも餘り有らん」と。書・奏す。壽、死論を減じて合浦に徙さるるを得たり。未だ行かすして自殺す。壽は(二)惲の子なり。夏六月、寶憲・耿秉、朔方の雞鹿塞に出で、南單于、滿夷谷に出で、度遼將軍鄧鴻、(三)稠陽塞に出で、皆、涿邪山に會す。憲、副校尉閻盤・司馬耿种、耿譚を分遣し、南匈奴の精騎萬餘を將ゐて、北單于と、稽落山に戦はしめ、大に之を破る。單于遁走す。追うて諸部を撃ち、遂に私渠北靉海に臨み、名王已下萬三千級を斬り、生口を獲ること甚だ衆く、雜畜百餘萬頭。諸の裨小王、衆を率ゐて降る者、前後八十一部、二十餘萬人。憲・秉、塞を出づること三千餘

- 【一】警言。警は言なり。人の顔色を見ずして言ふ也。論語季氏篇に曰く、君子に侍するに三愆あり、未だ顔色を見ずして言ふ、之を警と謂ふと。
- 【二】惲。寛容なる也。
- 【三】雞鹿塞。内蒙古オオルトス(河套)の西北にあり。
- 【四】滿夷谷。山西省雁門道舊寧武府内。
- 【五】稠陽塞。陝西省榆林道舊榆林府内。
- 【六】涿邪山。外蒙古喀爾喀部にあり。
- 【七】稽落山。漠北に在り。

里、(二四)燕然山に登り、(二五)中護軍班固に命じて、石に刻し功を勅し、漢の威徳を紀して還る。軍司馬吳汜・梁諷を遣はし、金帛を奉じて、北單于に遣らしむ。時に虜中・乖亂す。汜・諷、北單于に西海の上及び、國の威信を宣べ、詔を以て賜を致す。單于・稽首して拜受す。諷因つて説き、(二六)呼韓邪の故事を修めしむ。單于・喜悅し、即ち其の衆を將ゐて、諷と與に還り、私渠海に到る。漢の軍已に塞に入ると聞き、乃ち弟右溫禺鞮王を遣はし、貢を奉じて入りて侍せしむ。諷に隨つて闕に到る。憲、單于が自身到らざるを以て、奏して其の侍弟を還す。

秋七月乙未、會稽、山崩る。

九月庚申、竇憲を以て大將軍と爲し、中郎將劉尚を車騎將軍と爲す。憲を武陽侯に封す、食邑二萬戶。憲固く封爵を辭す。詔して之を許す。舊、大將軍の位は、三公の下に在り。是に至りて、詔して、憲の位は太傅の下・三公の上に次ぶ。(二七)長史・司馬は秩中二千石。耿秉を封じて美陽侯と爲す。竇氏兄弟・驕縱にして、執金吾景尤も甚だしく、奴客・緹騎、人の財貨を強奪し、罪人を篡取し、婦女を妻略す。商賈閉塞し、寇讐を避くるが如し。又、(二八)擯に縁邊の諸郡の突騎の才力有る者を發す。有司、敢て舉奏するもの莫し。袁安・劾す、「景、擯に邊兵を發す、

【二四】燕然山。今の外蒙古賽音諾顏部に、杭愛山あり、陝西寧夏の北二千餘里に直る、蓋し古の燕然山なり。

【二五】中護軍。官名、前漢の護軍都尉の如し。

【二六】呼韓邪の故事。漢に臣服して北藩となるをいふ。

【二七】長史司馬云云。もと大將軍の長史司馬は秩千石なりしを、今、秩中二千石とする也。

【二八】緹騎。漢官儀に、執金吾に緹騎二百人ありと。

し、吏民を驚惑す。二千石、(二九)符信を待たずして、輒ち景の檄を承く。當に顯誅に伏すべし」と。又奏す、「司隸校尉・河南の尹、貴戚に阿附し、擧効せず。請ふ官を免じ罪を案せん」と。竝に寢みて・報せられず。駙馬都尉瓌、獨り經書を好み、節約して自ら修む。尙書何敞、封事を上りて曰はく、「昔、(三〇)鄭の武姜の・叔段を幸する、(三一)衛の莊公の・州吁を寵するは、愛すれども教へず、終に凶戾に至れり。是に由りて之を觀れば、子を愛すること此の若くなるは、猶ほ飢ゑて之に食はしむるに毒を以てするがごとし。適に・之を害する所以なり。伏して見るに、大將軍憲、始めて大憂に遭ふや、公卿比に奏し、國事を典幹せしめんと欲す。憲、深く謙退を執り、固く盛位を辭す。懇懇勤勤として、言の深く至れること、天下、之を聞き、説喜せざるもの莫かりき。今、年を踰ゆること未だ幾ばくならず、(三二)入禮未だ終らざるに、卒然として中ごろ改まり、兄弟、朝を専らにす。憲は三軍の重きを乗り、篤・景は宮衛の權を總べ、而して百姓を虐用し、奢侈(三三)僭倖し、無罪を誅戮し、心を肆にして自ら快しとす。今者論議諷諷として、咸「叔段・州吁、復た漢に生る」と謂ふ。臣、公卿を觀るに、兩端

【二九】符信。兵を發する符。虎符を以て信と爲すを謂ふ。

【三〇】鄭の武姜云云。春秋のとき、武姜、少子叔段を愛す。鄭の莊公立つや、武姜請うて、京を以て叔段を封す。これを京城の太叔と謂ふ。後、武姜、引きて以て鄭を襲はしむ。莊公、これに伐つ。出でて共に奔る。

【三一】衛の莊公云云。春秋のとき、衛の莊公、庶子州吁を寵す。州吁、兵を好む。公、禁ぜず。その臣石碚諫むれども聽かず。桓公立つに及びて、州吁、乃ち桓公を弑して位を篡ふ。

【三二】入禮未だ終らざる。三年の喪未だ終らざるをいふ。

【三三】僭倖。分を越えたる振舞をなす也。

を懐持し、肯て極言せざるは、「憲等若し懈らざるの志あらば、則ち己は吉甫が申伯を襲せし功を受けん。如し憲等罪辜に陥らば、則ち自ら陳平・周勃が呂后に順ひし権を取らん」と以爲ひ、終に憲等の吉凶を以て憂と爲さざるなり。臣敞が區區たるは、誠に、計策兩つながら安く、其の綿綿たるを絶ち、其の涓涓たるを塞がんことを欲し、上は皇太后をして、文母の號を損し、陛下をして、誓泉の譏有らしめんことを欲せず、下は憲等をして長く其の福祐を保つを得しめんとてなり。駙馬都尉瓌は、比に請うて身を退け、家の權を抑へんことを願ふ。與に謀に參はらしめ、其の意に聽順す可し。誠に宗廟の至計、竇氏の福なり」と。時に濟南王康、尊貴にして驕ること甚だし。憲乃ち白し、敞を出して濟南の太傅と爲す。康、違失有れば、敞輒ち諫争す。康、從ふ能はずと雖も、然れども素より敞を敬重し、嫌悟する所無し。

冬十月庚子、阜陵の質王延・薨す。

是の歲、郡國九つ、大水あり。

【三九】 吉甫云云。申伯は周の宣王の元舅にして、令徳あり。尹吉甫、詩を作りて以てこれを美す。即ち憲等失なければ讚稱して其の功を分たんとするをいふ。

【四〇】 陳平周勃云云。高后紀に見ゆ。

【四一】 其の綿綿云云。周の金人の銘に曰はく、涓涓たるを塞がずんば、終に江河と爲らん。綿綿たるを絶たずんば、或は細羅と爲らんと。

【四二】 文母。文王の母。

【四三】 誓泉。春秋の時、鄭の武姜、叔段を引きて鄭を襲はしむ。莊公、姜氏を城穎に置き、誓つて曰はく、黃泉に及ばずんば、相見る無からんと。

【四四】 康。光武の少子。

【四五】 嫌悟。きらいひ、逆らふ。

二年、春正月丁丑、天下に赦す。

二月壬午、日、之を食する有り。

夏五月丙辰、皇弟壽を封じて濟北王と爲し、開を河間王と爲し、淑を城陽王と爲す。故の淮陽の頃王の子側を紹封して常山王と爲す。

竇憲、副校尉閼錫を遣はし、二千餘騎を將ひて、北匈奴の伊吾を守る者を掩撃せしめ、復た其の地を取る。車師・震懼し、前後王、各、子を遣はして入りて侍せしむ。

月氏、公主に尙せんことを求む。班超拒みて其の使を還す。(月)是に由りて怨恨し、其の副王謝を遣はし、兵七萬を將ひて超を攻めしむ。超の衆少く、皆、大に恐る。超、軍士に譬して曰はく、「月氏は、兵、多しと雖も、然れども數千里より葱嶺を踰えて來り、運輸あるに非ず。何ぞ憂ふるに足らんや。但だ當に穀を收めて堅く守るべし。彼飢窮して自ら降らん。數十日を過ぎずして(收)決せん」と。謝遂に前みて超を攻むれども下らず。又鈔掠すれども得る所無し。超、其の糧將に盡きんとし、必ず龜茲より食を求めんことを度り、乃ち兵數百を遣はし、東界に於て之を要せしむ。謝果して騎を遣はし、金銀珠玉を齎し、以て龜茲に賂はしむ。超の伏兵遮り撃ち、盡く之を殺し、其の使の首を持し、以て謝に示す。謝大に驚き、即ち使を遣はして罪を請ひ、生きて歸るを得んことを願ふ。超、之を縦ち遣る。月氏は

【一】 章和元年、淮陽の頃王朔薨じ、未だ嗣を立つるに及ばざるに、國に大喪あり、今乃ち封を紹がしむ。

【二】 譬。喩す也。

に由りて大に震ひ、歳ごとに貢獻を奉ず。

初め 北海の哀王、後無し。肅宗、齊の武王が首として大業を創め、而して後嗣廢絶せるを以て、心常に之を感み、遺詔して、齊・北海の二國を復せしむ。丁卯、燕湖侯 無忌を封じて齊王と爲し、北海の敬王の庶子威を北海王と爲す。

六月、辛卯、中山の簡王焉薨す。焉は東海の恭王の母弟にして、竇太后は 恭王の甥なり。故に賻錢一億を加へ、大に爲めに冢塋を修め、吏民の家墓を平夷すること、千を以て數へ、作者、萬餘人、凡そ徵發すること、六州・十八郡を搖動す。

詔して、竇憲を封じて冠軍侯と爲し、篤を郾侯と爲し、瓌を夏陽侯と爲す。憲獨り・封を受けず。

秋七月乙卯、竇憲出でて 涼州に屯す。侍中鄧疊を以て征西將軍の事を行はしめ、副と爲す。

北單于、漢の・其の侍弟を選せるを以て、九月、復た使を遣はして塞を款き、臣と稱し、入りて朝見せんと欲す。冬十月、竇憲、班固・梁諷を遣はして之を迎へしむ。會は南

單于復た上書し、北庭を滅ぼさんことを求む。是に於て、左谷蠡王師子等を遣はし、左右部八千騎を將めて、雞鹿塞を出でしめ、中郎將耿譚、從事を遣はして之を 將護せしむ。襲うて北單于を撃ち、夜、之を圍むに至る。北單于、劍を被り、僅にして・免るを得たり。閼氏及び男女五人を獲、斬首八千級、生虜數千口。班固、私渠海に至りて還る。是の時、南部の黨衆益盛にして、領戸三萬四千、勝兵五萬あり。

三年、春正月甲子、帝、曹襄の新禮を用ひて元服を加ふ。襄を擢でて

羽林左騎を監せしむ。

竇憲、北匈奴の微弱なるを以て、遂に之を滅ぼさんと欲し、二月、左校尉耿种・司馬任尙を遣はし、居延塞を出でしめ、北單于を金微山に圍み、大に之を破り、其の母閼氏・名王已下五千餘級を獲たり。北單于・逃走し、在る所を知らず。塞を出づること五千餘里にして還る。漢の・師を出してより、未だ嘗て至らざる所なり。種を封じて粟邑侯と爲す。

竇憲、既に大功を立て、威名益盛なり。耿种・任尙等を以て爪牙と爲し、鄧疊・郭璜を心腹と爲し、班固・傅毅の徒、文章を典り、刺史・守令、多く其の門に出で、吏民に賦斂し、共に賂遺を爲す。司徒袁安・司空任隗、諸二千石并に連及する所を舉奏す。秩を貶し官を免せらるるもの、四十餘人。竇

【三】 章帝元和三年、北海の哀王基薨じ、後無し。

【四】 無忌は齊王晃の子。章和元年、是貶せらる。

【五】 北海の敬王。名は隄。

【六】 恭王の甥。竇太后の母沘陽公主は、東海恭王彊の女なり。

【七】 作者。勞役に從事する者なり。

【八】 涼州は隴西・漢陽・武都・金城・安定・北地・武威・張掖・敦煌・酒泉等の郡を部す。今の甘肅省の地なり。後漢の涼州の刺史は隴に治す。今の甘肅省渭川道秦安縣の東北の故の隴城なり。一に云はく、冀に治すと。今の甘肅省渭川道伏羌縣に冀城あり。

【九】 耿譚は、使匈奴中郎將たり。

【一〇】 將護。將領監護なり。

【一一】 羽林左騎、秩六百石、羽林左騎を主る。光祿勳に屬す。

氏大に恨む。但だ安・隗、素行高く、亦、未だ以て之を害すべき有らず。尙書僕射樂恢、刺舉して、回避する所無し。憲等、之を疾む。恢、上書して曰はく、「陛下、春秋に富み、大業を纂承す。諸舅、宜しく王室を幹正し、以て天下の私を示すべからず。方今の宜、上は義を以て自ら割き、下は謙を以て自ら引かば、四舅は長く爵土の榮を保つ可く、皇太后は永く宗廟に負くを慙ぶるの憂無からん。誠に策の上なる者なり」と。書奏す。省せられず。恢、疾と稱して骸骨を乞ひ、長陵に歸る。憲、州郡に風厲して恢を迫脅せしむ。恢、藥を飲みて死す。是に於て、朝臣震懼し、風を望み旨を承け、敢て違ふ者無し。袁安、天子・幼弱にして外戚・權を擅にするを以て、朝會進見し、及び公卿と國家の事を言ふ毎に、未だ嘗て暗鳴流涕せずんばあらず。天子より大臣に及ぶまで、皆、之を恃頼す。

冬十月癸未、上、長安に行幸し、詔して、蕭・曹の近親の宜しく嗣と爲すべき者を求め、其の封邑を紹がしむ。

寶憲に詔して、車駕と長安に會せしむ。憲至る。尙書以下、議して、之を拜し、伏して萬歳と稱せんと欲す。尙書韓稜、色を正しくして曰はく、「夫れ上に交りて諂はず、下に交はりて瀆れず。禮に、人臣に萬歳と稱するの制無し」と。議者皆慙ちて止む。尙書の左丞王龍、私に奏記して、「牛酒を憲

- 【一】 春秋に富む。年少きをいふ。
- 【二】 四舅。憲、篤、景、環をいふ。
- 【三】 恢は京兆長陵の人。
- 【四】 暗鳴。歎傷の貌。
- 【五】 蕭・曹。蕭何、曹參。
- 【六】 尙書の屬官に、左丞・右丞各一人あり、文書期會を録するを掌る、秩四百石。

に上る」といふ。稜、龍を舉奏し、論じて城旦と爲す。

龜茲・姑墨・溫宿の諸國皆降る。十二月、復た西域都護・騎都尉・戊己校尉の官を置く。班超を以て都護と爲し、徐幹を長史と爲す。龜茲の侍子白霸を拜して龜茲王と爲し、司馬姚光を遣はして之を送る。超、光と共に龜茲を脅し、其の王尤利多を廢して、白霸を立て、光をして尤利多を將ゐて、還りて京師に詣らしむ。超は龜茲の它乾城に居り徐幹は疏勒に屯す。惟だ焉耆・危須・尉犂のみは、前に都護を沒せるを以て、猶ほ二心を懷く。其餘は悉く定まる。

- 【八】 章帝建初元年、西域都護及び戊己校尉の官を罷む、今復た置く。
- 【九】 都護を沒す。四十五卷明帝永平十八年に見ゆ。
- 【一〇】 定まる。漢に服するをいふ。

初め北單于既に亡ぐるや、其の弟右谷蠡王於除鞬、自立して單于と爲り、衆數千人を將ゐ、蒲類海に止まり、使を遣はして塞を款く。寶憲、使を遣はし、於除鞬を立てて單于と爲し、中郎將を置きて領護すること。南單于の故事の如くせんと請ふ。事、公卿に下して議せしむ。宋由等以爲はく、「許す可し」と。袁安・任隗、奏して以爲はく、「光武、南虜を招懷せるは、永く内地に安んず可しと謂へるに非ず、正に、權時の算にして、北狄を扞禦するを得可きを以ての故なり。今、朔漠已に定まれり。宜しく南單于をして、其の北庭に反り、并せて降衆を領せしむべし。復た更に於除鞬を立てるに緣りて以て國費を増す無かれ。」と。事、奏すれども、未だ時を以て

定まらず。安、憲の計の遂に行はれんことを懼れ、乃ち獨り封事を上りて曰はく、「南單于 屯は、先父、衆を擧げて德に歸し、恩を蒙りてより以來、四十餘年、三帝積累し、以て陛下に遣れり。陛下、深く宜しく先志を追述し、其の業を成就すべし。況んや屯は首として大謀を創め、北虜を空盡せるをや。輟めて、圖らず、更に新降を立つるは、一朝の計を以て、三世の規に違ひ、(一)養ふ所に信を失ひ、(二)功無きを建立するなり。(三)論語に曰はく、「言忠信、行篤敬ならば、蠻貊と雖も行はれん」と。今若し信を一の屯に失はば、則ち百蠻、敢て復た 誓を保たじ。又、烏桓・鮮卑、(四)新に北單于を殺せり。凡そ人の情、咸仇讐を畏る。今、其の弟を立てば、則ち二虜、怨を懷かん。且つ漢の故事、南單于に供給すること、費、歳ごとに一億九十餘萬に直り、西域には歳ごとに七千四百八十萬。今、北庭は彌、遠ければ、其の費、倍に過ぎん。是れ乃ち天下を空盡するものにして、策を建つるの要に非ざるなり」と。詔して其の議を下す。安、又憲と更に相難折す。憲、險急にして、執を負み、言辭 驕訐にして、安を詆毀し、光武(一〇)韓歆、(一一)戴涉を誅せし故事を稱するに至る。安終に移らず。然れども上竟に憲の策に従ふ。

- 【三】屯。屯居何。
- 【四】養ふ所。南單于をいふ。
- 【五】功無き。於除韃をいふ。
- 【六】論語云云。孔子、子張に答ふるの言。衛靈公甯に見ゆ。
- 【七】誓。漢と夷人と誓ふの言をいふ。
- 【八】新に云云。章和元年、優留單于を斬りしをいふ。
- 【九】訐。人の惡をあばく也。
- 【一〇】韓歆。四十三卷建武十五年に見ゆ。
- 【一一】戴涉。同卷建武二十年に見ゆ。

卷の第四十八

漢紀四十四

孝和皇帝下

◎ 永元四年、春正月、大將軍の左校尉耿種を遣はし、於除韃に印綬を授けしめ、中郎將任尙をして、節を持って衛護して伊吾に屯すること、南單于の故事の如くせしむ。初め廬江の周榮、袁安の府に辟せらる。安、(一)寶景を擧奏し、及び(二)北單于を立てるを争ふ事、皆、榮が草を具ふる所なり。寶氏の客太尉の掾徐(三)麟、深く之を惡み、榮を脅して曰はく、「子、袁公の腹心の謀を爲し、寶氏を排奏せり。寶氏の悍士刺客、城中に滿つ。謹んで之に備へよ」と。榮曰はく、「榮は江淮の孤生にして、(四)宰士に備はるを得たり。縦ひ寶氏に害せらるるとも、誠に甘心する所なり」と。因つて妻子を救む、「若し卒に(五)飛禍に遇はば、殞斂するを得る無かれ。冀はくは區區たる腐身を以て、朝廷を覺悟せん」と。

- 【一】永元四年。西紀九二年。
- 【二】寶景云云。前卷元年に見ゆ。
- 【三】北單于云云。前卷前年に見ゆ。
- 【四】宰士。榮、司徒府に辟せらる。故に宰士と稱す。
- 【五】飛禍。倉卒に飛び來る禍に罹りて死するをいふ。

三月癸丑、司徒袁安薨。

閏月丁丑、太常丁鴻以爲司徒。

夏四月丙辰、竇憲還京師。

六月戊戌朔、日之食、丁鴻上疏曰、昔諸呂權擅、統嗣幾移。

らんとせり。哀平の末、廟血食せず。故

に周公の親有りと雖も、而も其の徳無ければ、

其の教を行ふを得ざるなり。今、大將軍は、

身を救して自ら約にし、敢て僭差せざらんと欲

すと雖も、然れども天下遠近、皆、惶怖して旨

を承け、刺史二千石、初めて除せられて、謁辭

し、(一〇) 通を求め、(一一) 報を待ち、(一二) 符璽を奉じ、(一三) 臺

救を受くと雖も、敢て便ち去らず、久しき者は數十日に至り、王室に背き、私門に向ふ。此れ乃ち上の

威損し、下の權盛なるなり。人道、下に悖れば、效驗、天に見はる。隱謀有りと雖も、神、其の情を

照し、象を垂れ戒を見し、以て人君に告ぐ。微を禁ずるは則ち易く、末を救ふは則ち難し。人、微細

を忽せにして以て其の犬を致さざるは莫し。恩、誨ふるに忍びず、義、割くに忍びず。(一四) 去事の微

は、未然の明鏡なり。夫れ天は以て剛ならざる可からず。剛ならざれば則ち三光明かならず。王は以て彊からざる可からず。彊からざれば則ち宰牧從横なり。宜しく大變に因り、政を改め失を匡し、以て天意を塞ぐべし」と。

丙辰、郡國十三、地震ふ。

早し、蝗あり。

竇氏父子兄弟、竝に卿校と爲り、朝廷に充滿す。穰侯鄧疊、疊の弟

歩兵校尉磊及び母元、憲の女婿射聲校尉郭舉、舉の父、長樂少府璜、共に

相交結す。元、舉竝に禁中に入し、舉、幸を太后に得、遂に共に、殺

害を爲さんことを圖る。帝、陰に其の謀を知る。是の時、憲兄弟、權を

専らにし、帝、内外の臣僚と、親接するに由莫く、與に居る所の者は、中常侍

閹宦のみ。帝以へらく、朝臣上下、憲に附かざるは莫し、獨り、中常侍

鉤盾令鄭衆のみ、謹敏にして、心幾あり、豪黨に事へずと。遂に衆と與

に議を定めて憲を誅せんとす。憲が、外に在るを以て、其の亂を爲さん

ことを慮り、忍びて未だ發せず。會、憲、鄧疊と與に、皆京師に還る。

時に清河王慶、恩遇尤く渥く、常に省に入りて宿止す。帝、將に其の謀を發せんとし、外戚

漢孝和皇帝永元四年

- 【六】 鴻、此の事を引き、以て外戚の禍を指言する也。
- 【七】 事は王莽紀に見ゆ。
- 【八】 其の教を行ふ。政を執るをいふ。
- 【九】 謁辭。初めて官に除せられて謁し、官に之くとき辭する也。
- 【一〇】 通を求め。名を通ずるを求むる也。
- 【一一】 報を待つ。謁するを得ると謁するを得ざるを辭するを得ると辭するを得ざるとの報を待つ也。
- 【一二】 臺。初めて除せらるる者、尙書臺に詣りて救を受くる也。
- 【一三】 去事は過去の事。微は後漢書丁鴻傳には後に作る。

- 【一四】 三光。日月星。
- 【一五】 卿校。九卿、諸校尉。
- 【一六】 太后、長樂宮に居る、故に少府あり、秩二千石。
- 【一七】 殺害。弑逆なり。
- 【一八】 閹宦。宦者なり。
- 【一九】 鉤盾令。秩六百石、宦者これと爲る。諸の近池苑園遊觀の處を掌る。
- 【二〇】 心幾。心中に色色と思ひめぐらすこと。
- 【二一】 外に在り。憲が出て涼州に屯する時なるをいふ。
- 【二二】 省。禁中をいふ。
- 【二三】 外戚傳。前漢書の外戚傳なりといふ。

傳を得んと欲す。左右の敢て使せざらんことを懼れ、慶をして私に〔二四〕千乘王より求めしむ。夜、獨り之を内る。又、慶をして鄭衆に傳語して〔二五〕故事を求索せしむ。庚申、帝、北宮に幸し、執金吾・五校尉に詔し、兵を勅して南北宮を屯衛し、城門を閉ぢ、郭璜・郭舉・鄧疊・鄧磊を收捕す。皆、獄に下されて死す。謁者僕射を遣はし、憲の大將軍の印綬を收め、更に封じて冠軍侯と爲し、篤・景・環と與に、皆、國に就かしむ。帝、太后の故を以て、憲を〔二六〕名誅するを欲せず、爲めに〔二七〕嚴能の相を選びて之を督察せしむ。憲・篤・景、國に到るや、皆、迫りて自殺せしむ。初め河南の尹張、酈、數、正法を以て寶景を〔二八〕繩治す。寶氏敗るるに及びて、酈・上疏して曰はく、『憲等が寵貴なるに方りて、羣臣阿附し、唯だ及ばざらんことを恐れ、皆、憲、顧命の託を受け、〔二九〕伊呂の忠を懷く』と言ひ、乃ち復た〔三〇〕鄧夫人を文母に比するに至れり。今、嚴威既に行はるるや、皆、『死に當す』と言ひ、其の前後を顧み厥の衷を考折せず。臣伏して見るに、夏陽侯璜

- 〔二四〕 千乘王。名は仇。帝の長兄なり。
- 〔二五〕 故事。文帝の、薄昭を誅し、武帝の、竇嬰を誅せし等の先例をいふ。
- 〔二六〕 名誅。名を正してこれを誅する也。
- 〔二七〕 嚴能。嚴酷にして才能ある也。
- 〔二八〕 相。國相をいふ。
- 〔二九〕 繩治。窮究して其の罪を正す也。
- 〔三〇〕 伊呂。伊尹、呂尙。

- 〔三一〕 鄧夫人。穰侯鄧疊の母元なるべし。
- 〔三二〕 三宥。禮記に、公族、罪有り、獄成るや、有司、公に讞して曰く、某の罪は大辟に在りと。公曰く、これを宥せよと。有司又曰く、大辟に在りと。公又曰く、これを宥せよと。有司又曰く、大辟に在りと。公又曰く、これを宥せよと。三宥に及びて對へず、走り出でて刑を旬人に致す。公、又、人をしてこれを逐はしめて曰く、必ずこれを宥せよ

は、毎に忠善を存し、前に臣と言ふに、常に節を盡すの心有り、賓客を檢救し、未だ嘗て法を犯さず。臣聞く、王政には、骨肉の刑に、〔三一〕三宥の義あり、厚きに過ぐるも薄きに過ぎずと。今、議者、環の爲めに嚴能の相を選ばんと欲す。恐らくは其れ迫切して、必ず完免せざらん。宜しく〔三二〕貨宥を裁加し、以て厚德を崇ぶべし』と。帝、其の言に感ず。是に由りて、環獨り、全きを得たり。寶氏の宗族賓客、憲を以て官と爲りし者、皆、免せられて故郡に歸る。初め班固の奴、嘗て酔うて洛陽の令种競を罵る。競因つて寶氏の賓客を逮考し、固を收捕す。〔三三〕獄中に死す。固嘗て漢書を著し、尙ほ未だ就らず。固の女弟曹壽の妻、昭に詔して、踵ぎて之を成さしむ。

華嶠論じて曰はく、固の事を序する、〔三四〕激詭せず、〔三五〕抑抗せず、〔三六〕瞻なれども穢ならず、〔三七〕詳にして體有り、之を讀む者をして〔三八〕聲聲として厭はざらしむ。信なるかな、其の能く名を成せるや。固、司馬遷を譏りて、『是非頗る聖人に謬ふ』といふ。然れども其の論議、常に〔三九〕死節を排し、〔四〇〕

- と。有司對へて曰く、及ぶ無きなりと。公に反命す。公、素服すること、其の倫の喪の如しと。一説に、不識・過失・遺忘の三つに由る罪は、これを宥すをいふ、と解すれども、それは當然の事にして、必ずしも骨肉の刑のみならず、今の三宥の意に非ず。
- 〔三二〕 貨宥。寛恕なり。
- 〔三三〕 昭。即ち曹大家。
- 〔三四〕 激詭。激は揚ぐる也、詭は毀る也。
- 〔三五〕 抑抗。抑は返くる也、抗は進むる也。
- 〔三六〕 瞻は富瞻なり。穢は煩雜なり。
- 〔三七〕 穢。勉めて倦まざる貌。
- 〔三八〕 死節を排す。班固が「龔勝、竟に天年を夭す」と言へるの類をいふ。
- 〔三九〕 正直を否とす。班固が、王陵・汲黯を讒と言へるの類をいふ。

- 〔四〇〕 死節を排し、

正直を否とし、而して身を殺して仁を成すの美たるを敘せず。則ち仁義を輕んじ守節を賤しむこと甚だし。

初め竇憲、妻を納るるや、天下の郡國、皆、禮慶有り。漢中郡も亦當に吏を遣はすべし。戸曹李卻諫めて曰はく、「竇將軍は、椒房の親、徳禮を修めずして、權を専らにし驕恣なり。危亡の禍、足を翹げて待つ可し。願はくは明府、心を王室に一にし、與に交通する勿かれ」と。太守固く之を遣はさんとす。卻、止むる能はず、請うて・自らかんことを求む。之を許す。卻、遂に所在に遲留し、以て其の變を観る。行きて扶風に至る。而して憲、國に就く。凡そ交通する者、皆、坐して官を免せらる。漢中の太守、獨り與らず。帝、清河王慶に奴婢・輿馬・錢帛・珍寶を賜ひ、其の第に充物す。慶、時に安からざる或れば、帝、朝夕問訊し、膳藥を進め、意を垂るる所以甚だ備はれり。慶も亦、小心恭孝にして、自ら・廢黜せられたるを以て、尤も事を畏れ法を慎む。故に能く其の寵祿を保つ。

帝、袁安の子賞を除して郎と爲し、任隗の子屯を歩兵校尉と爲す。鄭衆、大長秋に遷る。帝、勳を策り賞を班つや、衆毎に多きを辭して少きを受く。帝、是に由つて之を賢とし、常に之と政事を議論す。宦官、權を用ふるごと、此より始まる。

秋七月己丑、太尉宋由、竇氏の黨なるを以て、策免せらる。自殺す。

八月辛亥、司空任隗、薨す。

癸丑、大司農尹睦を以て太尉と爲す。太傅鄧彪、老病を以て、樞機の職を上還す。詔して、焉を許し、睦を以て彪に代りて尙書の事を録せしむ。

冬十月、宗正劉方を以て司空と爲す。

武陵・零陵・潯中之蠻・叛す。

護羌校尉鄧訓・卒す。吏民羌胡の、旦夕臨する者、日に數千人、羌

胡、或は刀を以て自ら割き、又、其の犬馬牛羊を刺殺して曰はく、「鄧使

君、已に死せり。我が曹も亦俱に死せんのみ」と。前の烏桓の吏士、

皆、道路に奔走し、城郭を空しくするに至る。吏、執ふれども聽かず。(吏

状を以て) 校尉徐儁に白す。儁、歎息して曰はく、「此れ義の爲めなり」

と。乃ち之を釋す。遂に家家、訓の爲めに祠を立て、疾病有る毎に、輒ち

請禱して福を求む。蜀郡の太守犇尙、訓に代りて護羌校尉と爲り、恩を以て諸羌を懐けんと欲し、乃

ち譯使を遣はし、迷唐を招き呼び、還りて大小榆谷に居らしむ。迷唐既に還り、祖母卑缺を遣

はして尙に詣らしむ。尙自ら送りて塞下に至り、爲めに祖道を設け、譯田汜等五人をして、護送して

【四五】 尙書は樞機の職なり。鄧彪、尙書の事を録せり。

【四六】 臨。哭する也。

【四七】 前の烏桓の吏士。訓が前に烏桓校尉に任ぜられし時の吏士。

【四八】 儁は蓋し烏桓校尉たり。

【四九】 大小榆谷云云。迷唐が大小榆谷を去ること、前卷章和二年に見ゆ。

【五〇】 卑缺は、蓋し迷唐の母なり。

廬落に至らしむ。迷唐遂に反し、諸種と共に生きながら汜等を屠裂し、血を以て盟詛し、復た金城の塞に寇す。尙、坐して免せらる。

五年、春正月乙亥、明堂に宗祀し、靈臺に登り、天下に赦す。

戊子、千乗の貞王伉・薨す。

辛卯、皇弟萬歳を封じて廣宗王と爲す。

甲寅、太傅鄧彪・薨す。

戊午、隴西、地震ふ。

夏四月壬子、阜陵の瘍王の兄魴を、紹封して阜陵王と爲す。

九月辛酉、廣宗の瘍王萬歳・薨す。子無し。國除かる。

初め、竇憲、既に於除鞬を立てて北單于と爲し、輔けて北庭に歸らしめんと欲す。會、憲・誅せられて止む。於除鞬、自ら畔きて北に還る。詔して、將兵長史王輔を遣はし、千餘騎を以て、任尙と共に追討せしめ、之を斬り、其の衆を破滅す。

耿夔が北匈奴を破るや、鮮卑、此に因りて轉徙し、其の地に據る。匈奴の餘種の留まる者、尙は十餘萬落あり。皆自ら鮮卑と號す。鮮卑、此に由りて漸く盛なり。

冬十月辛未、太尉尹陟・薨す。
十一月乙丑、太僕張酺、太尉と爲る。酺、尙書張敏等と與に、「射聲校尉曹褒、擅に漢の禮を制し、聖術を破亂す。宜しく刑誅を加ふべし」と奏す。書凡そ五たび奏す。帝、酺が學を守りて通せざるを知り、其の奏を寢むと雖も、而も漢の禮遂に行はれず。
是の歲、武陵の郡兵、叛蠻を破り、之を降す。
梁王暢、從官下忌と與に、祠祭して福を求む。忌等諂媚して云はく、「神、王、當に天子と爲るべし」と言へり」と。暢、與に相應答す。有司の奏する所と爲る、「請ふ徵して詔獄に詣らしめん」と。帝許さず、但だ成武・單父の二縣を削る。暢、慙懼し、上疏して深く自ら刻責して曰はく、「臣、天性狂愚にして、防禁を知らず、自ら死罪に陥り、顯誅に伏するを分とす。陛下の聖德、法を枉げて曲平し、横赦して臣を貸し、臣の爲めに汗を受く。臣、大貸の再び得可からざるを知る。自ら誓つて身を束ね、妻子を約し、敢て復た出入して繩墨を失はず、敢て復た横費する所有らじ。租入、餘り有り。乞ふ裁に雒陽・穀熟・虞蒙・寧陵五縣を食み、餘の食む所の(二〇)四縣を還さん。臣暢の(二一)小妻三十七人あり。其の子無き者をば、願はくは本家に還し、自ら謹救なる奴婢二百人を

【一】紹封。絶えたる封を紹がしむる也。阜陵の瘍王冲は質王延の子、元年、封を嗣ぎ、三年、薨じ、嗣無し。今、魴を以て封を紹がしむ。
【二】竇憲云云。前卷三年に見ゆ。
【三】耿夔云云。前卷三年に見ゆ。
【四】拓跋氏が北荒より南に徙れるは蓋し此の時なり。

【五】襄が禮を制すること、前卷帝章和元年に見ゆ。
【六】其の家學を守るをいふ。
【七】曲平。法を曲げて恩を中へ、其の罪を平處す。
【八】横赦。赦すべからざるを赦す也。
【九】汗を受く。赦すべからざるを赦したりとの汗名を受くる也。
【一〇】四縣。下邑・尉氏・薄・鄆なり。
【一一】小妻。凡そ正室に非ざる者は皆小妻なり。

選擇し、其餘の受くる所の (二二) 虎賁 (二三) 官騎及び諸の (二四) 工技 (二五) 鼓吹 (二六) 倉頭・奴婢・兵弩 (二七) 廐馬をば、皆、本署に上還せん。臣暢、骨肉の近親を以て、聖化を亂し、清流を汙し、既に生活を得れども、誠に、心面目の、凶惡を以て、復た大宮に居り、大國を食み、官屬を張り、什物を藏する無し。願はくは陛下、恩を加へて開許せんことを」と。上、優詔して、聽さず。

護羌校尉貫友、譯使を遣はし、諸羌を構離し、誘ふに財貨を以てす。

(諸羌) 是に由りて解散す。(友) 乃ち兵を遣はして塞を出でしめ、迷唐を大小榆谷に攻め、首虜八百餘人を獲、麥數萬斛を收む。遂に (二八) 逢留大河を夾みて城塙を築き、(二九) 大航を作り、河橋を造り、兵を度して迷唐を撃たんと欲す。迷唐、部落を率ゐて遠く徙り、(三〇) 賜支河曲に依る。

單于屯屠何・死す。單于宣の弟安國立つ。安國、初め左賢王たりしとき、稱譽無し。單于と爲るに及びて、單于適の子左谷蠡王師子、次を以て轉じて左賢王と爲る。師子、素勇黠多知にして、前の單于宣及び屯屠何、皆、其の氣決を愛し、數し遣りて兵を將ゐて塞を出で、北庭を掩撃せしめ、還つて賞賜を受く。天子も亦

- 【二二】 虎賁。虎賁の士は虎賁中郎將に屬す。
- 【二三】 官騎。太僕に屬す。
- 【二四】 工技。尙方に屬す。
- 【二五】 鼓吹。黃門に屬す。
- 【二六】 倉頭奴婢。永巷御府奚官等の令に屬す。
- 【二七】 廐馬。太僕に屬す。
- 【二八】 逢留大河。即ち黃河の上流、甘肅省西寧道貴德縣の部分をいふ。
- 【二九】 大航。大船なり。
- 【三〇】 賜支河曲。賜支は地名、即ち禹貢の析支、今の甘肅省蘭山道導河縣以西に在り。即ち青寧青海の地。和碩特前頭旗附近なり。河水屈して東北し、析支の地を逕、これを河曲と爲す。

殊異を加ふ。是に由りて、國中盡く師子を敬して、安國に附かず。安國、之を殺さんと欲す。諸の新降の胡、初め (三一) 塞外に在りしとき、數し師子に驅掠せられ、多く之を怨む。安國、計を降者に委ね、與に同じく謀議す。師子、其の謀を覺り、乃ち別に五原の界に居る。(三二) 龍庭に會議する毎に、師子輒ち病と稱して往かず。度遼將軍皇甫稜、之を知り、亦、擁護して遣らず。單于、憤を懷くこと益々甚だし。

六年、春正月、皇甫稜・免せられ、執金吾朱徽を以て、度遼將軍(事)を行はしむ。時に單于、(三三) 中郎將杜崇と、(三四) 相平かならず。乃ち上書して崇を告ぐ。崇、西河の太守に諷して、單于の (三五) 章を斷たしむ。單于、自ら聞するに由無し。崇因つて朱徽と與に上言す、『南單于安國、故胡を疎遠し、新降を親近し、左賢王・師子及び左臺且渠劉利等を殺さんと欲す。又、右部の降者、共に安國を迫脅せんと謀り、兵を起して背畔せんとす。請ふ西河・上郡・安定、之が儆備を爲せ』と。帝、公卿に下して議せしむ。皆以爲はく、『蠻夷の反覆は、測知し難しと雖も、然れども大兵聚會せば、必ず未だ敢て動搖せざらん。今宜しく方略有る使者を遣はし、單于の庭に之き、杜崇・朱徽及び西河の太守と力を并せ、其の動靜を觀しむべし。如し他の變

- 【三一】 塞外に在り。先に北部に屬せし時をいふ。
- 【三二】 龍庭は、本、塞外に在りしが、是の時、南單于、塞内に居り、亦、居る所を謂つて龍庭と爲す。
- 【三三】 中郎將。使匈奴中郎將。
- 【三四】 相平かならず。仲惡しき也。
- 【三五】 章を斷つ。上書を上聞せざる也。

無くんば、崇等をして安國に就き、其の左右大臣を會し、其の部衆の横暴にして邊害を爲す者を責め、共に罪を平かにして誅せしむべし。若し命に従はずんば、權時の方略を爲さしむべし。事畢るのち、賞賜を裁行せば、亦、以て百蠻に威示するに足らん」と。是に於て、徽・崇、遂に兵を發し、其の庭に造る。安國、夜、漢の軍至ると聞き、大に驚き、帳を棄てて去り、因つて兵を擧げ、師子を誅せんと欲す。師子先づ知り、乃ち悉く慮落を將ゐて、曼柏城に入る。安國追うて城下に到る。門閉ぢ、入るを得ず。朱徽、吏を遣はして之を警和す。安國聽かず。城既に下らず、乃ち兵を引きて五原に屯す。崇・徽因つて諸郡の騎を發し、追うて之に赴く。急なり。衆皆大に恐る。安國の舅骨都侯喜爲等、并せて誅せられんことを慮り、乃ち安國を格殺し、師子を立てて亭獨尸逐侯鞬單子と爲す。

己卯、司徒丁鴻・薨す。

二月丁未、司空劉方を以て司徒と爲し、太常張奮を司空と爲す。

夏五月、城陽の懷王淑・薨す。子無し、國除かる。

秋七月、京師・旱す。

西域都護班超、龜茲・鄯善等八國の兵合はせて七萬餘人を發し、焉耆を討つ。其の城下に到る。

著王廣・尉犁王汎等を誘ひ、陳睦の故城に於て之を斬り、首を京師に傳ふ。因つて兵を縱ちて鈔掠し、斬首五千餘級、生口萬五千人を獲たり。更に焉耆の左侯元孟を立てて焉耆王と爲す。超、焉耆に留まること半歲、之を慰撫す。是に於て、西域五十餘國、悉く質を納れて内屬す。

萬里外、皆、譯を重ねて貢獻す。

南單于師子立つや、降胡五六百人、夜、師子を襲ふ。安集掾王恬、衛

護の士を將ゐ、與に戰つて之を破る。是に於て、降胡遂に相驚動し、十五

部、二十餘萬人、皆反し、脅して前の單于屯屠何の子莫鞬日逐王逢侯を立

てて單子と爲し、遂に吏民を殺略し、郵亭廬帳を燔燒し、車重を將ゐて朔

方に向ひ、幕北に度らんと欲す。九月癸丑、光祿勳鄧鴻を以て車騎將軍の

事を行はしめ、越騎校尉馮柱・行度遠將軍朱徽と與に、左右羽林・北軍五校

の士及び郡國の(二)迹射・緣邊の兵を將ゐ、烏桓校尉任尙、烏桓・鮮卑を將

ゐ、合はせて四萬人、之を討たしむ。時に南單于及び中郎將杜崇、(三)牧師

城に屯す。逢侯、萬餘騎を將ゐ、攻めて之を圍む。冬十一月、鄧鴻等、美稷に至る。逢侯乃ち圍を解

きて去り、滿夷谷に向ふ。南單于、子を遣はし、萬騎及び杜崇の領する所の四千騎を將ゐ、鄧鴻等と

與に、逢侯を(三)大城塞に追撃し、斬首四千餘級。任尙、鮮卑・烏桓を率ゐ、逢侯を滿夷谷に要撃し、

【九】海濱。西海の濱。西海とは裏海 Caspian Sea をいふ。

【一〇】安集掾。使匈奴中郎將の屬官。匈奴を安集するを以て稱と爲す。

【一一】迹射。漢に、迹射の士あり、迹を尋ねてこれを射るを言ふ。

【一二】牧師城。西河郡美稷縣(今の内蒙古鄂爾多斯左翼中旗)の界に在るべし。

【一三】大城塞は故と西河郡に屬す。郡國志には朔方郡に屬す。

【四】平誅。正平に其の罪を處決し、誅すべき者をばこれを誅する也。

【五】裁行。裁量して行ふ也。

【六】帳。單子の居る所。即ち穹廬。居住のテントをいふ。

【七】曼柏。縣の名、五原郡に屬す。今の内蒙古烏喇特黃河の北に在り。

【八】警和。諭して和せんとする也。

復た大に之を破る。前後凡そ萬七千餘級を斬る。逢侯、遂に衆を率ゐて塞を出づ。漢の兵、追ふ能はずして還る。

大司農陳寵を以て廷尉と爲す。寵、性仁矜にして、數疑獄を議し、毎に經典に付き、務めて寛恕に従ふ。刻敵の風、此に於て少しく衰ふ。

尙書令江夏の黄香を以て東郡の太守と爲す。香、辭するに、郡を典り政に従ふは、才、宜しき所に非ざるを以てし、「乞ふ留まりて 亢官

に備はり、賜ふに小職を督責し、之を 宮臺の煩事に任ずるを以てせんことを」と。帝、乃ち復た香を留めて尙書令と爲し、秩を 二千石に増し、甚だ親重せらる。香も亦、物務を祇勤し、公を憂ふること家の如し。

七年、春正月、鄧鴻等の軍還る。馮柱、虎牙營を將ゐ、留まりて五原に屯す。鴻、逗留して利を失ふに坐し、獄に下されて死す。後、帝、朱徽

杜崇が胡の和を失ひ、又其の上書を禁じて以て胡の反するを致せるを知り、死す。

夏四月辛亥朔、日、之を食する有り。

秋七月乙巳、易陽、地震く。

九月癸卯、京師、地震ふ。

樂成王黨、人を賊殺するに坐し、東光、鄭の二縣を削らる。

八年、春二月、貴人陰氏を立てて皇后と爲す。后は識の曾孫なり。

夏四月、樂成の靖王黨・薨す。子哀王崇立つ。尋いで薨す。子無し。國除かる。

五月、河内の陳留、蝗あり。

南匈奴の右温禺犢王烏居戰、畔きて塞を出づ。秋七月、度遼將軍龐奮、越騎校尉馮柱、追撃して之を破り、其餘衆及び諸降胡二萬餘人を 安定、北地に徙す。車師後部王涿鞮、反し、前王尉畢大を撃ち、其の妻子を獲たり。

九月、京師、蝗あり。

冬十月乙丑、北海王威、敬王の子に非ず。又誹謗に坐するを以て、自殺す。

十二月辛亥、陳の敬王羨・薨す。

漢孝和皇帝永元七年——八年

【四】 仁矜。仁惠矜恤なり。
【五】 亢官。散官なり。
【六】 宮臺。宮は宮中、臺は尙書臺。尙書は王命を出納す。故に宮臺の煩事と云ふ。
【七】 二千石。尙書令は秩千石なるを、今特に増して二千石とする也。
【八】 物務。事務なり。

【一】 易陽。縣の名、趙國に屬す。今の直隸省大名道永年縣に在り。

【二】 安定北地。共に郡の名、安定は今の甘肅省舊平涼府及び固原州・涇州の地。高平に治す、今の固原縣なり。後漢は治を臨涇に移す、今の鎮原縣なり。北地は今の甘肅省舊寧夏・慶陽二府の地を統ぶ、馬領に治す。故城は今の環縣の東南に在り。

丁巳、南宮の宣室殿、火あり。

護羌校尉貫友・卒す。漢陽の太守史充を以て之に代らしむ。充至り、遂に湟中の羌胡を發し、塞を出でて迷唐を撃つ。迷唐迎へて充の兵を敗り、數百人を殺す。充、坐して徵せらる。代郡の太守吳社を以て之に代らしむ。

九年、春三月庚辰、隴西、地震ふ。

癸巳、濟南の安王康・薨す。

西域の長史王林、車師後王を撃ち、之を斬る。

夏四月丁卯、樂成王黨の子巡を封じて樂成王と爲す。

五月、皇后の父屯騎校尉陰綱を封じて、吳房侯と爲し、特進を以て第に就かしむ。

六月、旱し、蝗あり。

秋八月、鮮卑、肥如に寇す。遼東の太守祭參、沮敗に坐し、獄に下されて死す。

閏月辛巳、皇太后竇氏・崩す。初め、梁貴人既に死し、宮省の事秘にして、帝の・梁氏の出たるを知る者有る莫し。舞陰公主の子梁扈、從兄禮を遣はし、三府に奏記して以爲は、漢家の舊典、母氏を

- 【一】 吳房。縣の名、汝南郡に屬す。河南省汝陽道遂平縣の西四十里に在り。
- 【二】 肥如。縣の名、遼西郡に屬す。直隸省津海道盧龍縣の北三十里に在り。
- 【三】 梁貴人云云。四十六卷章帝建初八年に見ゆ。
- 【四】 梁扈。梁松の子。帝の母梁貴人、少くして母を失ひ、伯母舞陰公主の養ふ所と爲る。

崇貴す。而るに梁貴人は、親ら聖躬を育し、尊號を蒙らず」と。申議を得んことを求む。太尉張酺、狀を言ふ。帝、感動すること良久しうして曰はく、「君が意に於ては若何」と。酺、尊號を追上し。諸舅を存録せんと請ふ。帝、之に従ふ。會、貴人の姊・南陽の樊調の妻愆、上書して自ら訟へて曰はく、「妾が父竦、牢獄に冤死し、骸骨掩はれず。母氏、年、七十を踰え、及び弟棠等、遠く絕域に在り、死生を知らず。願はくは竦の朽骨を收め、母弟をして本郡に歸るを得しめんことを乞ふ」と。帝、愆を引見し、乃ち貴人の枉歿の狀を知る。三公・上奏す、「請ふ、光武の・呂太后を黜けし

【五】 申議。申理してこれを議する也。

【六】 感動。感激哀憫。

【七】 存録。存恤採收する也。

【八】 光武云云。四十五卷光武中元元年に見ゆ。

【九】 位を嗣ぎてより是に至る

まで十年。

- 【一〇】 上官太后云云。上官桀父子誅せられしかども、桀、上官后に及びざりしを云ふ。十二卷昭帝元鳳元年に見ゆ。
- 【一一】 章德皇后。竇太后の諡。

の故事に依り、竇太后の尊號を貶せん。宜しく先帝に合葬すべからず」と。百官も亦上言する者多し。帝、手詔して曰はく、「竇氏、法度に違はずと雖も、而れども太后常に自ら減損し、朕、奉事すること十年なり。深く大義を惟ふに、禮に、臣子、尊上を貶するの文無し。恩、離るるに忍びず、義、虧くに忍びず。前世を案するに、上官太后も亦降黜せらるる無し。其れ復た議する勿かれ」と。丙申、(二)章德皇后を葬る。

燒唐羌の迷唐、衆八千人を率ゐて隴西に寇し、塞内の諸種の羌を脅し、步騎三萬人を合はせて、

隴西の兵を撃破し、(二三)大夏の長を殺す。詔して、行征西將軍劉尙を遣はし、越騎校尉趙世を之に副とし、漢の兵・羌胡共に三萬人を將ゐて之を討たしむ。尙は(二四)狄道に屯し、世は枹罕に屯す。尙、司馬寇盱を遣はし、諸郡の兵を監し、四面より竝び會せしむ。迷唐懼れ、老弱を棄て、犇りて臨洮の南に入る。尙等、追うて高山に至り、大に之を破る。斬虜千餘人。迷唐引きて去る。漢の兵の死傷も亦多く、復た追ふ能はず。乃ち還る。

九月庚申、司徒劉方、策免せられ、自殺す。

甲子、梁貴人を追尊して皇太后と爲し、諡して恭懷と曰ひ、喪の制を追復す。冬十月乙酉、梁太后及び其の姊大貴人を(二五)西陵に改葬す。樊調を擢でて羽林左監と爲す。皇太后の父竦を追封し、諡して襄親の愍侯と爲し、使を遣はして其の喪を迎へしめ、恭懷皇后の陵の旁に葬む。竦の妻子を徵還し、子棠を封じて樂平侯と爲し、棠の弟雍を乘氏侯と爲し、雍の弟翟を單父侯と爲し、位は皆特進、賞賜、巨萬を以て計へ、寵遇、當世に光く。梁氏此より盛なり。

清河王慶、始めて敢て母(二六)宋貴人の家に上らんことを求む。帝、之を許す。太官に詔して、四時、祭具を給せしむ。慶、涕を垂れて曰はく、『生きては供養するを獲ずと雖も、終りては當に祭祀

【二三】大夏。縣の名、隴西郡に屬す。故城は今の甘肅省蘭山道導河縣の東南に在り。
【二四】狄道、枹罕。共に縣の名、隴西郡に屬す。狄道は今の甘肅省蘭山道狄道縣の地。枹罕は今の同省同道導河縣治。
【二五】西陵。蓋し其の地、敬陵の西に在るを以て、故に西陵と稱するなり。
【二六】宋貴人の家。雒陽城北樊濯漿に在り。

を奉すべし。私願足れり』と。祠堂を作らんことを求めんと欲すれども、自ら恭懷梁后に同じくするの嫌有らんことを恐れ、遂に敢て言はず、常に泣いて左右に向つて以爲はく、『没齒の恨なり』と。後上言す、『外祖母王、年老いたり。乞ふ惟陽に詣りて疾を療せしめん』と。是に於て、(二七)宋氏に詔して、悉く京師に歸らしむ。慶の舅衍・俊・蓋・暹等を除して、皆、郎と爲す。

十一月癸卯、光祿勳河内の呂蓋を以て司徒と爲す。

十二月丙寅、司空張奮罷む。壬申、太僕韓稜を以て司空と爲す。

西域都護定遠侯班超、掾甘英を遣はし、(二八)大秦・(二九)條支に使し、西海を窮めしむ。皆、前世の至らざる所にして、其の風土を備へ其の珍怪を傳へざる莫し。(三〇)安息の西界に及びて、(三一)大海に臨み、度らんと欲す。船人、英に謂つて曰はく、『海水廣大にして、往來する者、(三二)善風に逢ふときは、三月にして、乃ち度るを得。若し遲風に遇ふときは、亦、二歳なる者有り。故に海に入る人、皆、三歳の糧を齎す。海中は善く人をして土を思はせて戀慕せしめ、數、死亡する者有り』と。英乃ち止む。

【二六】没齒。終身。
【二七】宋氏が故郡に歸りしこと、四十六卷章帝建初七年に見ゆ。
【二八】大秦。小アジア、シリヤ、羅馬帝國領のエジプトを指したる支那名なり。
【二九】條支。今のメソポタミア地方を(Mesopotamia)指す。
【三〇】安息。パルチヤ(Partia)をいふ。イラン(Iran)地方にありし大國。その名は國王アルサケス(Arsaces)の轉音なり。
【三一】大海。ヘルシア灣をいふなり。
【三二】善風。順風なり。

十年、夏五月、京師、大水あり。

秋七月己巳、司空韓稜・薨す。八月丙子、太常太山の巢堪を以て司空と爲す。

冬十月、五州、雨水あり。

行征西將軍劉尙・越騎校尉趙世、畏懼に坐し、徴して獄に下され、免せらる。謁者王信、尙の營を領して枹罕に屯す。謁者耿譚、世の營を領して白石に屯す。譚、乃ち購賞を設く。諸種頗る來りて内附す。迷唐恐れ、乃ち降らんと請ふ。信、譚遂に降を受け兵を罷む。十二月、迷唐等、種人を帥み、闕に詣りて貢獻す。

戊寅、梁の節王暢・薨す。

初め居巢侯劉般・薨す。子愷、當に嗣ぐべし。父の遺意と稱して、其の弟憲に譲り、遁逃す。之を久しうして、有司「愷の國を絶たん」と奏す。肅宗、其の義を美とし、特に之を優假す。愷猶ほ出でず。十餘歳を積みて、有司復た之を奏す。侍中賈逵・上書して曰はく、「孔子稱す、「能く禮讓を以て國を爲めんか、何か有らん」と。有司、善を樂しむの心を原ねずして、繩すに循常の法を以てす。懼らくは克く讓るの風を長じ・含弘の化を成す(以)に非ざらん」と。帝、之を納れ、詔を下して曰はく、「王法は善を崇び、人の美を成す。其れ憲が爵を嗣ぐを聽し、事の宜しきに遣はん。後は以て三比

【一】白石。縣の名、本、金城郡に屬す。時に隴西郡に屬す。故城は今の甘肅省蘭山道導河縣の西南に在り。
【二】孔子云云。論語里仁爲美に見ゆ。
【三】比。例なり。

と爲すを得ず」と、乃ち愷を徴し、拜して郎と爲す。

南單于師子・死す。單于長の子檀立つ。萬氏尸逐鞮單于と爲す。

十一年、夏四月丙寅、天下に赦す。

帝、朝會に因りて諸儒を召見し、中大夫魯丕をして侍中賈逵・尙書令黃香等と、數事を相難せしむ。帝、丕の説を善しとし、朝を罷めて、特に衣冠を賜ふ。丕因つて上疏して曰はく、「臣聞く、經を説く者は、先師の言を傳へ、己より出づるに非ず、相讓るを得ず。相讓れば則ち道明かならず。規矩權衡の枉ぐ可からざるが若きなり。難者は必ず其の據を明かにし、説者は務めて其の義を立て、浮華無用の言、前に陳べず。故に精思、勞せずして、道術愈々章かなり。法異なる者、各、自ら師法を説き、博く其の義を觀しめ、芻蕘をして言を以て罪を得・幽遠をして獨り遺失有らしむる無かれ」と。

十二年、夏四月戊辰、秭歸、山崩る。

漢孝和皇帝永元十年——十二年

【四】數事を相難す。經疑數條を以て相難せしむる也。
【五】難者云云。漢儒は各、師の説を守る。故に難を發する者は、必ず其の師の説を明かにして、以て據りどころと爲し、難に答ふる者も亦、必ず務めて大義を立てて以て其の師の説を申ぶ。
【六】芻蕘云云。芻蕘は草刈、樵夫の類をいふ。賤夫の意。自身に比するなり。
【一】秭歸。縣の名、南郡に屬す。今の湖北省荊南道秭歸縣の地。

秋七月辛亥朔、日、之を食する有り。

九月戊午、太尉張酺・免せらる。

丙寅、大司農張禹を以て太尉と爲す。

燒當の羌豪迷唐、既に入朝し、其餘の種人、二千に満たず、飢窘して、

帝、迷唐をして其の種人を將ゐて大小榆谷に還らしむ。迷唐以へらく、

漢、河橋を作り、兵來ること常無く、故地には復た居る可からずと。辭

するに、種人飢餓し、肯て遠く出でざるを以てす。護羌校尉吳祉等、多く

迷唐に金帛を賜ひ、穀を糶ひ畜を市はしめ、促して塞を出でしむ。種人

更、猜驚を懷く。是の歲、迷唐復た叛し、脅して湟中の諸胡を將ゐ、寇鈔

して去る。王信・耿譚・吳祉、皆、坐して徵せらる。

十三年、秋八月乙亥、北宮の盛饌門閣、火あり。

迷唐復た賜支河曲に還り、兵を將ゐて塞に向ふ。護羌校尉周鮪、金城の太守侯霸及び諸郡の兵、屬

國の羌胡合はせて、三萬人と興に、允川に至る。侯霸擊ちて迷唐を破る。種人瓦解し、降る

者六千餘口。分ちて漢陽・安定・隴西に徙す。迷唐遂に弱く、遠く賜支河首を踰え、發羌に依りて居

る。之を久しうして病みて死す。其の子來り降る。戶、數十に満たず。

荆州、雨水あり。

冬十一月丙辰、詔して曰はく、幽・并・涼州は、戶口率ね少く、邊役

衆劇にして、東脩の良吏、進仕の路狭し。夷狄を撫接するは、人を以て

本と爲す。其れ縁邊の郡に令して、口十萬以上なるは、歲ごとに孝廉一人

を擧げ、十萬に満たざるは、二歲ごとに一人を擧げ、五萬以下なるは、三

歲ごとに一人を擧げしめよ」と。

鮮卑、右北平に寇し、遂に漁陽に入る。漁陽の太守、擊ちて之を破る。

戊辰、司徒呂蓋、老病を以て致仕す。

巫蠻の許聖、郡の收稅均しからざるを以て、怨恨し、遂に反す。辛卯、

南郡に寇す。

十四年、春、安定の降羌、燒何種・反す。郡兵擊ちて之を滅ぼす。時に

西海及び大小榆谷の左右、復た羌寇無し。隄廩の相曹鳳・上言す、「建

武より以來、西羌の法を犯す者は、常に燒當種に従つて起る。然る所以

漢孝和皇帝永元十三年——十四年

- 【一】 立たず。入りて金城に居
- 【二】 立たず。自立する能はざ
- 【三】 河橋。五年、貫友の作る所也。
- 【四】 盛饌門閣。御厨門閣。
- 【五】 允川。大小榆谷の西に在り。
- 【六】 發羌。羌の別種。燒當羌の故地の西南に據れるもの。

- 【一】 幽州は涿郡・廣陽・代郡・上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東・玄菟・樂浪等の郡を部し、并州は上黨・太原・上郡・西河・五原・雲中・定襄・雁門・朔方等の郡を部す。
- 【二】 東脩。髪を束れて自ら脩むる者を謂ふ。
- 【三】 右北平。郡の名、今の直隸省津海道の東北部及び熱河の地。平剛に治す。即ち今の熱河平泉縣なり。
- 【四】 巫。縣の名、南郡に屬す。今の四川省東川道巫山縣の地なり。
- 【五】 燒何種。燒當と燒何とは、各々是れ一種なり。
- 【六】 西海。湖の名、青海をいふ。
- 【七】 隄廩。侯國、右扶風に屬す。故城は今の陝西省關中道汧陽縣の東に在り。

は、其の大小楡谷に居り、土地肥美にして、西海の魚鹽の利有り、大河を阻て以て固と爲すを以てなり。又、塞に近き諸種は、以て非を爲し易く、以て攻伐し難し。故に能く強大にして、常に諸種に雄たり。其の拳勇を恃み、羌胡を招き誘ふ。今者衰困し、黨援壞沮し、亡逃棲竄し、遠く發羌に依る。臣愚以爲へらく、宜しく此の時に及びて、西海の郡縣を建復し、二楡を固くするを規り、廣く屯田を設け、羌胡の交關の路を隔塞し、狂狡の窺欲の源を遏絶し、又、穀を殖し邊を富まし、委輸の役を省くべし。國家、以て西方の憂無かる可し」と。上、之に従ひ、故の西海郡を繕修し、金城の西部都尉を徙して以て之を成らしめ、鳳を拜して金城の西部都尉と爲し、龍者に屯せしむ。後、屯田を増廣し、屯を列し河を夾み、合はせて三十四部。其の功、立つに垂なんとし、會永初中、諸羌叛し、乃ち罷む。

三月戊辰、辟雍に臨み、饗射す。天下に赦す。

夏四月、使者を遣はし、荊州の兵萬餘人を督し、道を分ちて巫蠻の許聖等を討たしむ。大に之を破る。聖等、降らんと乞ふ。悉く徙して江夏に置く。

陰皇后、妬忌多く、龍遇、浸く衰へ、數、悲恨を懷く。後の外祖母鄧宋、宮掖に出入す。『后、宋

と共に巫蠻の道を挾む』と言ふ者有り。帝、中常侍張慎をして、尙書陳襲と與に之を案せしむ。劾するに大逆無道を以てす。朱の二子奉、毅、後の弟輔、皆、獄中に考死す。六月辛卯、后、坐して廢せられ、桐宮に遷り、憂を以て死す。父特進綱、自殺す。後の弟軼、敞及び朱の家屬、日南の比景に徙さる。

秋七月壬子、常山の殤王側・薨す。子無し。

三州、大水あり。

班超、久しく絶域に在り、年老いて土を思ひ、上書して、歸らんことを乞うて曰はく、

「臣、敢て酒泉郡に至るを望まず、但だ願はくは生きて玉門關に入らんことを。謹んで子勇を遣はし、安息の獻物に隨つて塞に入らしむ。臣が生在するに及びて、勇をして目に中土の朝廷を見せしめよ」と。之を久しうして未だ報せられず。趙の妹、曹大家、上書して曰はく、「蠻夷の性は、悖逆にして老を侮る。而して超は旦暮、地に入らんとす。久しく代を見ずんば、恐らくは姦宄の原を開き、逆亂の心を生せん。而る

- 【一】考死。考問せられて死する也。
- 【二】日南。郡の名、安南の北部。比景縣はこれに屬す。
- 【三】超が始めて西域に出づること、四十五卷明帝永平十六年に見ゆ。
- 【四】酒泉郡の故城は、今の甘肅省安肅道酒泉縣の東北に在り。
- 【五】玉門關。今の甘肅省安肅道敦煌縣の西一百五十里、陽關の西北に在り。古、西域に通ずる要道と爲す。
- 【六】生在するに及びて。存命中に。
- 【七】曹大家。超の妹昭、扶風の曹壽に嫁し、博學高才にして節行法度あり、帝數々召して宮に入れ、皇后諸貴人をして師事せしむ、號して大家と曰ふ。兄の固の後を承けて漢書を完成せること前に出でたり。
- 【八】代。更代する人。

に卿大夫、威、(二)一切を懐き、肯て遠慮するもの莫し。如し卒暴有らば、超の氣力、心に從ふ能はず、便ち、上は國家の累世の功を損じ、下は忠臣の力を竭すの用を棄つと爲さん。誠に痛む可きなり。故に超、萬里より誠を歸し、自ら苦急を陳べ、頸を延ばして、(三)躡に望むこと、今に三年、未だ省録を蒙らず。妾竊に聞く、古は十五にして兵を受け、六十にして之を還し、亦、休息する有るは、職に任へざればなりと。故に妾敢て死に觸れて、超の爲めに哀を求め、超の餘年を、(三)句ふ。一たび生きて還るを得、復た闕庭を見れば、國家をして勞遠の慮無く、西域をして倉卒の憂無からしめん。超は、長く、(三)文王の骨を葬るの恩、(三)子方の老を哀れむの恵を蒙るを得ん』と。帝、其の言に感じ、乃ち超を徵して還らしむ。八月、超、雒陽に至る。拜して射聲校尉と爲す。九月、卒す。超の徵せらるるや、戊己校尉任尙を以て、代りて都護と爲す。尙、超に謂つて曰はく、『君侯、外國に在ること三十餘年、而して小人、微に君の後を承く。任重く慮淺し。宜しく以て之に辭ふる有るべし』と。超曰はく、『年老いて智を失ふ。君は數、大位に當れり。豈に班超が能く及ぶ所ならんや。必ず已むを得ずんば、願はくは愚言を進めん。塞外の吏士は、本、孝子・順孫に非ず、皆、罪過を以て徙されて邊屯に補せらる。而して蠻夷は鳥獸の心を懐き、養ひ難く敗り易し。今、君、性嚴急なり。水清ければ大魚無し。』(三)察政には下の和するを得ず。宜しく蕩佚簡易にして、小過を寛かにし、大綱を總ぶべきのみ』と。超去る。尙、私に所親に謂つて曰はく、『我以へらく、班君は當に奇策有るべしと。今、言ふ所は平平たるのみ』と。尙、後竟に邊の和を失ふ。超の言ふ所の如し。

【一】一切を懐く。一時のがれの考をいだく也。
 【二】躡。遙なり。
 【三】句。乞ふ也。
 【三】文王云云。新序に曰はく、周の文王、靈臺を作るとき、地を掘りて死人の骨を得たり。王曰はく、更めてこれを葬れと。吏曰はく、此れ主無しと。文王曰はく、天下を有つ者は、天下の主なり。一國を有つ者は、一國の主なり。寡人、固より其の主なり。又

安んぞこれが主を求めんと。遂に更めてこれを葬る。天下皆曰はく、文王は賢なり、澤、朽骨に及ぶ、而るを況んや人に於てをやと。
 【三】子方云云。田子方は魏の文侯の師なり。侯が老馬を棄つるを見て曰はく、少くして其の力を盡し、老いてこれを棄つるは、仁に非ざるなりと。是に於て、侯、收めてこれを養ふ。

初め太傅鄧禹、嘗て人に謂つて曰はく、『吾、百萬の衆に將として、未だ嘗て妄に一人を殺さず。後世、必ず、興る者有らん』と。其の子護羌校尉訓、女有り綏と曰ふ。性孝友にして、書傳を好み、常に晝は婦業を脩め、暮には經典を誦す。家人、號して諸生と曰ふ。叔父陔曰はく、『嘗て聞く、千人を活かす者は、子孫、封有り』と。兄訓、謁者と爲り、(三)使して石臼河を修め、歲ごとに數千人を活かす。天道は信す可し。家必ず福を蒙らん』と。綏、後選ばれて宮に入り、貴人と爲る。恭肅小心にして、動くこと法度有り。陰后に承事し、同列を接撫し、常に己に克ちて以て之に下る。宮人・隸役と雖も、皆、(三)恩借を加ふ。帝深くこれを嘉す。嘗て病有り、帝、特に其の母兄弟をして入りて醫藥を親らせしめ、限るに日數を以てせず。貴人・辭して曰はく、『宮禁は至つて重し。』

【二】察政。明察なる政治。
 【三】石臼河云云。四十六卷章帝建初三年に見ゆ。
 【三】恩借。恩恵を加へ、又、假借するに辭色を以てす。

而るに 外舍をして久しく 内省に在らしめば、上は陛下をして 私幸の譏有らしめ、下は賤妾をして足るを知らざるの謗を獲しめ、上下交損せん。誠に願はざるなり」と。帝曰はく、「人は皆、數入るを以て榮と爲す。貴人は反つて以て憂と爲すか」と。譏會有る毎に、諸姫は競うて自ら脩飾す。貴人は獨り質素を尙ぶ。其の衣、陰后と色を同じうする者有れば、即時に解き易ふ。若し時を並べて進むときは、則ち敢て正しく坐し 離び立たず、行くときは則ち身を僂めて自ら卑くす。帝、問ふ所有る毎に、常に逡巡して後對へ、敢て后に先だちて言はず。陰后は短小にして、舉措時に儀を失ふ。左右口を掩うて笑ふ。貴人獨り愴然として樂しません、之が爲めに隱諱すること、己の失の若し。帝、貴人が心を勞し體を曲ぐるを知り、歎じて曰はく、「徳を脩むるの勞は、乃ち是の如きか」と。後、陰后、寵衰へ、貴人、御見に當る毎に、輒ち辭するに疾を以てす。時に帝數皇子を失ふ。貴人、繼嗣の廣からざるを憂へ、數才人を選び進め、以て帝の意を博くす。陰后、貴人の徳稱日に盛んなるを見、深く之を疾む。帝嘗て病に寝ね、危きこと甚だし。陰后密に言はく、「我、意を得ば、鄧氏をして復た遺類有らしめじ」と。貴人、之を聞き、涕を流して言つて曰はく、「我、誠を竭し心を盡し、以て皇后に事ふれども、竟に祐くる所し爲らず。今、我、當に従つて死すべし。上は以て帝の恩に報い、中は以て宗族の禍を解き、

- 【三〇】 外舍。外家なり。
- 【三一】 内省。禁中なり。
- 【三二】 私幸。寵幸する所に私するをいふ。
- 【三三】 離。並ぶ也。
- 【三四】 才人。女官の名稱。

下は陰氏をして 人家の譏有らしめざらん」と。即ち藥を飲まんと欲す。宮人趙玉といふ者、固く之を禁止し、因つて詐りて言はく、「屬、使來る有り、上の疾已に愈えたり」と。貴人乃ち止む。明日、上果して瘳ゆ。陰后の廢せらるるに及びて、貴人、請うて救はんとすれども、得る能はず。帝、貴人を以て皇后と爲さんと欲す。貴人、愈病篤しと稱し、深く自ら閉絶す。冬十月辛卯、詔して、貴人鄧氏を立てて皇后と爲す。后、辭讓すれども已むを得ず、然る後位に即く。郡國の貢獻をば、悉く禁絶せしめ、歲時に但だ紙墨を供するのみ。帝、鄧氏を官爵せんと欲する毎に、后輒ち哀請して謙讓す。故に兄鷹、帝の世を終ふるまで、虎賁中郎將に過ぎず。

丁酉、司空巢堪罷む。

十一月癸卯、大司農沛國の徐防を以て司空と爲す。防、上疏して以爲はく、「漢、博士十有四家を立てて 甲乙の科を設け、以て學者を勉勵す。伏して見るに、太學、博士の弟子を試みるに、皆、意説を以てし、家法を修めず、私に相容隠し、姦路を開生す。策試有る毎に、輒ち諍訟を興し、論議紛錯し、互

- 【三二】 人家。即ち人衆。十二卷惠帝元年に見ゆ。
- 【三三】 郡國の貢獻。漢のとき、郡國貢獻するに、進御の外、別に皇后宮に上る。
- 【三四】 博士十有四家。光武中興して稽古を恢弘し、易に施孟・梁丘賀・京房あり、書に歐陽和伯・夏侯勝建あり、詩に轅固・申公・韓嬰あり、春秋に嚴彭祖・顏安樂あり、禮に戴德・戴聖あり、凡そ十四博士。
- 【三五】 甲乙の科。博士の弟子、歲ごとに甲科四十人を課して郎中と爲し、乙科二十人を太子舍人と爲し、丙科四十人を文學掌故に補す。
- 【三六】 意説。創意してこれが説を爲す也。
- 【三七】 家法。家學なり。

に相是非す。孔子稱す、「述べて、作らず」と。又曰はく、「吾、猶ほ史の闕文に及べり」と。今、章句に依らずして、妄に穿鑿を生じ、師に遵ふを以て義に非すと爲し、意説するを(以)理を得たりと爲し、道術を輕侮し、浸く以て俗を成す。誠に、詔書して實に選ぶの本意に非ず。薄を改めて忠に従ふは、三代の常道なり。精を専らにして本を務むるは、儒學の先とする所なり。臣以爲へらく、博士及び甲乙の策試は、宜しく其の家の章句に従ひ、五十難を開きて以て之を試みるべし。解釋すること多き者をば上第と爲し、引文明かなる者をば高説と爲し、若し先師に依らずして、義相伐つ有らば、皆、正に以て非と爲さんと。上、之に従ふ。

十五年、夏四月甲子晦、日、之を食する有り。時に帝、肅宗の故事に遵ひ、兄弟、皆、京師に留まる。有司、以へらく、日食は陰盛なればなりと。「諸王を遣りて國に就かしめん」と奏す。詔して曰はく、「甲子の異は、責、一人に由る。諸王は幼穉にして、早く(一)願復を離れ、弱冠まで相育し、常に(二)蓼莪・凱風の哀・選儒の恩有り。國典に非ざるを知れども、且く復た宿留せよ」と。

秋九月壬午、車駕・南巡す。清河・濟北・河間の三王竝に從ふ。四州、雨水あり。冬十月戊申、帝、章陵に幸し、戊午、進みて雲夢に幸す。時に太尉張禹留守し、車駕當に江陵に幸すべしと聞き、以爲へらく、宜しく險を冒して遠遊すべからずと。驛馬をもて諫を上る。詔して報じて曰はく、「祠謁既に訖り、當に南して大江を禮すべし。會、君の奏を得たり。漢に臨みて輿を回らして旋らん」と。

十一月甲申、宮に還る。嶺南、舊、生龍眼・荔枝を貢するに、十里に一置、五里に一候、晝夜傳送す。(一)臨武の長汝南の唐羌、上書して曰はく、「臣聞く、上は滋味を以て徳と爲さず、下は貢膳を以て功と爲さずと。伏して見るに、交阯の(二)七郡、生龍眼等

【三八】孔子云。論語述而篇に見ゆ。先聖の言を祖述して、自ら制作せず。
【三九】又曰はく云云。論語衛靈公篇に見ゆ。古は史官、事を書するに於て、知らざる有るときは、闕きて以て能者待つ。孔子言はく、吾が少時、猶ほ古の史官の闕文を見るに及べり、今は則ちこれ無しと。時に穿鑿多きを疾む也。
【四〇】相伐。相攻撃するをいふなり。
【四一】憲憲を誅せし功を賞する也。宦官の封侯此れより始まる。

【一】願復。父母をいふ。詩の小雅蓼莪の篇に曰はく、父や我を生み、母や我を鞠ひ、我を顧み我を復し、出入に我を腹くと。
【二】蓼莪。小雅の篇名。其の詩に曰はく、蓼莪たる者は我、我に匪ずんば伊れ藹。哀哀たる父母、我を生みて劬勞すと。此の蓼莪の詩は、民人苦勞して父母に孝養を全うする能はざるを歎くもの也。
【三】凱風。國風の篇名。其の詩に曰はく、凱風南よりし、彼の棘心を吹く。棘心天天たり、母氏劬勞すと。これは七人の子ある寡婦が其の子を棄てて他に嫁せんとするとき、子等、己の孝養足らずして母を去らしむるに至れりとして歎ける詩なり。
【四】選儒。慈愛慕慕として決せざる也。
【五】雲夢。澤の名、今の湖北省江漢道安陸縣の南に在り。
【六】祠謁。章陵に幸し四親の陵廟に祠謁せしをいふ。
【七】生龍眼。果實の名。生の龍眼肉のこと、荔枝。果實の名、龍眼の類。
【八】一置。置は驛をいふ。
【九】一候。候は候なり。
【一〇】臨武。縣の名、桂陽郡に屬す。今の湖南省衡陽道臨武縣の地。
【一一】七郡。南海、蒼梧、鬱林、合浦、交阯、九眞、日南。

を獻するに、(三)鳥驚風發す。南州は土地炎熱にして、惡蟲猛獸、路に絶えず、觸犯死亡の害に至る。死者は復た生く可からず。來者は猶ほ救ふ可きなり。此の二物、殿に升るとも、未だ必ずしも年を延べ壽を益さじ』と。帝、詔を下して曰はく、「遠國の珍羞は、本以て宗廟に薦奉せんとなり。苟くも傷害する有らば、豈に民を愛するの本ならんや。其れ太官に敕し、復た獻を受くる勿からしめよ』と。

是の歲、初めて郡國に令し、(三)日北に至る(日)を以て薄刑を按せしむ。

十六年、秋七月、旱す。

辛酉、司徒魯恭・免せらる。

庚午、光祿勳張酺を以て司徒と爲す。八月己酉、酺・薨す。

冬十月辛卯、司空徐防を以て司徒と爲し、大鴻臚陳寵を司空と爲す。

十一月己丑、帝、(二)緱氏に行幸し、百岬山に登る。

北匈奴、使を遣はし、臣と稱して貢獻し、和親して呼韓邪の故約を修めんことを願ふ。帝、其の舊禮備はらざるを以て、未だ許さず、而して厚く賞賜を加へ、其の使に答へず。

(一)元興元年、春、(三)高句麗王宮、遼東塞に入り、六縣を寇略す。

夏四月庚午、天下に赦し、改元す。

秋九月、遼東の太守耿夔、高句麗を撃ち、之を破る。

冬十二月辛未、帝、章德の前殿に崩す。初め、帝、皇子を失ふこと前後十數。後生るる者をば、輒ち隱秘して民間に養ふ。羣臣、知る者無し、帝崩するに及びて、鄧皇后乃ち皇子を民間より收む。長子勝は、痼疾有り。少子隆は、生れて始めて百餘日、迎へて立てて以て皇太子と爲す。是

の夜、皇帝の位に即く。皇后を尊びて皇太后と曰ふ。太后、朝に臨む。是の時、新に大憂に遭ひ、法禁未だ設けられず。宮中、大珠一篋を亡ふ。太后、念ふに、考問せんと欲せば、必ず不辜有らんと。乃ち親ら宮人を閱し、顔色を觀察す。即時に(三)首服す。又、和帝の(二)幸人吉成の(一)御者、共に吉成を枉ぐるに巫蠱の事を以てす。掖庭に下して考訊せしむ。(二)辭證明

白なり。太后以へらく、吉成は先帝の左右にして、(后)之を待つに恩有り、平日すら尙ほ惡言無かりき。今反つて此の若くなるは、人情に合はずと。

更に自ら呼び見て(二)實覈するに、果して御者の爲す所なり。歎服して以て聖明と爲さざるもの莫し。

- 【一】元興元年。西紀一〇五年。
- 【二】宮。高句麗王の名なり。句麗、宮に至りて漸く強く、數邊を犯す。
- 【三】帝の壽二十七。
- 【四】痼疾。久しく治せざる病なり。
- 【五】一篋。篋は竹の箱。
- 【六】不辜。罪無くして連累せらるる者なむ。
- 【七】首服。白狀して罪に服する也。
- 【八】幸人。寵幸せられたる人なり。
- 【九】御者。侍者なり。
- 【一〇】辭證。辭は告ぐる者の辭。證は證據。
- 【一一】實覈。審に其實情を取調ぶる也。

北匈奴、重ねて使を遣はし、敦煌に詣りて貢獻し、辭するに國貧しくして未だ禮を備ふる能はざるを以てし、『願はくは大使を請はん。當に子を遣はして入りて侍せしむべし』といふ。太后も亦、其の使に答へず、賜を加ふるのみ。

雒陽の令廣漢の王渙、身を居くこと平正にして、能く明察を以て、姦伏を發擿す。外には猛政を行ひ、内には慈仁を懷く。凡そ平斷する所、人、悦服せざるは莫し。京師以爲へらく、神有りと。是の歳、官に卒す。百姓市道、咨嗟流涕せざるもの莫し。渙の喪西に歸り、道、弘農を経るや、民庶、皆、槃案を路に設く。吏、其の故を問ふ。咸言はく、『平常、米をもちて雒に到れば、吏卒の鈔する所と爲り、恆に其の半を亡ふ。王君が事に在りしより、侵枉せられず。故に來りて恩に報ゆ』と。雒陽の民、爲めに祠を立て詩を作り、祭る毎に、輒ち弦歌して之を薦む。太后詔して曰はく、『夫れ忠良の吏は、國家の以て治を爲す所なり。之を求むること甚だ勤むれども、之を得ること至つて寡し。今、渙の子石を以て郎中と爲し、以て勞勤を勸む』と。

- 【一】 大使云云。天子、大使を降して其の國に至らしめば、即ち子をして大使に隨つて入りて侍せしむべしと也。
- 【二】 槃案。槃は祭物を盛るもの。案は槃を陳める机の如きもの。
- 【三】 鈔。掠むる也。
- 【四】 事に在り。官に在りて事に當るをいふ。
- 【五】 弦歌。作る所の詩を絃にあはせて歌ふ也。

卷の第四十九

漢紀四十一

孝 傷 皇 帝

延平元年、春正月辛卯、太尉張禹を以て太傅と爲し、司徒徐防を太尉と爲し、尙書の事を參録せしむ。太后、帝の襁褓に在るを以て、重臣をして禁内に居らしめんと欲し、乃ち禹に詔して、宮中に舍し、五日に一たび府に歸らしめ、朝見する毎に、特に贊し、三公と絶席す。

皇兄勝を封じて平原王と爲す。癸卯、光祿勳梁鮪を以て司徒と爲す。

三月甲申、孝和皇帝を、愼陵に葬る。廟を穆宗と曰ふ。

丙戌、清河王慶、濟北王壽、河間王開、常山王章、始めて國に就く。太后特に慶に加ふるに、殊禮を以てす。慶の子祐、年十三。太后、帝の幼弱な

- 【一】 孝傷皇帝。諱は隆、和帝の少子なり。
- 【二】 延平元年。西紀一〇六年。
- 【三】 特に贊す。朝見すること、贊拜者、先づ獨り禹の名を贊し、然る後、太尉の名以下を贊する也。
- 【四】 絶席。朝位、獨り百官の上にて、三公と席を聯れざる也。
- 【五】 愼陵。雒陽の東三十里に在り。
- 【六】 殊禮。殊は異なる也。其の禮、諸王に異なる也。

るを以て、遠く不虞を慮り、祐と嫡母耿姬とを留めて、清河の邸に居らしむ。耿姬は、況の曾孫なり。祐の母は健爲の左姬なり。

夏四月、鮮卑、漁陽に寇す。漁陽の太守張顯、數百人を率ゐ、塞を出でて之を追ふ。兵馬掾嚴授

諫めて曰はく、「前道險阻にして、賊數量り難し。宜しく且く營を結び、先づ輕騎をして之を偵伺せしむべし」と。顯、意甚だ銳く、怒りて之を斬ら

んと欲す。遂に兵を進む。虜の伏の發するに遇ひ、士卒悉く走る。唯だ授のみ力戦し、身に十創を被り、手づから數人を殺して死す。主簿衛福・功曹

徐咸、皆、自ら投じて顯に赴き、俱に陳に没す。

丙寅、虎賁中郎將鄧騭を以て、車騎將軍・儀同三司と爲し、鶻の弟黃

門侍郎惲を虎賁中郎將と爲し、弘・閭を皆侍中とす。

司空陳寵・薨す。

五月辛卯、天下に赦す。

壬辰、河東の垣山崩る。

六月丁未、太常尹勣を以て司空と爲す。

郡國三十七、雨水あり。

【七】耿況は上谷を以て光武に従ふ。

【八】兵馬掾。縁邊の郡の官屬なり。兵馬を掌る。

【九】儀同三司。三公待遇。三司は三公なり。儀同三司の名、此に始まる。

【一〇】垣は縣の名、今の山西省河東道垣曲縣の地。

【一一】太官。天子の御膳を掌る官なり。

【一二】導官。御米を擇ぶを掌る官なり。

【一三】尙方。御刀劍諸器物を作るを掌る。

【一四】内署。内府の衣物を掌る官署なり。

【一五】導。導官。酒を主る。

【一六】湯官。酒を主る。

【一七】上林。東都にも亦上林苑あり。雒陽の西に在り。

【一八】斥賣。品物をしりぞけ賣ること。

【一九】儲時。たくはへ積む也。

【二〇】咎。過失なり。

【二一】盜賊云云。盜賊を隱蔽して、以て上聞せず、誅討を加へざるが故に、姦惡なる者懲るる所無き也。

【二二】平民。善人をいふ。

【二三】阿私下比。おもれり、私し、部下の吏に比周雷同する也。

【二四】假貸。寛宥する也。

己未、太后、詔して、(一)太官、(二)導官、(三)尙方、(四)内署の諸の服御珍膳、靡麗にして成り難きの物を減じ、陵廟に供するに非ざるよりは、稻梁米をば、(五)導官の得ず、朝夕、一肉飯のみならしむ。舊太官、湯官の經用、歲ごとに且に二萬萬ならんとす。是より裁に數千萬。及び郡國の貢する所、皆、其の過半を減ず。悉く、上林の鷹犬を、(六)斥賣し、離宮・別館の(七)儲時の米糒薪炭をば、悉く、之を省せしむ。

丁卯、詔して、掖庭の宮人及び宗室の没入せられたる者を免遣し、皆、庶民と爲す。

秋七月庚寅、司隸校尉・部の刺史に敕して曰はく、「間者、郡國或は水災

有り、秋稼を妨害す。朝廷、咎を惟ひ、憂惶悼懼す。而るに郡國、豊穰

の虚飾の譽を得んと欲し、遂に災害を覆蔽し、多く墾田を張り、流亡を揣

らず、競うて戸口を増し、(八)盜賊を掩匿し、姦惡をして懲るる無からしめ、

署用すること次に非ず、選舉すること宜しきに乖き、(九)貪苛の慘毒、延きて

れ耳を塞ぎ、(一〇)阿私下比し、天を畏れず、人に愧ぢず。(一一)假貸の恩は、數、恃む可からず。今より以後、

將に其の罪を糾さんとす。二千石・長吏、其れ各、傷害する所を實覈し、爲めに田租・芻藁を除け」と。

八月辛卯、帝崩す。癸丑、崇徳の前殿に殯す。太后、兄車騎將軍驍・虎賁中郎將惲等と、策を禁中に定め、其の夜、驚をして節を持し、王の青蓋車を以て、清河王の子祐を迎へしめ、殿中に齎せしめ、皇太后、崇徳殿に御し、百官、皆吉服して位に陪し、祐を引拜して長安侯と爲す。乃ち詔を下して、祐を以て孝和皇帝の嗣と爲す。又、策命を作り、有司、策を讀み畢り、太尉、璽綬を奉上し、皇帝の位に即く。太后猶ほ朝に臨む。詔して司隸校尉・河南の尹・南陽の太守に告げて曰はく、『毎に前代を覽るに、外戚の賓客、奉公(更)を濁亂し、民の患苦と爲るは、咎、執法に在り、怠懈して輒ち其の罰を行はざるが故なり。今、車騎將軍驍等、敬順の志を懷くと雖も、而も宗門廣大にして、姻戚、小ならず、賓客姦猾にして、多く禁憲を犯す。其れ明かに檢救を加へ、相容護する勿かれ』と。是より、親屬、罪を犯せば、假貸する所無し。

九月、六州、大水あり。

丙寅、孝殤皇帝を康陵に葬る。連に大憂に遭ひ、百姓・役に苦しむを以て、方中の祕藏及び諸の工作の事、減約して十分にして一に居る。

- 【二五】 帝、年二歳。
- 【二六】 維陽の南宮に、崇徳殿あり。
- 【二七】 王の青蓋車。朱班輪・青蓋の安車にして、皇子が王と爲るとき、錫はりて乗る車。
- 【二八】 吉服。凶事を以て朝に臨むにあらざるが故に、吉服する也。
- 【二九】 先づ侯に封するは、孝宣帝を立てし故事を用ふる也。
- 【三〇】 外戚の賓客、勢を挟み恣横にして、奉公の吏、其の濁亂する所と爲る。
- 【三一】 宗門。宗族なり。
- 【三二】 康陵。愼陵の塋中庚の地に在り。
- 【三三】 方中。陵中なり。
- 【三四】 十分に於て一に居る。其の九分を減する也。

乙亥、陳留に殯石あり。

詔して、北地の梁懂を以て西域の副校尉と爲す。懂、行きて河西に至る。會、西域諸國・反し、都護任尙を疏勒に攻む。尙、上書して救を求む。懂に詔して、河西の四郡の羌胡五千騎を將ゐ、馳せて之に赴かしむ。懂、未だ至らざるに、尙、已に解くるを得たり。詔して、尙を徵して還らしめ、騎都尉段禧を以て都護と爲し、西域の長史趙博を騎都尉と爲す。禧・博、它乾城を守る。城小なり。梁懂以爲へらく、固くす可からずと。乃ち譎りて龜茲王白霸に説き、入りて共に其の城に保せんと欲す。白霸、之を許す。吏民固く諫む。白霸聽かず。懂既に入り、將を遣はして急に段禧・趙博を迎へ、軍八九千人を合はす。龜茲の吏民、竝に其の王に叛きて、溫宿・姑墨の數萬の兵と、反つて共に城を圍む。懂等出で戦ひ、大に之を破る。兵を連ぬること數月、胡衆・敗走す。勝に乗じて追撃す。凡そ斬首萬餘級、生口數千人を獲たり。龜茲乃ち定まる。

冬十月、四州、大水あり、雹雨る。

清河の孝王慶、病篤し。上書して、樊濯の宋貴人の冢の旁に葬られんことを求む。十二月甲子、王・薨す。

- 【三五】 它乾城。龜茲の城なり。
- 【三六】 胡氏曰はく、梁懂は健闘せざるに非ず、然れども終に西域を定むる能はざるは、徒らに勇にして策略無ければなりと。
- 【三七】 其の母に従はんと欲する也。

乙酉、魚龍曼延の戲を罷む。

尙書郎南陽の樊準、儒風寢く衰ふるを以て、上疏して曰はく、「臣聞く、人君は、以て學ばざる可からずと。光武皇帝、命を受けて中興し、東西に誅戦し、啓處するに違わらず。然れども猶ほ戈を投じて、藝を講じ、馬を息めて道を論ず。孝明皇帝、庶政萬機、心に簡ばざる無し。而れども情を古典に垂れ、意を經藝に遊ばせ、饗射の禮畢る毎に、正坐して自ら講じ、諸儒並び聴き、四方欣欣たり。又、多く名儒を徴し、布きて廊廟に在り。宴會する毎に、則ち論難衍衍として、共に政化を求む。期門・羽林の介冑の士、悉く孝經に通ず。化、聖躬よりし、流れて蠻荒に及ぶ。是を以て議者、盛時を稱する毎に、咸永平を言ふ。今、學者益々少く、遠方尤も甚だし。博士、席に倚り、講せず。儒者競うて浮麗を論じ、蹇蹇の忠を忘れ、譏議の辭を習ふ。臣愚以爲へらく、宜しく明詔を下し、博く幽隱を求め、儒雅を寵進し、以て聖上の講習の期を俟つべし」と。太后深く其の言を納れ、公卿・中二千石に詔して、各、隱士・大儒を擧げしむ。「務めて高行を取り、以て後進を勧め、妙しく博士を簡び、必ず其の人を得よ」と。

- 【三〇】 魚龍曼延。武帝の元封三年、魚龍曼延の戲を作る。朝廷宴會ある時の餘興としたるものなり。今、これを罷む。
- 【三一】 啓處。寧處なり。
- 【三二】 藝。六藝即ち六經。
- 【三三】 衍衍。和樂の貌。
- 【三四】 席に倚る。講座を施さざるを言ふ。
- 【三五】 譏議。諂ひ言ふなり。
- 【三六】 聖上云云。時に安帝、年十三、故に儒雅の士を求めて以て講習を俟たんと請ふ也。
- 【三七】 妙。精しく也。

孝安皇帝上

永初元年、春正月、癸酉朔、天下に赦す。

蜀郡の徼外の羌、内屬す。

二月丁卯、清河國を分ち、帝の弟常保を封じて廣川王と爲す。

庚午、司徒梁鮪・薨す。

三月癸酉、日、之を食する有り。

己卯、永昌の徼外の、僬僥種の夷陸類等、種を擧げて内附す。

甲申、清河の孝王を廣丘に葬る。司空・宗正、喪事を護し、儀、東海の恭王に比す。

和帝の喪より、鄧騭兄弟、常に禁中に居る。騭、久しく内に在るを欲せず。連に第に還らんことを求む。太后、之を許す。夏四月、太傅張禹・太尉徐防・司空尹勤・車騎將軍鄧騭・城門校尉鄧悝・虎賁中郎將鄧弘・黃門郎鄧閭を封じて、皆、列侯と爲す。食邑各、萬戶。騭は定策の功を以て、三千戸を増す。騭及び諸弟、辭讓すれども獲ず。遂に使者を逃避し、間關として闕に詣り、上疏して自ら陳すること、五六たびに至る。乃ち之を許す。

- 【一】 孝安皇帝。諱は祐、肅宗の孫なり。父は清河の孝王慶なり。
- 【二】 永初元年。西紀一〇七年なり。
- 【三】 永昌。郡の名、今の雲南省騰越道保山縣の地。
- 【四】 僬僥國人は、長、三尺に過ぎずといふ。
- 【五】 東海の恭王の葬らるること、四十五卷明帝永平元年に見ゆ。
- 【六】 間關。困難なる貌。

五月甲戌、長樂の衛尉魯恭を以て司徒と爲す。恭・上言す、「舊制には、立秋にして乃ち薄刑を行ふ。永元十五年より以來、改めて孟夏を用ふ。而して刺史・太守、因つて盛夏を以て、農民を徵召し、拘對考驗し、連滯して已む無し。上は時氣に逆ひ、下は農業を傷ふ。案ずるに、月令に、孟夏に薄刑を斷ずとは、其の輕罪の已に正しきを謂ふ。久しく繋がしむるを欲せず、故に時に之を斷するなり。臣愚以爲へらく、今、孟夏の制は、此の令に従ふ可し。其の獄を決し案考するは、皆、立秋を以て斷を爲さん」と。又奏す、「孝章皇帝、三正の微を助けんと欲し、律を定め令を著し、獄を斷するは、皆、冬至の前を以てせしむ。小吏、國と心を同じうせざる者、率ね十一月に、死罪の賊を得るときは、曲直を問はず、便即格殺す。疑罪有りとも雖も、復た讞正せず。大辟の科をば冬月を盡して乃ち斷せしむ可し」と。朝廷、皆、之に従ふ。

丁丑、詔して、「北海王陸の孫壽光侯普を封じて北海王と爲す。

九眞の徵外の夜郎の蠻夷、土を擧げて内屬す。

西域の都護段禧等、龜茲に保すと雖も、而も道路隔塞し、檄書通せず。公卿・議者以爲へらく、「西域は阻遠にして、數し背叛有り、吏士屯田して、其の費已む無し」と。六月壬戌、西域の都護を

罷め、騎都尉王弘を遣はし、關中の兵を發し、禧及び梁懂・趙博・伊吾盧・柳中の屯田の吏士を迎へて還らしむ。

初め燒當羌の豪、東號の子麻奴、父に隨つて來り降り、安定に居る。時に諸の降羌、布きて郡縣に在り、皆、吏民豪右の徭役する所と爲り、積むに愁怨を以てす。王弘が西して段禧を迎ふるに及びて、金城・隴西・漢陽の羌數百千騎を發して與に俱にす。郡縣、迫促して發遣す。羣羌、遠く屯して還らざらんことを懼れ、行きて酒泉に到り、頗る散叛する有り。諸郡各、兵を發して邀へ遮り、或は其の廬落を覆す。是に於て、勒姐當煎の大豪東岸等愈々驚き、遂に同時に犇潰す。麻奴兄弟、此に因りて、種人と俱に西して塞を出づ。滇零、鍾羌の諸種と與に、大に寇掠を爲し、隴道を斷つ。時に羌、歸附すること既に久しく、復た器甲無く、或は竹竿・木枝を持ちて以て戈矛に代へ、或は板案を負うて以て楯と爲し、或は銅鏡を執りて以て兵に象る。郡縣、畏懦し、制する能はず。叛逆を謀る者の罪を赦除す。

秋九月庚午、太尉徐防、災異寇賊あるを以て策免せらる。三公、災異を以て免せらるること、防より始まる。辛未、司空尹勤、水雨漂流するを以て策免せらる。

- 【七】 永元云云。前卷に見ゆ。
- 【八】 連滯。連は獄辭の相連及するをいふ。滯は留滯して決せざるをいふ。
- 【九】 已に正し。已に十分に吟味の届きたるをいふ。
- 【一〇】 三正云云。四十七卷章帝元和三年に見ゆ。
- 【一一】 讞正。公正に罪を議する也。
- 【一二】 北海王云云。和帝の永元八年、北海王威、自殺す。今復た封を紹ぐ也。
- 【一三】 和帝永元三年、復た西域都護を置く、今詔む。

- 【一四】 東號が來り降ること。四十七卷和帝、永元元年に見ゆ。
- 【一五】 徭役。使役。
- 【一六】 續漢書に曰く、鍾羌九千餘戸、隴西の臨洮谷に在りと。
- 【一七】 隴道。隴坻の道なり。
- 【一八】 銅鏡云云。銅鏡。日に映すれば、人遙にこれを望みて以て兵と爲す也。

丁卯、諸羌の相連結して

仲長統の昌言に曰はく、光武皇帝、數世の權を失へるを愠り、〔一〕 疆臣の命を竊めるを忿り、枉れるを矯めて直きに過ぎ、政、下に任せず、三公を置くと雖も、事、〔二〕 臺閣に歸す。此より以來、三公の職は、員に備はるのみ。然れども政、治まらざる有れば、猶ほ譴責を〔三〕 加ふ。而して權は外戚の家に移り、寵は近習の豎に被り、其の黨類を親しみ、其の私人を用ひ、内は京師に充ち、外は州郡に布く。賢愚を顛倒し、〔四〕 選舉を貿易し、〔五〕 疲驚、境を守り、貪殘〔六〕 吏民を收し、百姓を撓擾し、四夷を忿怒せしめ、乖叛を招致し、亂離を斯れ、〔七〕 瘼み、怨氣竝に作り、陰陽、和を失ひ、三光虧缺し、怪異數に至り、蟲螟、稼を食ひ、水旱、災を爲す。此れ皆、威宦の臣の、然るを致す所なり。反つて以て三公を〔八〕 策讓し、死免に至る。乃ち蒼天に叫呼し、〔九〕 號咷泣血するを爲すに足る者なり。又、中世の、三公を選ぶや、務めて、清懲謹慎にして常に循ひ故に習ふ者に於てす。是れ乃ち婦女の〔一〇〕 檢押、郷曲の常人なるのみ。惡んぞ以て斯の位に居るに足らんや。教既に彼の如く、選ぶこと又

臺閣に歸するは、其の由つて來る所の者漸なりと。

〔三〕 選舉云云。選舉の其の當を得ざるをいふ。

〔四〕 疲驚。才能無き吏。

〔五〕 瘼。病む也。

〔六〕 威宦。外戚、宦官。

〔七〕 策讓。策書を以て譴責する也。

〔八〕 號咷。聲を放ちて哭する也。

〔九〕 檢押。檢束なり。

此の如し。而して、三公の勳・國家に立ち・績・生民に加はるを望まんと欲す。亦遠からずや。昔、〔一〕 文帝の鄧通に於けるは、至つて愛すと謂ふ可し。而れども猶ほ申徒嘉の志を展ばせり。夫れ任ぜらるること此の如くならば、則ち何ぞ左右の小臣を患へんや。近世の如きに至りては、外戚・宦豎、請託行はれず、意氣滿たざれば、立ちどころに能く人を不測の禍に陷る。惡んぞ〔二〕 彈正するを得可き者ならんや。曩には、之に任ずること重くして、之を責むること輕し。今は、之に任ずること輕くして、之を責むること重し。光武、三公の重きを奪へることは、今に至りて甚だしきを加へ、〔三〕 后の黨に假すに權を以てせざることは、數世にして・行はれず。蓋し〔四〕 親疏の執異なればなり。今、人主、誠に専ら三公に委ね、任を分かち成を責め、而して位に在りて〔五〕 民を病ましめ、擧用すること賢を失ひ、百姓安からず、爭訟息まず、天地、變多く、人物、妖多くして、然る後、以て此の罪を分つ可し。

〔一〕 文帝云云。十四卷文帝後の二年に見ゆ。

〔二〕 彈正。風俗を正し非違を檢する也。

〔三〕 此れ、三公は疏にして、后の黨は親しきが爲めの故なり。

〔四〕 民を病ましむ。百姓をして其の害を受けしむる也。

〔五〕 鼓吹。音樂を爲す者。

〔六〕 乘輿。天子の乗る所の車輿。敢て尊者を斥言せず、故に乘輿と稱す。

壬午、太僕・少府に詔して、黃門の鼓吹を減じ、以て羽林の士を補はしめ、廐馬の、乘輿の常に御する所に非ざる者は、皆、半食を減せしめ、諸の造作する所、宗廟園陵の用に供するに非ざるをば、皆、且く止めしむ。

庚寅、太傅張禹を以て太尉と爲し、太常周章を司空と爲す。

大長秋鄭衆・中常侍蔡倫等、皆、執を秉り、政に豫る。周章數、直言を進む。太后、用ふる能はず。初め太后以へらく、平原王勝、痼疾有り、而して殤帝の孩抱を貪り、養うて己が子と爲す、故に焉を立つ。殤帝崩するに及びて、羣臣以へらく、勝の疾は痼に非ずと、意、咸、之に歸す。太后、前に勝を立てざりしを以て、後怨を爲さんことを恐れ、乃ち帝を迎へて之を立て。周章、衆心附かざるを以て、密に謀りて、宮門を閉ち、鄧騭兄弟及び鄭衆・蔡倫を誅し、尙書を劫し、太后を南宮に廢し、帝を封じて遠國王と爲し、而して平原王を立てんとす。事覺はる。冬十一月丁亥、章、自殺す。

戊子、司隸校尉・冀・并二州の刺史に敕す、「民、訛言して相驚き、舊居を棄捐し、老弱相携へ、道路に困窮す。其れ各、所部の長吏に敕して、躬親ら曉諭せしめよ。若し本郡に歸らんと欲せば、在所爲めに、長檄を封せよ。欲せざるをば彊ふる勿かれ」と。

十二月乙卯、潁川の太守張敏を以て司空と爲す。五營及び諸郡の兵五萬人を將ゐて、漢陽に屯せしめ、以て車騎將軍鄧騭・征西校尉任尙に詔して、

羌に備ふ。是の歲、郡國十八、地震ひ、四十一、大水あり、二十八、大風あり、雹雨る。

鮮卑の大人燕荔陽、闕に詣りて朝賀す。太后、燕荔陽に王の印綬、赤車・參駕を賜ひ、烏桓校尉の居る所の、塞城の下に止まりて胡市を通せしむ。因つて南北兩部の、質館を築く。鮮卑の邑落百二十部、各、質を遣はし入る。

二年、春正月、鄧騭、漢陽に至る。諸郡の兵未だ至らず。鍾羌數千人、擊ちて騭の軍を、冀の西に敗り、千餘人を殺す。梁懂、(西域)還りて燉煌に至る。逆へて懂に詔して、留まりて諸軍の援を爲さしむ。懂、張掖に至り、諸羌萬餘人を破る。其の能く脱する者は十に二三。進みて姑臧に至る。羌の大豪三百餘人、懂に詣りて降る。(懂)竝に、慰譬し、遣りて故地に還らしむ。

御史中丞樊準、郡國連年水旱あり、民多く飢困するを以て、上疏す、「請ふ、大官・尙方、考功・上林・池籟の諸官をして無事の物を、實減し、五府をして、中都の官吏・京師の、作者を、調省せしめよ。又、災を被るの郡、百姓凋殘す。恐らくは賑給の能く贍すに勝ふる所に非ず、其の名有りと雖

- 【一】 冀。縣の名、甘肅省渭川道伏羌縣。
- 【二】 逆。迎ふる也。
- 【三】 慰譬。なぐさめ、さとす。
- 【四】 功考。器械を作るをつかさどる。
- 【五】 實減。其の數を實地に審查してこれを減する也。
- 【六】 五府。太傅・太尉・司徒・司空・大將軍の官府。
- 【七】 中都の官吏。京師に在る官吏。
- 【八】 作者。營作する者。
- 【九】 調省。調は徴發なり、省は減する也。

も、終に其の實無からん。(一〇) 征和元年の故事に依りて、使を遣はし節を持し。尤も困乏する者を慰安し、徙して荆・揚の(二) 孰郡に置く可し。今、(三) 西屯の役有りとも雖も、宜しく(四) 東州の急を先にすべし」と。太后、之に従ひ、悉く公田を以て貧民に賦與し、即ち準を擢で、議郎呂倉と、竝に光祿大夫を守らしむ。二月乙丑、準を遣はして冀州に使せしめ、倉をして兗州に使せしめ、流民に稟貸す。咸、蘇息するを得たり。

夏、旱す。五月丙寅、皇太后、雒陽の(五) 寺及び(六) 若盧の獄に幸し、囚徒を録す。雒陽に囚有り、實に人を殺さざるに、考せられて自ら誣ふ。羸困して(七) 輿見す。吏を畏れ、敢て言はず、將に去らんとして頭を擧ぐ。自ら訴へんと欲するが若し。太后、察視して之を覺り、即ち呼び還して狀を問ひ、具に(八) 枉實を得たり。即時に雒陽の令を收へ、獄に下し罪に抵す。行未だ宮に還らず、(九) 澗雨大に降る。

六月、京師及び郡國四十、大水あり、大に風ふき、雹雨る。

秋七月、太白、北斗に入る。

閏月、廣川王常保薨す。子無し。國除かる。

癸未、(一〇) 蜀郡の徼外の羌、土を擧げて内屬す。

冬、鄧鷟、任尙及び從事中郎河内の司馬鈞をして、諸郡の兵を率ゐて、滇零等數萬人と、(一一) 平襄に戰はしむ。尙の軍大に敗れ、死者八千餘人。羌の衆遂に大に盛なり。朝廷、制する能はず。湟中の諸縣、粟、石ごとに萬錢、百姓死亡すること、勝げて數ふ可からず。而して轉運難きこと劇だし。故の(一二) 左校令河南の龐參、先に法に坐し、若盧に輸作す。其の子俊をして上書せしめて曰はく、「方今、西州、流民擾動す。而して徵發絶えず、水潦休まず、地力、復せず、之に重ぬるに大軍を以てし、之を疲らすに遠成を以てす、農功は轉運に消し、資財は徵發に竭き、田疇は墾闢するを得ず、禾稼は收入するを得ず、(一三) 手を搏ちて困窮し、來秋を望む無く、百姓力屈き、復た命に堪へず。臣愚以爲へらく、萬里、糧を運び、遠く羌戎に就くは、兵を總べ衆を養ひ、以て其の疲を待つに若かず。車騎將軍鷟、宜しく且く(一四) 振旅すべし。征西校尉任尙を留めて、涼州の士民を督して三輔に轉居せしめ、徭役を休めて以て其の時を助け、煩賦を止めて以て其の財を益し、男をして耕種するを得、女をして(一五) 織紉するを得しむべし。然る後、精銳を蓄へ、懈沮に乘じ、其の不意に出で、其の備へざ

- 【一〇】 征和は武帝の年號。征和元年に、當に使を遣はして慰安する故事あるべし。
- 【一一】 孰郡。熟縣。豐熟したる郡。
- 【一二】 西屯の役。羌を討つ師をいふ。
- 【一三】 東州の急。雒陽以東の冀兗諸州の水旱を被れるをいふなり。
- 【一四】 寺。官舎。
- 【一五】 若盧の獄。少府に屬し、將相大臣を鞠するを主る。
- 【一六】 輿見。輿は復輿なり、竹木を編みて以て輿の形を爲したるもの。獄囚の拷問のため、困疲せる者は、復輿に置く。復輿に乗りて謁見する也。
- 【一七】 枉實。其の枉げられたる事實。
- 【一八】 澗雨。時雨なり。
- 【一九】 太白。金星なり。

- 【二〇】 東觀記に曰はく、徼外の羌薄申等八種、衆を擧げて降ると。
- 【二一】 平襄。縣の名、漢陽郡(もとの天水郡)に屬す。故城は今の甘肅省渭川道通渭縣の西南に在り。
- 【二二】 左校令。將作大匠の屬官。秩六百石。左工徒を掌る。
- 【二三】 復せず。耗損して舊に復せざるをいふ。
- 【二四】 手を搏つ。兩手相搏つ。計無きをいふ。
- 【二五】 振旅。衆を整へて還るなり。
- 【二六】 織紉。はたを織る也。

るを攻めば、則ち邊民の仇報いられ、犇北の恥雪がれん」と。書・奏す。會、樊準・上疏して參を薦む。太后、即ち參を徒中より擢で、召して謁者に拜し、西して三輔の諸軍屯を督せしむ。十一月辛酉、鄧騭に詔して師を還さしめ、任尙を留めて漢陽に屯し、諸軍の節度を爲さしむ。使を遣はし、騭を迎へ拜して大將軍と爲す。既に至るや、大鴻臚をして親ら迎へ、中常侍をして郊勞せしむ。王・主以下、道に候望す。寵靈顯赫にして、都鄙に光震す。滇零、自ら天子と北地に稱し、武都の參狼・上郡・西河の諸雜種の羌を招集し、隴道を斷ち、三輔に寇鈔し、南して益州に入り、漢中の太守董炳を殺す。梁懂、詔を受け、當に金城に屯すべかりしが、羌が三輔に寇するを聞き、即ち兵を引ゐて赴き撃ち、武功・美陽の間に轉戦し、連に破りて之を走らす。羌稍退散す。

十二月、廣漢の塞外の參狼羌降る。

是の歲、郡國十二、地震ふ。

- 【三】 王主。諸王及び諸公主。
- 【六】 參狼。武都に居る羌を參狼種と爲す。
- 【九】 武功・美陽。並に縣の名、扶風に屬す。美陽縣の故城は今の陝西省關中道武功縣の北に在り。
- 【一〇】 廣漢云云。武都の參狼と同種にして、分れて廣漢の塞外に居る者。
- 【一一】 破羌縣。金城郡に屬す。故城は今の甘肅省西寧道碾伯縣の西に在り。

三年、春正月庚子、皇帝、元服を加ふ。天下に赦す。騎都尉任仁を遣はし、諸郡の屯兵を督して、三輔を救はしむ。仁、戰數、利あらず。當煎鞠姐羌、二

破羌縣を攻没し、鐘羌、臨洮縣を攻没し、隴西南部都尉を執ふ。

三月、京師大に飢ゑ、民相食む。壬辰、公卿、闕に詣りて謝す。詔して、務めて變復せんことを思ひ、以て不速を助けしむ。

壬寅、司徒魯恭罷む。恭、再び公位に在り、高第に選辟せられ、列卿郡守に至る者、數十人、而して門下の者生は、或は薦舉を蒙らず、怨望する者有るに至る。恭、之を聞きて曰はく、「學の講せざるは、是れ吾が憂なり。諸生、郷舉する者有らざらんや」と。終に言ふ所無し。亦、之に議論を借さず。學者、業を受くれば、必ず窮核問難し、道成りて然る後謝して之を遣る。學者曰はく、「魯公の、與に議論するを謝するは、虚しく得可からず」と。

夏四月丙寅、大鴻臚九江の夏勤を以て司徒と爲す。

三公、國用足らざるを以て、奏して、吏民をして錢穀を入れ、關内侯・虎賁羽林郎・五官・大夫・官府の吏・緹騎・營士と爲るを得しむること、各、差有り。

甲申、清河の愍王虎威・薨す。子無し。五月丙申、樂安王寵の子延平を封

漢孝安皇帝永初三年

- 【二】 隴西南部都尉は臨洮縣に治す。
- 【三】 變復。過を變改して以て善に復る也。
- 【四】 再び云云。和帝永元十三年、恭、呂蓋に代りて司徒と爲り、永初元年、復た梁簡に代りて司徒と爲る。
- 【五】 此れ恭の府の掾屬の高第を謂ふ也。
- 【六】 者生。老生なり。
- 【七】 學云云。論語述而篇に見ゆ。孔子の言。
- 【八】 郷舉云云。若し能く學を究習せば、自ら郷里の貢舉有らん。豈に三公の選辟を待つを要せんや。
- 【九】 五官。亦、郎なり。
- 【一〇】 大夫。光祿大夫、太中大

じて清河王と爲し、孝王の後を奉せしむ。

六月、漁陽の烏桓、右北平の胡千餘と與に、代郡・上谷に寇す。

漢人韓琮、匈奴の南單于に隨つて入朝す。既に還り、南單于に説きて

云はく、「關東、水潦あり、人民、飢餓して死盡す。撃つ可きなり」と。單于、其の言を信じ、遂に反す。

秋七月、海賊張伯路等、濱海の九郡に寇し、二千石・令長を殺す。侍御

史巴郡の龐雄を遣はし、州郡の兵を督して之を撃たしむ。伯路等、降らんと乞ふ。尋いで復た屯聚す。

九月、鴈門の烏桓の率衆王無何允、鮮卑の大人丘倫等及び南匈奴の骨都

侯と、七千騎を合はせて、五原に寇し、太守と、高渠谷に戰ふ。漢の兵大に敗る。

南單于、(一)中郎將耿种を、(二)美稜に圍む。冬十月、大司農陳國の何熙を以

て、車騎將軍の事を行はしめ、中郎將龐雄を副と爲し、五營及び邊郡の兵二萬餘人を將らしめ、又、遼東の太守耿種に詔して、鮮卑及び諸郡を率ゐて、共に之を撃たしめ、梁懂を以て度遼將軍の事を行はしむ。雄・種、南匈奴の冀健日逐王を撃ち、之を破る。

十二月辛酉、郡國九、地震ふ。

乙亥、星有り。天苑に孛す。

是の歲、京師及び郡國四十一、雨水あり、并、涼の二州大に飢ゑ、人相食む。

太后、陰陽・和せず。軍旅數、興るを以て、詔して、歲終に、衛士を(一)養遣するに、戲を設け樂を作す勿からしめ、(二)逐疫の儀子の半を減せしむ。

四年、春正月、元會に樂を徹し、(三)充庭車を陳ねず。

鄧騭、位に在りて、頗る能く賢士を推進す。何熙・李邵等を薦めて朝廷に

列し、又、弘農の楊震・巴郡の陳禪等を辟して之を幕府に置く。天下、之を稱す。震、孤貧にして學を好み、歐陽の尙書に明かに、通達博覽なり。諸

儒、之が語を爲して曰はく、「關西の孔子、楊伯起」と。教授すること二十餘年、州郡の(四)禮命に答へず。衆人、之を(五)晩暮と謂ふ。而して震、志

愈篤し。驚聞きて之を辟す。時に震、年已に五十餘。荊州の刺史・東萊の太守に累遷す。郡に之くに當りて、道、昌邑を経。故擧ぐる所の荊州の茂

才王密、昌邑の令たり。夜、金十斤を懷にし、以て震に遺る。震曰はく、

漢孝安皇帝永初四年

夫、中散大夫、諫議大夫。

【一】官府の吏。諸官府に給事する者。

【二】緹騎。執金吾に緹騎二百人あり。緹は赤黃色。

【三】營士。五校の營士をいふなり。

【四】漢人、匈奴と雜居す。韓綜因つて南單于に事ふ。

【五】高渠谷。陝西省榆林道舊榆林府内に在るべし。東觀記には高渠谷に作る。梁と渠と字形相類す。必ず誤あらん。

【六】中郎將。使匈奴中郎將。

【七】美稜。縣の名。故城は今の内蒙古鄂爾多斯左翼中旗に在り。

【一】天苑。星座の名。

【二】養遣。西漢時代の制。歲末に、衛士の交代するとき、帝、親臨してこれを養し、慰勞して罷め歸すなり。

【三】逐疫の儀子。疫を逐ふ童子。稚子なり。大雩のとき、中黃門の子弟年十歳以上十二歳以下なる者百二十人を選びて儀子と爲し、皆、赤幘皂製して、大鞮を執らしむ。

【四】元會。正月の大朝會。

【五】充庭車云云。大朝會すること、必ず乘輿・法物・車輦を庭に陳ぬ。充庭車と曰ふ。

今、年飢うるを以て、故にこれを陳ねざるなり。

「故人、君を知る。君、故人を知らざるは、何ぞや」と。密曰はく、「暮夜、知る者無し」と。震曰はく、「天知り、地知り、我知り、子知る。何ぞ知る者無しと謂ふや」と。密愧ちて出づ。後、涿郡の太守に轉ず。性、公廉にして、子孫常に蔬食し歩行す。故舊、或は爲めに産業を開かしめんと欲す。震肯せずして曰はく、「後世をして稱して清白の吏の子孫と爲さしめん。此を以て之に遺らば、亦厚からずや」と。

張伯路、復た郡縣を攻め、守令を殺し、黨衆浸く盛なり。詔して、御史中丞王宗を遣はし、節を持して幽、冀の諸郡の兵を發し、數百萬を合はせしめ、宛陵の令扶風の法雄を徵して青州の刺史と爲し、宗と力を并せ、之を討たしむ。

南單于、耿种を圍むこと數月、梁懂、耿夔、擊ちて其の別將を屬國の故城に斬る。單于、自ら將として迎へ戰ふ。懂等復た之を破る。單于遂に引きて虎澤に還る。

丙午、詔して、百官及び州郡縣の奉を減ずること、各差有り。二月、南匈奴、常山に寇す。

漢中、兵を遣はして襄中に寇す。漢中の太守鄭勳、移りて襄中に屯す。任尙の軍、久しく出でて功無く、民、農桑を廢す。乃ち尙に詔して、吏民を將る、還りて長安に屯せしめ、南陽、潁川、汝南の吏士を罷め遣る。乙丑、初めて京兆虎牙都尉を長安に、扶風都尉を雍に置くこと、西京の三輔都尉の故事の如くす。謁者龐參、鄧騭に説く、「邊郡の自ら存する能はざる者を徙し、入りて三輔に居らしめよ」と。騭、之を然りとし、涼州を棄てて力を北邊に并せんと欲す。乃ち公卿を會して集議す。騭曰はく、「譬へば衣の敗壞するに、一以て相補はば、猶ほ完き所有るが若し。若し此の如くせずば、將に兩つながら保つ所無からんとす」と。郎中陳國の虞詡、太尉張禹に言つて曰はく、「大將軍の策の若くせば、不可なる者三あり。先帝、土宇を開拓し、劬勞して後定まる。而るに今、小費を憚り、擧げて之を棄つ。此れ不可の一なり。涼州を既に棄てば、即ち三輔を以て塞と爲さん。則ち關東は相を出す」と。烈士武臣、多く涼州より出づ。土風壯猛にして、兵事に便習す。今、羌胡が敢て入りて三輔に據り、心腹の害を爲さざる所以は、涼州後に在るを以ての故なり。涼州の士民の、鋒を推し銳を執り、矢石を行陳に蒙り、父前に死し、子後に戦ひ、反顧の心無き所以は、漢に臣屬するが

- 【三】 楊白起。楊震、字は伯起。弘農は函谷關の西に在り。
- 【四】 禮命。延聘の禮、辟置の命。
- 【五】 晚暮。歳已に老いて出仕遅きをいふ。
- 【六】 昌邑。縣の名、山陽郡に屬す。故城は今の山東省濟寧道金鄉縣の西北に在り。
- 【七】 食するに魚肉無く、行くに車騎を用ひざるなり。
- 【八】 宛陵縣は、河南の尹に屬す。今の安徽省蕪湖道宣城縣。
- 【九】 西河郡美稷縣は屬國都尉の治所。故城は蓋し美稷縣の界に在り。
- 【一〇】 奉。俸給なり。

- 【一】 襄中。縣の名、漢中郡に屬す。今の陝西省漢中道褒城縣。
- 【二】 三輔都尉。西漢には、京兆に京輔都尉あり、馮翊に左輔都尉あり、扶風に右輔都尉あり。
- 【三】 隴西・安定・北地は皆涼州の部する所なり。涼州を棄つるときは、三輔、極邊と爲らるをいふ。

爲めの故なり。今、推して之を捐て、割きて之を棄てば、民庶、土に安んじ遷るを重り、必ず領を引きて怨みて曰はん、「中國、我を夷狄に弃つ」と。義に赴き善に従ふの人と雖も、恨無き能はざらん。如し卒然として謀を起し、天下の飢餓に因り、海内の虚弱に乗じ、英雄相聚まり、材を量りて帥を立て、氏羌を驅りて以て前鋒と爲し、席卷して東せば、賁育を卒と爲し、太公を將と爲すと雖も、猶ほ恐らくは禦に當るに足らざらん。此の如くならば則ち函谷以西、園陵、

【一五】賁育。孟賁、夏育。
 【一六】舊京。長安をいふ。
 【一七】疽食。癰瘡が肌肉を侵食するが如きをいふ。
 【一八】朝歌。縣の名、河内郡に屬す。故城は今の河南省河北道淇縣に在り。
 【一九】其の將に罪を得んとするを謂ふ。

舊京は、復た漢の有に非ざらん。此れ不可の三なり。議者、喩ふるに、衣を補はば猶ほ完き所有らんといふを以てす。詡、其の疽食侵淫して限極無からんことを恐るるなり」と。禹曰はく、「吾が意、此に及ばざりき。子の言微かりせば、幾ん國事を敗りしならん」と。詡因つて禹に説く、「涼士の豪傑を收羅し、其の牧守の子弟を朝に引き、諸府をして各、數人を辟せしめ、外は以て勸厲して、其の功勤に答へ、内は以て拘致して、其の邪計を防げ」と。禹、其の言を善しとし、更に四府を集む。皆、詡の議に従ふ。是に於て、西州の豪傑を辟して掾屬と爲し、牧守・長吏の子弟を拜して郎と爲し、以て之を安慰す。鄧騭、是に由りて詡を惡み、吏法を以て之を中傷せんと欲す。會、朝歌の賊薊季等數千人、攻めて長吏を殺し、屯聚すること連年、州郡、禁ずる能はず。乃ち詡を以て朝歌の長と爲す。故舊、皆、之を弔す。詡笑つて曰は

く、「事、難きを避けざるは、臣の職なり。槃根錯節に遇はざれば、以て利器を別つ無し。此れ乃ち吾が功を立つるの秋なり」と。始めて到り、河内の太守馬稜に調す。稜曰はく、「君は儒者なり。當に廟堂に謀謨すべし。乃ち朝歌に在り。甚だ君の爲めに之を憂ふ」と。詡曰はく、「此の賊は、犬羊相聚まり、以て温飽を求むるのみ。願はくは明府、以て憂と爲さざれ」と。稜曰はく、「何を以てか之を言ふ」と。詡曰はく、「朝歌は韓・魏の郊にして、太行を背にし、黄河に臨み、敖倉を去ること百里に過ぎず、而して青・冀の民、流亡すること萬數なり。〔然ル〕賊は、倉を開きて衆を招きて、庫兵を劫めて成阜を守り。〔三三〕天下の右臂を斷つを知らず。此れ憂ふるに足らざるなり。今、其の衆新に盛なり。與に鋒を争ひ難し。兵は權を厭はず。〔三三〕〕

【二〇】槃根錯節。槃根は、わだかまれる根。錯節は入り組みたる木節。紛糾して處理の困難なるに喩ふ。
 【二一】太行。山の名。
 【二二】右臂は要害の地に喩ふ。
 【二三】籌策云云。籌策を寛假すとは法規の適用拘束を寛大にするをいふ。詡、度外の人を用ひて羣盜を制せんと欲す。郡家が常規に循うて法規を以てこれを繩し拘束する所あらんことを恐る。故に先づ此を以て稜に言ふ。関は礙と同じ。
 【二四】掾史。縣の官屬。
 【二五】此の三種の人は、皆、惡少年にして宿罪を負へる者なり。今これを賞し、賊に入りて間を爲さしむ。

〔三三〕〕 籌策を寛假して、拘閑する所有らしむる勿からんことを願ふのみ」と。官に到るに及びて、三科を設け、以て壯士を募り求め、〔三三〕〕 掾史より以下、各、知る所を舉げしむ。其の攻劫する者を上と爲し、人を傷つけ偷盜する者、之に次ぎ、家業を事とせざる者を下と爲す。百餘人を收め得たり。詡、饗會を爲し、〔三三〕〕 悉く其の罪を賞し、賊中に入らしめ、誘うて〔三三〕〕 劫掠せしめ、乃ち兵を伏して以

て之を待ち、遂に賊數百人を殺す。又、潛に貧人の能く縫ふ者を遣はし、賊衣を備作し、〔三〕采線を以て其の裾を縫はしむ。市里に出づる者有れば、吏輒ち之を禽にす。賊是に由りて駭き散す。咸、神明と稱す。縣境皆平ぐ。

三月、何熙の軍、五原・曼柏に到る。〔一〕暴に疾み、進む能はず。龐雄を遣はし、梁懂・耿种と與に、步騎萬六千人を將ゐて虎澤を攻めしむ。營を連ねて稍く前む。單于、諸軍の竝に進むを見、大に恐怖し、顧みて韓琮を讓めて曰はく、『汝、漢人死し盡く』と言へり。今、是れ何等の人ぞや』と。乃ち使を遣はし、降らんと乞ふ。之を許す。單于、帽を脱して徒跣し、龐雄等に對して拜し、〔二〕死罪を陳道す。是に於て之を赦し、遇待すること初の如し。〔三〕乃ち鈔する所の漢民の男女及び羌の略する所の轉賣せられて匈奴の中に入る者・合はせて萬餘人を還す。會、熙卒す。即ち梁懂を拜して度遼將軍と爲す。龐雄は還りて大鴻臚と爲る。先零の羌、復た襄中に寇す。鄯勤、之を撃たんと欲す。主簿段崇諫めて以爲はく、『虜、勝に乗す。鋒、當る可からず。宜しく堅く守りて之を待つべし』と。勤、從はず、出でて戦ひ、大に敗る。死する者三千餘人。段崇及び〔四〕門下史王宗・原展、身を以て刃を扞ぎ、勤と俱に死す。金城郡を徙して、〔五〕襄武に居らしむ。

- 〔一〕 采線。色絲なり。
- 〔二〕 死罪云云。自ら罪を陳謝し、當に死すべしと言ふ也。
- 〔三〕 那の門下に、掾あり、史あり。
- 〔四〕 襄武。縣の名、隴西郡に屬す。甘肅省蘭山道隴西縣の西南。

戊子、〔一〕杜陵園、火あり。
癸巳、郡國九、地震ふ。
夏四月、〔二〕六州、蝗あり。
丁丑、天下に赦す。

- 〔一〕 杜陵園。宣帝の陵園。
- 〔二〕 六州。司隸・豫・兗・徐・青・冀州なり。
- 〔三〕 赦。赦書なり。
- 〔四〕 刺史。青州の刺史。
- 〔五〕 太守。青州の所部の諸郡の太守。

王宗・法雄、張伯路と連戦し、破りて之を走らす。會、〔一〕赦到る。賊、〔二〕漢軍未だ甲を解かざるを以て、敢て歸降せず。王宗、〔三〕刺史・太守を召して共に議す。皆以爲はく、『當に遂に之を撃つべし』と。法雄曰はく、『然らず。兵は凶器なり、戦は危事なり。勇は恃む可からず、勝は必ず可からず。賊若し船に乗り海に浮び、深く遠島に入らば、之を攻めんこと未だ易からざるなり。赦令有るに及びて、且く兵を罷めて以て其の心を慰誘す可し、執必ず解散せん。然る後之を圖らば、戦はずして定む可からん』と。宗、其の言を善しとし、即ち兵を罷む。賊聞きて大に喜び、乃ち略する所の人を還す。而して東萊の郡兵、猶ほ未だ甲を解かず。賊復た驚き恐れ、〔四〕遁れて遼東に走り、海島の上に止まる。

秋七月乙酉、三郡、大水あり。
騎都尉任仁、羌と戦ひ、累に敗れ、而して兵士放縱なり。檻車をもて徴して廷尉に詣らしむ。死す。

護羌校尉段熲卒。復た前の校尉侯霸を以て之に代らしむ。移りて張掖に居る。

九月甲申、益州郡、地震ふ。

皇太后の母新野君病む。太后、其の第に幸し、連日宿止す。三公・上表して固く争ふ。乃ち宮に還る。冬十月甲戌、新野君薨す。司空をして喪事を護せしむ。儀、東海の恭王に比す。鄧騭等、身服を行はんと乞ふ。太后、許さざらんと欲す。以て曹大家に問ふ。大家・上疏して曰はく、「妾聞く、謙讓の風は、徳、焉よりも大なるは莫しと。今、四舅、深く忠孝を執り、身を引きて自ら退く。而るに方垂未だ靜ならざるを以て、拒みて許さず。如し後に毫毛有りて今日よりも加はらば、誠に恐る、推讓の名、再び得可からざらんことを」と、太后乃ち之を許す。服除くに及びて、騭に詔し、復た還りて朝政を輔けしめ、更に前封を授けんとす。騭等・叩頭して固く讓る。乃ち止む。是に於て、竝に朝請を奉せしめ、位、三公の下・特進侯の上に次で、其れ大議有れば、乃ち朝堂に詣り、公卿と參謀せしむ。太后、陰后の家屬に詔して、皆、故郡に歸らしめ、其の資財五百餘萬を還す。

- 【三】 恭王の事、四十四卷明帝永平元年に見ゆ。
- 【七】 四舅、騭、惲、弘、闓。
- 【八】 如し云云。若し後日に至りて些少の過失あらば、推讓の美名を得んとするも能はざるべし。
- 【九】 前封。帝、位に即くの初め、騭、惲、弘、闓を封す。皆辭して受けず。
- 【四〇】 陰后云云。陰后の家屬が南に徙されたる事、前卷和帝永元十四年に見ゆ。
- 【四一】 故郡。南陽なり。

五年、春正月庚辰朔、日、之を食する有り。

丙戌、郡國十、地震ふ。

己丑、太尉張禹・免せらる。甲申、光祿勳潁川の李修を以て太尉と爲す。先零の羌、河東に寇し、河内に至る。百姓相驚き、多く南に奔りて河を度る。北軍の中候朱寵をして五營の士を將ゐて孟津に屯せしむ。魏郡・趙國・常山・中山に詔して、塢候六百一十六所を繕作せしむ。羌既に轉た盛にして、緣邊の二千石・令長、内郡の人多く、竝に守戰の意無く、皆争うて、郡縣を徙し以て寇難を避けんことを上る。三月、詔して、隴西は襄武に徙り、安定は美陽に徙り、北地は池陽に徙り、上郡は衙に治せしむ。百姓、土を戀ひ、舊を去るを樂しません。遂に乃ち其の禾稼を刈り、室屋を發徹し、營壁を夷げ、積聚を破る。時に連に旱蝗あり飢荒し、而して驅賊劫掠せられ、流離分散し、道に隨つて死亡し、或は老弱を弃捐し、或は人の僕妾と爲り、其の太半を喪ふ。復た任尙を以て

- 【一】 北軍の中候。屯騎・越騎・歩兵・長水・射聲の五營を監するを掌る。
- 【二】 塢候。砦なり。魏・趙・常山・中山は皆、冀州に屬す。羌が河東・河内より北して冀州の界に入らんことを懼る。故に塢候を作りてこれに備ふるなり。
- 【三】 上。上書する也。
- 【四】 隴西郡は、本、狄道に治す。美陽縣は扶風に屬す、故城は今の陝西省關中道武功縣の北に在り。池陽は馮翊に屬す。今の陝西省關中道涇陽縣の西北に在り。衙は馮翊に屬す。故城は今の陝西省關中道白水縣の東北に在り。
- 【五】 治。後漢書安帝本紀及び西羌傳、竝に徙に作る。
- 【六】 發徹。發はあげく也。徹は撤去する也。
- 【七】 驅賊。驅逐壓迫。
- 【八】 羊頭山。上黨郡穀城縣に在り。即ち今の山西省襄寧道長子縣の東南に在り。

侍御史と爲す。羌を上頭の羊頭山に撃ち、之を破る。乃ち孟津の屯を罷む。

【九】 夫餘、寇を爲すこと此に始まる。夫餘は國の名、亦扶餘に作る。今の奉天の昌圖洮南以北及び蒙古の科爾沁諸旗は皆其の地なり。

高句麗王宮、濊貊と與に、玄菟に寇す。

【一〇】 樂浪。今の朝鮮の平安・黄海・京畿諸道及び忠清道の北境の地にして、漢の武帝の時、朝鮮を滅ぼして置く所の郡なり。

夏閏四月丁酉、涼州の河西四郡に赦す。

海賊張伯路、復た東萊に寇す。青州の刺史法雄、撃ちて之を破る。賊逃れて遼東に還る。

【一一】 玄菟。郡の名、漢の武帝、朝鮮を滅ぼして置く所なり。即ち今の朝鮮の咸鏡道及び吉林の南境なり。

遼東の人李久等、共に之を斬る。是に於て州界清静なり。

【一二】 張伯路、永初三年、亂を作し、是に至りて始めて平ぐ。

秋九月、漢陽の人杜琦及び弟季貢・同郡の王信等、羌と謀を通じ、衆を聚めて上邽城に據る。

【一三】 上邽城。今の甘肅省渭川道天水縣の西南に在り。

冬十二月、漢陽の太守趙博、客杜習を遣はして琦を刺殺せしむ。習を討討侯に封す。杜季貢・王信等、其の衆を將ひて、枹泉營に據る。

【一四】 鬱養。土室を爲りて火を蓄へ、土氣をして蒸鬱せしめこれを養ふ。温室にて養成するなり。

是の歳、九州、蝗あり。郡國八、雨水あり。

【一五】 鬱養。今之甘肅省寧夏道靈武縣に在り。

六年、春正月甲寅、詔して曰はく、「凡を新味を供薦するは、多くは其の節に非ず、或は鬱養

して疆ひて、就せしめ、或は萌芽を穿掘し、味、至る所無くして、生長を夭折す。豈に時に順ひ物を育する所以ならんや。傳に曰はく、「其の時に非ざるをば、食はず」と。今より當に陵廟に奉祠し及び給御すべき者は、皆、時を須ちて乃ち上れ」と。凡そ省く所、二十三種。

三月、十州、蝗あり。

【二】 執。熟と通ず。

夏四月乙丑、司空張敏罷む。

【三】 傳云。論語鄉黨篇に見ゆ。其の時の物に非ざれば、これを食ばざるなり。

己卯、太常劉愷を以て司空と爲す。

【四】 黃綬云云。四百石、三百石、二百石は黃綬なり。ききに四年、百官の俸を減ぜしが、今復したるなり。

詔して、建武の元功二十八將をば、皆、封を紹がしむ。

五月、旱す。

【五】 丁奚城。北地郡に在り。今の甘肅省寧夏道靈武縣に在り。

丙寅、詔して、中二千石より、下、黃綬に至るまでをして、一切、秩を復せしむ。

六月壬辰、豫章の員谿原、山崩る。

辛巳、天下に赦す。

侍御史唐喜、漢陽の賊王信を討ち、破りて之を斬る。杜季貢、亡げて滇零に従ふ。是の歳、滇零、死し、子零昌立つ。年尚ほ少し。同種狼莫、其の計策を爲し、季貢を以て將軍と爲し、別に丁奚城に居らしむ。

七年、春二月丙午、郡國十八、地震ふ。

夏四月乙未、平原の懷王勝薨す。子無し。太后、樂安の夷王寵の子得を立てて平原王と爲す。

丙申晦、日、之を食する有り。

秋、護羌校尉侯霸、騎都尉馬賢、先零の別部牢羌を安定に撃ち、首虜千人を獲たり。

【一】元初元年、西紀一一四年なり。

【二】通谷。相通する道路ある谷。太行山より北のかた恆山に至るまでの間に、多く谷道あり、以て相通す、今、衝要の地に於て塙壁を作り、以て羌の入寇に備ふ。

【三】蠶陵。縣の名、蜀郡に屬す。今の四川省西川道松潘縣疊溪營の西に在り。

元初元年、春正月甲子、改元す。

二月乙卯、日南、地坼く、長さ百餘里。

三月癸亥、日、之を食する有り。

詔して、兵を遣はして河内の通谷の衝要三十六所に屯せしめ、皆、塙壁を作り、鳴鼓を設け、以て羌の寇に備ふ。

夏四月丁酉、天下に赦す。

京師及び郡國五、旱し、蝗あり。

五月、先零の羌、雍城に寇す。

蜀郡の夷、蠶陵に寇し、縣令を殺す。

九月乙丑、太尉李修罷む。

羌豪號多、諸種と與に、武都・漢中を鈔掠す。巴郡の板楯蠻、之を救ふ。漢中の五官掾程信、郡兵を率ゐ、蠻と共に撃ちて之を破る。號多走り、還りて隴道を斷ち、零昌と合す。侯霸、馬賢、與に、枹罕に戰ひ、之を破る。

辛未、大司農山陽の司馬苞を以て太尉と爲す。

冬十月戊子朔、日、之を食する有り。

涼州の刺史皮楊、羌を狄道に撃ち、大に敗れ、死者八百餘人。

是の歲、郡國十五、地震ふ。

二年、春、護羌校尉龐參、恩信を以て、諸羌を招き誘ふ。號多等、衆を帥ゐて降る。參、遣りて闕に詣らしむ。號多侯の印を賜ひ、之を遣る。參、始めて(張掖)還りて、令居に治し、河西の道を通ず。

零昌、兵を分ちて益州に寇す。中郎將尹就を遣はして之を討たしむ。

夏四月丙午、貴人榮陽の閻氏を立てて皇后と爲す。后、性妬忌なり。後宮李氏、皇子保を生む。后、李氏を燒殺す。

【四】板楯蠻。其の人、板楯を挾みて戰ふ、因つて以て名と爲す。

【五】五官掾。郡の屬官。功曹及び諸曹の事を署す。

【六】枹罕。縣、隴西郡に屬す。今の甘肅省蘭山道導河縣治。

【一】令居。故城は今の甘肅省甘涼道平番縣の西北に在り。

【二】閻氏。閻后の母は鄧弘の妻の同産なり。

五月、京師・旱す。河南及び郡國十九、蝗あり。

六月丙戌、太尉司馬苞・薨す。

秋七月辛巳、太僕泰山の馬英を以て太尉と爲す。

八月、遼東の鮮卑、無慮を圍む。九月、又、夫犁の營を攻め、縣令を殺す。

壬午晦、日、之を食する有り。

尹就、羌の黨呂叔都等を撃つ。蜀の人陳省・羅橫、募に應じて叔都を刺殺す。皆、侯に封じ錢を賜ふ。屯騎校尉班雄に詔して、三輔に屯せしむ。

雄は超の子なり。左馮翊の司馬鈞を以て、征西將軍(事)を行ひ、關中の諸郡の兵八千餘人を督せしむ。龐參、羌胡の兵七千餘人を將ゐ、鈞と道を分ちて、並に零昌を撃つ。參の兵、勇士の東に至り、杜季貢に敗られ、引き退く。鈞等獨り進み、攻めて丁奚城を抜く。杜季貢、衆を率ゐて偽り逃る。鈞、右扶風の仲光等をして羌の禾稼を收めしむ。光等、鈞の節度に違ひ、兵を散じて深く入る。羌乃ち伏を設けて之を要撃す。鈞、城中に在り、怒りて救はず。冬十月乙未、光等、兵敗れ、並に没す。死者三千餘人。鈞乃ち遁れ還る。龐參既に期を失し、病と稱して引

【三】 無慮。縣の名、遼東郡に屬す。今の奉天省遼瀋道綿縣の内に在るべし。

【四】 夫犁。賢曰はく、夫犁縣は遼東の屬國に屬す。故城は今の營州の東南に在りと。後魏より隋唐に至るまで、營州は和龍に治す。今の直隸省朝陽縣治なり。胡三省は、兩漢志を按ずるに遼東郡にも遼東屬國にも夫犁縣無し。未だ賢の據る所何の書なるかを知らず、と曰ふ。

【五】 勇士。縣の名、漢陽郡(もとの天水郡)に屬す。故城は今の甘肅省蘭山道金縣の東北に在り。

き還る。皆、坐して徵せられて獄に下る。鈞、自殺す。時に度遼將軍梁慄も、亦、事に坐して罪に抵る。

校書郎中扶風の馬融、上書して、參、懂の智能を稱し、「宜しく過を宥し效を責むべし」といふ。

詔して、參等を赦す。馬賢を以て參に代りて護羌校尉を領せしむ。復た任尙を以て中郎將と爲し、班雄に代りて三輔に屯せしむ。

懷の令虞詡、尙に説きて曰はく、「兵法に、「弱きは彊きを攻めず、走るは飛ぶを逐はず」とは、自然の執なり。今、虜は皆馬騎にして、日に行くこと數百里、來ること風雨の如く、去ること絶弦の如し。歩を以て之を追へば、執、相及ばず。屯兵二十餘萬ありと雖も、日を曠しくして功無き所以なり。使君の計を爲すに、諸郡の兵を罷め、各、錢數千を出さしめ、二十人共に一馬を市ひ、萬騎の衆を以て、數千の虜を逐ひ、追尾、掩截するに如くは莫し。其の道自ら窺まらん。民に便に事を利し、大功立たん」と。

尙即ち上言して、其の計を用ひ、輕騎を遣はして杜季貢を丁奚城に撃ち、之を破る。太后、虞詡が將帥の略有るを聞き、以て武都の太守と爲す。羌の衆數千、詡を倉の崱谷に遮る。詡即ち軍を停めて進まず、而して宣言す、「上書して兵を請ひ、到るを須ちて當に發すべし」と。羌、之を聞き、乃ち分れて傍縣を鈔す。詡、其の兵散するに因りて、日夜、道を進む。

【六】 校書郎中。融、時に郎中を以て蘭臺の書を校す、故に校書郎中と曰ふ。

【七】 追尾。後より追撃するなり。

【八】 掩截。掩は襲撃する也。截は逐へ撃つ也。

【九】 其の道云云。虜の路自ら窺まりて、捷出して寇掠する能はざるを言ふ。

【一〇】 陳倉。縣の名、故城は今の陝西省關中道寶雞縣の東に在り。此の崱谷は當に陳倉縣の界に在るべし。

兼行すること百餘里。吏士をして各、兩竈を作り、日に之を増倍せしむ。羌敢て逼らず。或るひと問うて曰はく、「孫臏は竈を減す。而るに君は之を増す。兵法に、日に行くこと三十里に過ぎず、以て不虞を戒む。而るに今、日に且に二百里ならんとす。何ぞや」と。詡曰はく、「虜の衆は多く、吾が兵は少し。徐行するときは則ち(虜)及ぶ所と爲り易く、速かに進むときは則ち彼が測らざる所なり。虜、吾が竈の日に増すを見れば、必ず、郡の兵來り迎ふと謂はん。衆多くして行くこと速かなるときは、必ず、我を追ふを憚らん。孫臏は弱きを見し、吾は今疆きを示す。執、同じからざる有るが故なり」と。既に到りて郡兵、三千に満たす。而して羌衆萬餘、(三)赤亭を攻圍すること數十日。詡乃ち軍中に令し、疆弩をば發する勿くして、潛に小弩を發せしむ。羌以爲へらく、矢の力弱し。至る能はずと。兵を并せて急に攻む。詡、是に於て、二十疆弩をして共に一人を射しむ。發すれば中らざる無し。羌大に震れて退く。詡、因つて城を出でて奮撃し、傷殺する所多し。明日、悉く其の兵衆を陳ね、東郭門より出でて北郭門より入らしめ、衣服を(三)貿易し、回轉すること數周す。羌、其の數を知らず、更に相恐れ動く。詡、賊の當に退くべきを計り、乃ち潛に五百餘人を遣はし、(四)淺水に於て伏を設け、其の走路を候はしむ。虜果して大に群る。因つて掩撃し、大に之を破る。斬獲すること甚だ衆し。賊是に由りて敗散す。詡

【一】孫臏云云。二卷周の顯王二十八年に見ゆ。
 【二】赤亭。地名、今の甘肅省渭川道成縣の西南に在り。
 【三】貿易、換ふる也。
 【四】淺水云云。詡、賊が退きて水に遇はば必ず水淺きを踏みて渡らんことを知り、因つて其の處に伏を設けてこれを待つ也。

乃ち地勢を占相し、營壁百八十所を築き、流亡(民)を招還し、貧民に假賑し、水運を開通す。詡始めて郡に到るや、穀、石ごとに千、鹽、石ごとに八千、(五)見戶、萬三千なりしが、事を視ること三年にして、米、石ごとに八十、鹽、石ごとに四百、民、増して四萬餘戸に至り、人足り家給り、一郡遂に安し。

十一月庚申、郡國十、地震ふ。

十二月、武陵の(六)澧中の蠻・反す。州郡討ちて之を平ぐ。

己酉、司徒夏勤罷む。

庚戌、司空劉愷を以て司徒と爲し、光祿勳袁敞を司空と爲す。敞は安

の子なり。

前の虎賁中郎將鄧弘卒す。弘、性儉素にして、(七)歐陽の尙書を治め、帝に禁中に授く。有司奏す、「弘に驃騎將軍を贈り、位特進、西平侯に封せん」と。太后、弘の(八)雅意を追ひ、贈位衣服を加へず、但だ錢千萬・布萬匹を賜ふ。兄驍等復た辭して受けず。詡して、弘の子廣徳を封じて西平侯と爲す。將に葬らんとするや、有司、復た奏す、「五營の輕車騎士を發し、禮儀、霍光の故事の如くせん」と。太后、皆、聽かず。但だ(九)白蓋雙騎にして、門生輓送す。後、帝師の重きを以て、西平の都郷を分ち、廣徳の弟甫徳を封じて都郷侯と爲す。

【一】見戶。現存する戸數。
 【二】澧中。今の湖南省武陵道澧縣の地。
 【三】漢の千乘の歐陽生、伏生の尙書を傳ふ、是れに因りて尙書に歐陽氏の學あり。
 【四】雅意。素意なり。
 【五】白蓋。白蓋車なり。

卷の第五十

漢紀四十二

孝安皇帝中

元初三年、春正月、蒼梧・鬱林・合浦の蠻夷反す。二月、侍御史任遠を遣はし、州郡の兵を督して之を討たしむ。

郡國十、地震ふ。

三月辛亥、日、之を食する有り。

夏四月、京師、旱す。

五月、武陵の蠻反す。州郡討ちて之を破る。

癸酉、度遼將軍鄧遵、南單于を率ゐ、零昌を靈州に撃つ。斬首八百餘級。

越嶲の徼外の夷、種を擧げて内屬す。

漢孝安皇帝元初三年

- 【一】元初三年。西紀一六六年なり。
- 【二】蒼梧云云。三郡は皆交州に屬す。
- 【三】靈州。縣の名、北地郡に屬す。今の甘肅省涇原道靈臺縣の地。
- 【四】越嶲。郡の名、本、西南夷邛都の地。故城は今の四川省建昌道西昌縣治。

六月、中郎將任尙、兵を遣はし、擊ちて先零の羌を丁奚城に破る。

秋七月、武陵の蠻復た反す。州郡討ちて之を平ぐ。

九月、馮翊の北界に候塢五百所を築き、以て羌に備ふ。

冬十一月、蒼梧・鬱林・合浦の蠻夷降る。

舊制には、公卿二千石・刺史は、三年の喪を行ふを得ず。司徒劉愷以爲はく、「百姓に師表たり・風俗を宣美する所以に非ず」と。丙戌、初めて大臣の三年の喪を行ふを聽す。

癸卯、郡國九、地震ふ。

十二月丁巳、任尙、兵を遣はし、零昌を北地に擊ち、其の妻子を殺し、其の廬舎を焼き、斬首七百餘級。

四年、春二月乙巳朔、日、之を食する有り。

乙卯、天下に赦す。

壬戌、武庫、災あり。

任尙、當關種の羌榆鬼等を遣はして、杜季貢を刺殺せしむ。榆鬼を封じて破羌侯と爲す。

【五】馮翊の北界は、安定・北地に接す。
【六】文帝遺詔し、日を以て月に易ふ。後に於て、大臣遂に以て常と爲す、此に至りて、復た古制に違ふ。

司空袁敞、廉勁にして權貴に阿らず、鄧氏の旨を失ふ。尙書郎張俊、私書の敞の子に與へたる有り。俊の怨家、(之ヲ)封じて之を上る。夏四月戊申、敞、坐して策免せられ、自殺す。俊等、獄に下され、死に當す。俊、上書して自ら訟ふ。刑に臨みて、太后詔して以て死論を減ず。己巳、遼西の鮮卑連休等入りて寇す。郡兵、烏桓の大人於秩居等と共に擊ち、大に之を破る。斬首千三百級。

六月戊辰、三郡、雹雨る。

尹就、益州を定むる能はざるに坐し、徵せられて罪に抵る。益州の刺史張喬を以て、其の軍屯を領せしむ。(喬)叛羌を招き誘ふ。稍稍降り散す。

秋七月、京師及び郡國十、雨水あり。

九月、護羌校尉任尙、復た効功種の羌號封を募り、零昌を刺殺す。號封を封じて羌王と爲す。

冬十一月己卯、彭城の靖王恭・薨す。

越嶲の夷、郡縣の賦斂煩數なるを以て、十二月、大牛種封離等反し、遂久の令を殺す。

甲子、任尙、騎都尉馬賢と共に、先零の羌狼莫を擊ち、追うて北地に至り、相持すること六十餘日、富平河上に戦ひ、大に之を破る。斬首五千級。狼莫逃れ去る。是に於て、西河の虔人種の羌萬人鄧

【一】遂久。縣の名、越嶲郡に屬す。今の四川省建昌道鹽源縣の西に在り。
【二】富平河。富平は縣の名、北地郡に屬す。故城は今の甘肅省寧夏道靈武縣に在り。黄河、此の地を逕る。

遵に詣りて降る。隴右平ぐ。

是の歲、郡國十三、地震ふ。

五年、春三月、京師及び郡國五、旱あり。

夏六月、高句驪、濊貊と與に、玄菟に寇す。

永昌・益州・蜀郡の夷、皆、叛し、封離に應じ、衆、十餘萬に至り、二十餘縣を破壊し、長吏を殺し、百姓を焚掠し、骸骨委積し、千里、人無し。

秋八月丙申朔、日、之を食する有り。

代郡の鮮卑入りて寇し、長吏を殺す。緣邊の甲卒・黎陽の營兵を發し、上谷に屯せしめ、以て之に備ふ。冬十月、鮮卑、上谷に寇し、居庸關を

攻む。復た緣邊の諸郡・黎陽の營兵・積射士・步騎二萬人を發し、衝要(地)に屯列せしむ。

鄧遵、上郡の全無種の羌雕何を募り、狼莫を刺殺す。雕何を封じて羌侯と爲す。羌叛きてより、十餘年の間、軍旅の費、凡そ二百四十餘億を用ひ、府帑空竭し、邊民及び内郡の死者、勝げて數ふ可からず、并・涼の二州、遂に虚耗するに至る。零昌・狼莫死するに及びて、諸羌瓦解し、三輔・益州復た寇警無し。詔して、鄧遵を封じて武陽侯と爲す。邑三千戸。遵は、太后の從弟なるを以て、故に爵

【一】居庸。關の名、上谷郡に屬す。今の京兆昌平縣の西北に在り。
【二】羌云。永初元年、羌叛し、是の年に至るまで凡そ十二年。

封優大なり。任尙、遵と功を爭ふ。又、詐りて首級を増し、賊を受けて法を枉げ、贓千萬已上なるに坐し、十二月、檻車をもて尙を徵し、棄市し、財物を没入す。鄧鷲の子侍中鳳、嘗て尙の馬を受く。鷲、妻及び鳳を髡し、以て罪を謝す。

是の歲、郡國十四、地震ふ。

太后の弟懼・閻・皆卒す。懼の子廣宗を封じて葉侯と爲し、閻の子忠を西華侯と爲す。

六年、春二月乙巳、京師及び郡國四十二、地震ふ。

夏四月、沛國・勃海、大に風ふき、雹雨る。

五月、京師、旱す。

六月丙戌、平原の哀王得・薨す。子無し。

秋七月、鮮卑、馬城塞に寇し、長吏を殺す。度遼將軍鄧遵及び中郎將馬續、南單于を率ゐて追撃

し、大に之を破る。

九月癸巳、陳の懷王竦・薨す。子無し。國除かる。

冬十二月戊午朔、日、之を食する有り、既く。

郡國八、地震ふ。

【一】賊。賄賂なり。
【二】馬城。縣の名、代郡に屬す。故城は今の山西省雁門道朔縣の西北に在り。
【三】竦。陳王羨の孫。

是の歳、太后、和帝の弟、濟北王壽・河間王開の子・男女の年五歳以上なるもの四十餘人及び鄧氏の近親の子孫三十餘人を徵し、竝に爲めに邸第を開き、經書を教學せしめ、躬自ら監試す。從兄河南の尹豹・越騎校尉康等に詔して曰はく、「末世の貴戚、祿を食むの家は、温衣美飯し、堅に乗り、良を驅り、而して術學に面牆し、臧否を識らず。斯れ故に禍敗の從つて來る所なり」と。

豫章に芝草有りて生ず。太守劉祇、之を上らんと欲し、以て郡人唐檀に問ふ。檀曰はく、「方今、外戚豪盛にして、君道微弱なり。斯れ豈に嘉瑞ならんや」と。祇乃ち止む。

益州の刺史張喬、從事楊竦を遣はし、兵を將ゐて、檄檄に至り、封離等を撃たしめ、大に之を破る。斬首三萬餘級、生口千五百人を獲たり。封離等惶怖し、其の同謀の渠帥を斬り、竦に至りて降らんと乞ふ。竦厚く慰納を加ふ。其餘の三十六種、皆來りて降附す。竦因つて奏し、長吏の姦猾にして蠻夷を侵犯せる者九十人、皆、死論を減す。

初め西域の諸國、既に漢に絶つ。北匈奴復た兵威を以て之を役屬し、與に共に邊寇を爲す。敦煌の太守曹宗、之を患へ、乃ち行長史索班を遣はし、千餘人を將ゐて伊吾に屯し、以て之を招撫せしむ。是に於て車師前王及び鄯善王、復た來り降る。

初め疏勒王安國・死す。子無し。國人、其の舅の子遺腹を立てて王と爲す。遺腹の叔父臣磐、月氏に在り。月氏納れて之を立つ。後、莎車、于寘に畔き、疏勒に屬す。疏勒遂に彊く、龜茲・于寘と、敵國と爲る。

〔一〕 永寧元年、春三月丁酉、濟北の惠王壽・薨す。

北匈奴、車師後王軍就を率ゐ、共に後部司馬及び敦煌の長史索班等を殺し、遂に撃ちて其の前王を走らし、北道を略有す。鄯善逼急なり。救を曹宗に求む。宗、此に因りて、兵五千人を出し、匈奴を撃ち、以て索班の恥を報い、因つて復た西域を取らんと請ふ。公卿多く以爲はく、「宜しく玉門關を閉ぢ、西域を絶つべし」と。太后、軍司馬班勇が父の風有るを聞き、召して朝堂に詣らしめ、之に問ふ。勇、議を上りて曰はく、「昔、孝武皇帝、匈奴の疆盛なるを患へ、是に於て、西域を開通す。論者以爲へらく、「匈奴の府藏を奪ひ、其の右臂を斷つ」と。光武、中興し、未だ外事に遑あらず。故に匈奴、疆きを負み、諸國を驅率し、永平に至るに及びて、再び敦煌を攻め、河西の諸郡、城門晝閉づ。孝明皇帝、深く廟策

【一〇】 莎車云云。明帝永平四年より、莎車、于寘に屬す。

【一】 永寧元年。西紀一〇〇年なり。

【二】 後部司馬は即ち戊己校尉の統ぶる所に屬す。和帝の時戊己校尉を置き、車師後部を鎮せしむ。

【三】 父。班超。

【四】 廟策。古は、將を遣はすに、必ず宗廟に於て、先づ勝を制するの策を定む。故にこれを廟策と曰ふ。

を惟ひ、乃ち虎臣に命じ、出でて西域を征せしむ。故に匈奴遠く遁れ、邊境、安きを得たり。永元に至るに及びて、内屬せざるは莫し。會、問者羌亂れ、西域復た絶つ。北虜、遂に諸國を責め、其の逋租を備へ、其の價直を高くし、嚴に期會を以てせしむ。鄯善、車師、皆、憤怨を懷き、漢に事へんことを思樂す。(然レ)其の路、從る無し。前に時に叛く有る所以は、皆、牧養・宜しきを失ひ、還つて其の害を爲す故に由るなり。今、曹宗の徒、前負に恥ぢ、匈奴に報雪せんと欲す。而れども兵を出すの故事を尋ねず、未だ時の宜しきに當るを度らざるなり。夫れ功を荒外に要むれば、萬に一成無し。若し兵連なり禍結ばば、悔ゆとも及ぶ所無からん。況んや府藏未だ充たず、師に後繼無きをや。是れ弱を遠夷に示し、短を海内に暴すなり。臣愚以爲へらく、許す可からざるなりと。舊、敦煌郡には、營兵三百人有り。今、宜しく之を復し、復た護西域副校尉を置き、敦煌に居らしむること、永元の故事の如くすべし。又、宜しく西域長史を遣はし、五百人を將ゐて、樓蘭の西に屯し、焉耆・龜茲の徑路に當り、南は鄯善・于寘の心膽を疆くし、北は匈奴を拏ぎ、東は敦煌に近づかしむべし。此の如くせば誠に便ならん」と。尙書、復た勇に問ふ、『利害は云何』と。勇對へて曰はく、『昔、永平

- 【五】 虎臣。武臣なり。其の父超等をいふ。
- 【六】 逋租云云。逋は缺く也。備は償ふ也。西域、漢に屬することとなりてより、さきに匈奴に納めたる馬畜旗屬を匈奴に致さず、ついで漢と絶つに及びて、匈奴復た使を遣はして其の積年滯納する所を責め、これを償はしめんとせるなり。
- 【七】 前負。前の敗戦。
- 【八】 報雪。伊吾の役に報い、索班の恥を雪ぐ也。
- 【九】 荒外。荒服の外。
- 【一〇】 樓蘭。即ち鄯善。

の末、始めて西域に通ずるや、初め中郎將を遣はして敦煌に居らしめ、後副校尉を車師に置き、既に胡虜の節度を爲し、又、漢人に禁じて、侵擾する所有るを得ざらしむ。故に外夷、心を歸し、匈奴、威を畏る。今、鄯善王尤還は、漢人の外孫なり。若し匈奴、志を得ば、則ち尤還必ず死せん。此等は、鳥獸に同じと雖も、亦、害を避くるを知る。若し出でて樓蘭に屯せば、以て其の心を招附するに足らん。愚以爲へらく便なり」と。長樂の衛尉・顯・廷尉、秦母參・司隸校尉・崔據、難じて曰はく、『朝廷、前に西域を棄てし所以は、其の中國に益無くして、費、供し難きを以てなり。今、車師は已に匈奴に屬せり。鄯善は信を保す可からず。一旦、反覆せば、班將、能く北虜が邊害を爲さざるを保するか』と。勇對へて曰はく、『今、中國、州牧を置くは、以て郡縣の姦猾盜賊を禁するなり。若し州牧、能く盜賊の起らざるを保せば、臣も亦願はくは要斬を以て、匈奴が邊害を爲さざるを保せん。今、西域に通せば、則ち虜の執、必ず弱からん。虜の執弱からば、則ち患を爲すこと微ならん。其の府藏を歸し、其の斷臂を續ぐに孰與ぞや。今、校尉を置きて以て西域を扞撫し、長史を設けて以て諸國を招懷しながら、若し棄てて立てずんば、則ち西域望絶えん。望絶ゆるの後は、屈して北虜に就かん。緣邊の郡、將に困害を受けんとす。恐らくは河西の

- 【一】 中郎將。鄭衆をいふ。
- 【二】 副校尉。耿恭・關寵をいふ。
- 【三】 秦母參。秦母は姓、參は名。
- 【四】 保。保證する也。
- 【五】 班將。勇が軍司馬たるを以て、故に將といふ。
- 【六】 河西の城門。明帝の永平中、北匈奴、諸國を脅して共に寇し、河西の郡縣の城門、晝閉つ。

城門、必ず將に復た晝閉づるの傲有らんとす。今、朝廷の徳を廓開せずして、屯戍の費を拘するこ
 と、此の若くならば、北虜遂に熾ならん。豈に邊を安んずる久長の策ならんや」と。太尉の屬毛軫・
 難じて曰はく、「今、若し校尉を置かば、則ち西域駱驛として使を遣はし、求索すること厭く無から
 ん。之に與へば則ち費供し難く、與へずんば則ち其の心を失はん。一旦、匈奴に迫られば、當に復
 た救を求むべし。則ち役たること大ならん」と。勇對へて曰はく、「今、設し西域を以て匈奴に歸し、
 而して其れをして大漢に恩徳あらしめ、鈔盜を爲さずんば、則ち可なり。
 如し其れ然らずんば、則ち西域の租入の饒なる。兵馬の衆きに因り、以て
 緣邊を擾動せん。是れ、仇讐の財を富まし、暴夷の教を増すと爲すなり。校
 尉を置かば、威を宣べ徳を布き、以て諸國の内に向ふの心を繋ぎて、匈奴
 の覬覦の情を疑はせ、而して財を費し國を耗らすの慮り無からん。且つ
 西域の人は、他の求索無し。其の來り入る者は、食を稟するに過ぎざるのみ。今若し拒絕せば、
 北に歸し夷虜に屬し、力を并せて以て并・涼に寇せん。則ち中國の費、十億に止まらざらん。之を置
 くこと誠に便なり」と。是に於て、勇の議に従ひ、敦煌郡營の兵三百人を復し、西域副校尉を置き、
 敦煌に居らしむ。復た西域を羈縻すと雖も、然れども亦未だ出でて屯する能はず。其の後、匈奴果し
 て數、車師と共に入りて寇鈔す。河西大に其の害を被る。

【二七】 拘。拘束節減する也。
 【二八】 太尉の掾屬は二十四人あり、東西の曹掾は、比四百石、餘掾は比三百石、屬は比二百石。
 【二九】 稟。給する也。

沈氏羌、張掖に寇す。

夏四月丙寅、皇子保を立てて太子と爲す。改元す。天下に赦す。

己巳、陳の敬王の子崇を紹封して陳王と爲し、濟北の惠王の子莨を樂成王と爲し、河間の孝王の子
 翼を平原王と爲す。

六月、護羌校尉馬賢、萬人を將ゐて、沈氏羌を張掖に討ち、之を破る。斬首千八百級、生口千餘人
 を獲たり。餘虜悉く降る。時に當煎等の大豪飢五等、賢の兵の張掖に在るを以て、乃ち虚に乗じ
 て金城に寇す。賢、軍を還し塞を出で、斬首數千級にして還る。燒當・燒
 何種、賢の軍還ると聞き、復た張掖に寇し、長吏を殺す。

【三〇】 沈氏。羌の號。上郡の西
 河に在り。
 【三一】 攢國。雲南邊外の種族。
 【三二】 幻人。奇術師。

秋七月乙酉朔、日、之を食する有り。
 冬十月己巳、司空李郃・免せらる。癸酉、衛尉廬江の陳褒を以て司空と爲
 す。

京師及び郡國三十三、大水あり。

十二月、永昌の徼外の 三 擗國王雍曲調、使者を遣はし、樂及び 三 幻人を獻す。

戊辰、司徒劉愷、致仕を請ふ。之を許し、千石の祿を以て歸養せしむ。

遼西の鮮卑の大人烏倫・其至鞬、各、其の衆を以て、度遼將軍鄧遵に詣りて降る。

癸酉、太常楊震を以て司徒と爲す。

是の歳、郡國二十三、地震ふ。

太后の從弟越騎校尉康、太后久しく朝政に臨み、宗門盛満なるを以て、數太后に上書して以爲はく、「宜しく公室を崇くし、自ら私權を損すべし」と。言甚だ切至なり。太后從はず。康、病と謝して朝せず。太后、内侍者をして之を問はしむ。使する所の者は、乃ち康の家の先の婢にして、自ら中大人に通ず。康聞きて之を詬る。婢、怨恚し、還りて、「康、詐りて疾み、而して言不遜なり」と白す。太后大に怒り、康の官を免じ、遣りて國に歸らしめ、屬籍を絶つ。

初め當煎種の飢五、同種の大豪盧忽、忍良等千餘戸、別に允街に留まりて、首施兩端す。

建光元年、春、護羌校尉馬賢、盧忽を召して之を斬り、因つて兵を放ち、其の種人を撃ち、首虜二千餘を獲たり。忍良等皆亡げて塞を出づ。幽州の刺史巴郡の馮煥、玄菟の太守姚光、遼東の太守蔡諷等、兵を將ゐて高句麗を撃つ。高句麗王宮、

- 【一】 建光元年。西紀一二二年。
- 【二】 首施兩端。首鼠兩端と同意なり。首施は後漢書西羌傳には首尾に作る。
- 【三】 從弟。前の元初六年には「從兄康」と書し、此には從弟と書す。後漢書によれば、當に兄の字に従ふべし。
- 【四】 先に康の家の婢にして、後、宮に入りて太后の左右に在り。
- 【五】 中大人。宮中の者宿は、皆、中大人と稱す。
- 【六】 國。康、永初中、夷安侯に紹封せらる。
- 【七】 首施兩端。首鼠兩端と同意なり。首施は後漢書西羌傳には首尾に作る。

子遂成を遣はして詐り降り、而して玄菟・遼東を襲ひ、二千餘人を殺傷す。

二月、皇太后、疾に寢ぬ。癸亥、天下に赦す。三月癸巳、皇太后鄧氏崩す。未だ大斂に及ばざるに、帝復た前命を申ね、鄧騫を封じて上蔡侯と爲し、特進に位せしむ。丙午、和熹皇后を葬る。

太后、朝に臨みてより以來、水旱あること十載、四夷外に侵し、盜賊内に起る。民の飢うるを聞く毎に、或は旦に達るまで寐ねず、躬自ら減徹し、以て災厄を救ふ。故に天下復た平かに、歲還た豊穰なり。上始めて政事を親らす。尙書陳忠、隱逸及び直道の士・潁川の杜根・平原の成翊世の徒を薦む。上、皆、之を納れ用ふ。忠は寵の子なり。初め鄧太后、朝に臨むとき、根、郎中と爲り、同時の郎と與に上書し、「帝、年長せり。宜しく政事を親らすべし」と言ふ。

太后大に怒り、皆、盛るに縑囊を以てし。殿上に於て之を撲殺せしむ。既にして載せて城外に出づ。根、蘇るを得たり。太后、人をして檢視せしむ。根遂に詐り死すること三日、目中、蛆を生ず。因つて逃竄するを得、

宜城の山中の酒家の保と爲り、十五年を積む。成翊世、郡吏を以て、亦、太后の政を歸さざるを諫むるに坐し、罪に抵る。帝、皆、微して公車に詣らしめ、根を侍御史に、翊世を尙書郎に拜す。或るひと根に問うて曰はく、「往者禍に遇ふとき、天下(士)同じく(君)義とし、知故少からず。何ぞ自

- 【一】 前命。騫を封ずること、前卷永初元年に見ゆ。
- 【二】 和熹皇后。鄧太后の諡。
- 【三】 減徹。膳を減じ樂を徹するの類をいふ。下の疾苦を思つてなり。
- 【四】 宜城。縣の名、南郡に屬す。故城は今の湖北省襄陽道宜城縣の南に在り。
- 【五】 保。やとばれ人。
- 【六】 知故。知人。

ら苦しむこと此の如きに至れる」と。根曰はく、「民間に周旋するは、跡を絶つ處に非ず。邂逅して發露せば、禍、親知に及ばん。故に爲さざりしなり」と。

戊申、清河の孝王を追尊して孝德皇と曰ひ、皇妣左氏を孝德后と曰ひ、祖妣宋貴人を敬隱后と曰ふ。初め長樂の太僕蔡倫、寶后の諷旨を受け、帝、敕して、自ら廷尉に致さしむ。倫、藥を飲みて死す。

夏四月、高句驪、復た鮮卑と與に、入りて遼東に寇す。蔡諷、新昌に追撃し、戰歿す。功曹掾龍端、兵馬掾公孫誦、身を以て諷を扞ぎ、俱に陳に歿す。

丁巳、帝の嫡母耿姬を尊びて、甘陵大貴人と爲す。

甲子、樂成王萇、驕淫不法なるに坐し、貶せられて蕪湖侯と爲る。

己巳、公卿より、下は郡國の守相に至るまでをして、各有道の士一人を擧げしむ。尙書陳忠、詔書既に諫争を開くを以て、事を言ふ者必ず多く激切にして、或は容るる能はざるを致さんことを慮り、乃ち上疏し、豫め帝の意を通廣して曰はく、「臣聞く、「仁君は、山藪の大を廣くして、切直の諫を

- 【八】 邂逅。期せずして會ふ也。
- 【九】 其の自りて出づる所を尊ぶ也。
- 【一〇】 宋貴人云云。四十六卷建初七年に見ゆ。
- 【一一】 其れをして自ら獄に詣らしめんとする也。
- 【一二】 新昌。縣の名、遼東郡に屬す。今の直隸省保定道新城縣の東三十里に在り。
- 【一三】 清河郡の厓縣、帝、名を甘陵と改む。甘陵は孝德皇の陵なり。因つて以て縣に名づく。甘陵は今の直隸省大名道清河縣の地。
- 【一四】 山藪云云。左傳に曰はく、川澤は汗を納れ、山藪は疾を藏し、瓊瑜は瑕を匿し、國君は垢を含むは、天の道なりと。度量の大に譬ふる也。

納れ、忠臣は、(一) 譽諤の節を盡して、耳に逆ふの害を畏れず」と。是を以て、高祖は、周昌の策・紂の譬を舍し、(二) 孝文は袁盎の人豕の讒を喜び、(三) 武帝は東方朔の宣室の正を納れ、(四) 元帝は薛廣徳の自刎の切を容す。今、明詔して、高宗の徳を崇くし、宋景の誠を推し、咎を引き躬に克ち、(五) 羣吏に諮訪す。事を言ふ者、杜根・成翊世等が、新に表録を蒙り、(六) 二臺に顯列するを見、必ず風を承けて響應し、争うて切直を爲さん。若し嘉謀異策あらば、宜しく輒ち納れ用ふべし。如し其れ、(七) 管穴、妄に譏刺する有らば、口に苦く耳に逆ひ、事實を得ずと雖も、且く優游寛容して、以て聖朝の諱む無きの美を示せ。若し有道の士、對問高き者をば、宜しく省覽を垂れ、特

- 【一五】 譽諤。譽譽諤諤。直言するをいふ。
- 【一六】 周昌云云。周昌嘗て入りて事を奏す。高祖方に戚姬を擁す。昌還りて走る。高祖逐うて、昌の項に騎りて問うて曰はく、我は如何なる主ぞと。昌仰ぎて曰はく、陛下は即ち桀紂の主なりと。上笑ふ。
- 【一七】 孝文云云。十三卷文帝二年に見ゆ。
- 【一八】 武帝云云。十八卷武帝元光五年に見ゆ。
- 【一九】 元帝云云。二十八卷元帝
- 【二〇】 時に、公卿百僚に詔して各封事を上らしむ。
- 【二一】 二臺。根は侍御史と爲り、翊世は尙書郎と爲るをいふ。漢の制、尙書・御史を、皆臺と曰ふ。
- 【二二】 管穴。管を以て天を窺ひ、隙を以て文を視るが如く、見る所の小なるをいふ。
- 【二三】 書御す。御は進む也。書進みて上覽を經る也。
- 【二四】 有道の高第。有道に擧げられて、對問、上第と爲る也。

に一等を遷し、以て直言の路を廣むべし」と。
書御す。詔有り、(一) 有道の高第の士沛國の施延を拜して侍中と爲す。初め汝南の薛包、少くして至行有り。父、後妻を娶りて、包を憎み、分ちて之を出す。包、日夜號泣し、去る能はず。毆扑せらるるに至る。已むを得ず、舍外に廬し、且に入

りて洒掃す。父怒り、又、之を逐ふ。乃ち里門に廬し、晨昏(ノ定省)廢せず。歳餘を積み、父母慙ちて之を還す。父母亡するに及びて、弟子、財を分ち居を異にせんことを求む。包、止むる能はず、乃ち其の財を中分す。奴婢は、其の老者を引きて曰はく、「我と事を共にすること久し。若、使ふ能はざらん」と。田廬は、其の(三)荒頓せる者を取りて曰はく、「吾が少時治むる所にして、意の戀ふる所なり」と。器物は、朽敗せる者を取りて曰はく、「我が素より服食する所にして、身口の安んずる所なり」と。弟子、數、其の産を破る。輒ち復た賑給す。帝、其の名を聞き、公車をして特に徵せしむ。至る侍中に拜す。包、死を以て自ら乞ふ。詔有り、告歸を賜ひ、禮を加ふる(二)こと。毛義の如し。

【三】荒頓。荒廢する也。

【二】毛義。四十六卷章帝元和元年に見ゆ。

帝、少くして聰明と號せらる。故に鄧太后、之を立つ。長ずるに及びて、不徳多く、稍、太后の意に可ならず。帝の乳母王聖、之を知る。太后、濟北・河間王の子を徵し、京師に詣らしむ。河間王の子翼、容儀美なり。太后、之を奇とし、以て平原の懷王の後と爲し、京師に留まらしむ。王聖、太后の久しく政を歸さざるを見、廢置有らんことを慮り、常に中黃門李閔・江京と與に、左右に候伺し、共に太后を帝に毀短す。帝毎に忿懼を懷く。太后崩するに及びて、宮人の先に罰を受くる有りし者、怨恚を懷く。因つて「太后の兄弟懼・弘・閔、先に尙書鄧訪に從つて、廢帝の故事を取り、平原王を立てんと謀れり」と誣告す。帝聞きて追怒し、有司をして「懼等大逆無道な

り」と奏せしめ、遂に西平侯廣宗・葉侯廣德・西華侯忠・陽安侯珍・都鄉侯甫德を廢して、皆、庶人と爲す。鄧騭は、謀に與らざるを以て、但だ特進を免じ、遣りて國に就かしめ、宗族は官を免じて故郡に歸らしめ、騭等の貲財田宅を沒入し、鄧訪及び家屬を遠郡に徙す。郡縣迫逼し、廣宗及び忠、皆自殺す。又、騭を徙し封じて羅侯と爲す。五月庚辰、騭、子鳳と、竝に食はずして死す。騭の從弟河南の尹豹、度遼將軍舞陽侯遵、將作大匠暢、皆自殺す。唯だ廣德兄弟のみ、母が閔后と同産なるを以て、京師に留まるを得たり。復た耿夔を以て度遼將軍と爲し、樂安侯鄧康を徵して太僕と爲す。丙申、平原王翼を貶して都鄉侯と爲し、遣りて河間に還らしむ。翼、賓客を謝絶し、門を閉ちて自ら守る。是に由りて、免るるを得たり。

【一七】忠は閔の子、珍は懼の兄京の子。

【一八】故郡。鄧氏は、故、南陽郡の人。

【一九】鄧后立つ。四十八卷和帝永元十四年に見ゆ。

【二〇】寵の守る所は是なり、忠の爲す所は非なり。

【二一】櫬。棺の内箱。

初め、鄧后の立つや、太尉張禹・司徒徐防、司空陳寵と共に奏し、后の父訓を追封せんと欲す。寵、先世に奏請の故事無きを以て、之を争ふ。連日、奪ふ能はず。訓が封諡を追加せらるるに及びて、禹・防、復た寵に約し、俱に子を遣はして禮を虎賁中郎將騭に奉せんとす。寵、從はず。故に寵の子忠、志を鄧氏に得ず。騭等敗るるや、忠、尙書と爲り、數、上疏して、其の惡を陷成す。大司農京兆の朱寵、騭が罪無くして禍に遇ひしを痛み、乃ち肉袒して、櫬を輿せ、上疏して曰はく、「伏して惟みるに、和熹皇

后、聖善の徳、漢の文母と爲す。兄弟忠孝にして、心を同じうして國を憂へ、社稷是れ頼る。功成り身退き、國を譲り位を遜る。歴世の貴戚、與に比を爲す無し。當に善を積み謙を履むの祐を享くべし。而るに横しまに宮人の單辭の陥るる所と爲る。利口は傾險にして、國家を反亂す。罪、證を申かにする無く、獄、訊鞠せず。遂に驚等をして、此の酷陷に罹らしめ、一門七人、竝に命を以てせず、屍骸流離し、冤魂反らず。天に逆ひ人を感じ、率土、氣を喪ふ。宜しく收めて冢次に還し、遺孤を寵樹し、血祀を奉承せしめ、以て亡靈に謝すべし」と。寵、其の言の切なるを知り、自ら廷尉に致す。陳忠、復た寵を劾奏す。詔して、官を免じて田里に歸らしむ。衆庶、驚の爲めに枉を稱する者多し。帝、意頗る悟り、乃ち州郡を譴讓し、驚等を北芒に還葬せしむ。諸從兄弟、皆、京師に歸るを得たり。

- 【三〇】 文母。文王の母太任。鄧太后、聖善の徳あり、文母に比すべしとの意。
- 【三一】 帝崩するや、太后、驚と與に定めて安帝を立つ。
- 【三二】 單辭。原告被告の兩造備はらざるをいふ。
- 【三三】 申。明白なり。
- 【三四】 訊鞠。訊問鞠窮。
- 【三五】 七人。騰、從弟豹、遵、暢、騰の子鳳、鳳の從弟廣宗、忠。
- 【三六】 命云云。天命を以て生を終らざるをいふ。
- 【三七】 血祀。廟を祭るに、牲を殺し血を取り、以て神を降すをいふ。
- 【三八】 廣宗等を逼せしを以ての故なり。
- 【三九】 北芒。雒陽の城北に在り。
- 【四〇】 羽林は左右監に分ち、各左右騎を主る。
- 【四一】 卿校。九卿及び諸校尉。

帝、耿貴人の兄牟平侯寶を以て、羽林左軍車騎を監せしめ、宋楊の四子を封じて、皆、列侯と爲す。宋氏、卿校・侍中・大夫・調者・郎吏と爲るもの、十餘人。閔皇后の兄弟顯・景・耀、竝に卿校と爲り、禁兵を典る。是に於て、内寵始めて盛なり。帝、江京が嘗て帝を邸に迎へしを以て、以て京の功と爲し、都郷侯に封ず。李閏を封じて雍郷侯と爲す。閏、京、竝に中常侍に遷り、京は大長秋を兼ね、中常侍樊豐・黃門令劉安・鉤盾令陳達及び王聖、聖の女伯榮と與に、内外を扇動し、競うて侈虐を爲す。伯榮、宮掖に出入し、姦路を傳通す。司徒楊震・上疏して曰はく、『臣聞く、政は賢を得るを以て本と爲し、治は穢を去るを以て務と爲す』と。是を以て、唐虞は、俊父、官に在り、四凶流放せられ、天下咸服し、以て雍熙を致せり。方今、九徳未だ事をせず、嬖倖、庭に充つ。阿母王聖は、賤微より出で、千載に遭ふを得、聖躬を奉養す。燥けるを推し溼ほへるに居るの勤有りと雖も、前後の賞惠、勞苦に報ゆるに過ぎたり。而るに厭く無きの心、紀極を知らず、外交屬託して、天下を擾亂し、清朝を損辱し、日月を塵點す。夫れ女子小人は、之を近づくれば喜び、之を遠ざくれば怨み、實に養ひ難しと爲す。宜しく速かに阿母を出し、外舍に居

- 【四二】 江京云云。延平元年、帝を清河邸に迎ふ。
- 【四三】 黃門令。省中の諸宦者を主る。
- 【四四】 鉤盾令。諸の近地苑囿游觀の處を主る。
- 【四五】 俊父。千人にすぐれたるを俊と曰ひ、百人にすぐれたるを父と曰ふ。
- 【四六】 雍熙。和氣樂しむ也。
- 【四七】 九徳云云。九徳ある人未だ官に在りて政治を爲さず。尙書皐陶謨に曰はく、行に九徳あり、寛にして栗、柔にし
- 【四八】 孝經援神契に曰はく、母の、子に於けるや、鞠養殷勤、燥けるを推し溼へるに居り、少きを絶ち甘きを分つと。
- 【四九】 論語陽貨篇に曰はく、唯だ女子と小人とは、養ひ難しと爲す。これを近づくれば則ち不遜、これを遠ざくれば則ち怨むと。

らしめ、伯榮を斷絶し、往來せしむる莫く、恩德をして兩つながら隆に、上下をして俱に美ならしむべし」と。奏・御す。帝、以て阿母等に示す。内侍、皆、忿恚を懷く。而して伯榮、驕淫尤も甚だしく、故の朝陽侯劉護の從兄瓊に通ず。瓊遂に以て妻と爲し、官、侍中に至り、護の爵を襲ぐを得たり。震・上疏して曰はく、「經制に、父死して子繼ぎ、兄亡して弟及ぶは、以て篡を防ぐなり。伏して詔書を見るに、故の朝陽侯劉護の再從兄瓊を封じ、護の爵を襲ぎて侯と爲す。護の同産の弟威、今猶ほ見に在り。臣聞く、「天子は封を専らにすれども、有功を封じ、諸侯は爵を専らにすれども、有徳に爵す」と。今、瓊は他の功行無く、但だ阿母の女に配するを以て、一時の間に、既に侍中に位し、又、封侯に至る。舊制を稽へず、經義に合はず。行人喧嘩し、百姓安んぜず。陛下、宜しく既往を鑒鏡とし、帝の則に順ふべし」と。尙書【三】廣陵の翟酺、上書して曰はく、「昔、竇・鄧の寵、四方を傾動し、官を兼ね、絛を重ね、金を盈たし貨を積み、神器を議弄し、社稷を改更せしむるに至る。豈に執尊く威廣きを以て、以て斯の患を致せるにあらずや。其の破壊するに及びては、頭顱、地に墮ち、孤豚たらんことを願ふとも、豈に得可けんや。夫れ貴を致すに漸無ければ、失ふこと必ず暴なり。爵を受くること道に非ざれば、殃必ず疾し。今、外戚・寵幸せられ、功、造化に鈞し。【五】漢元以來、未だ等比

有らず。陛下、誠に仁恩周洽にして、以て九族を親しむ。然れども祿、公室を去り、政、私門に移る。覆車重ねて尋がば、寧んぞ挫折無からんや。此れ最も安危の極戒、社稷の深計なり。昔、文帝、百金を露臺に愛み、帷帳を卓囊に飾る。或は其の儉を譏る者有り。上曰はく、「朕は天下の爲めに財を守るのみ。豈に妄に之を用ふるを得んや」と。今、初政より以來、日月未だ久しからざるに、費用賞賜、已に算ふ可からず。天下の財を斂め、無功の家に積み、帑藏【五】單盡し、民物彫傷す。卒に不虞有らば、復た當に賦を重くすべし。百姓の怨叛既に生ず。危亂、待つ可きなり。願はくは陛下、勉めて忠貞の臣を求め、佞諂の黨を誅遠し、情欲の歡を割き、宴私の好を罷め、心に亡國の之を失ふ所以を存し、興王之之を得る所以を鑒觀せば、庶はくは災害息む可く、豊年招く可からん」と。書・奏す。皆、省せられず。
【三】護は泗水王欽の從曾孫なり。
【四】經制。經義と舊制とをいふ。
【五】廣陵。後漢書列傳を按ずるに、酺は廣漢雜の人と云へり。廣陵は當に廣漢に作るべし。
【五】神器。天位をいふ。
【六】漢元。漢初なり。
【七】帷帳云云。文帝、上書の卓囊を集め、以て殿帷と爲す。卓は黒き絹。
【八】單。彈と同じ、盡くるなり。
【九】燒當の豪師東號、和帝永元元年降る。其の子麻奴、永初元年、叛きて塞を出づ。
【一〇】牧苑。漢の邊郡には、皆、牧苑あり、以て馬を養ふ。此の牧苑は當に金城の界に在るべし。

壬寅、太尉馬英・薨す。
 燒當羌の忍良等、麻奴兄弟が本燒當の世嫡にして、而も校尉馬賢・撫恤すること至らず。常に怨心有るを以て、遂に相結び、共に諸種を脅し將る、湟中に寇し、金城の諸縣を攻む。八月、賢、先零種を將るて之を撃ち、牧苑に戦ひ、利あらず。麻奴等、又、武威・張掖の郡兵を令居に敗り、因つて

先零・沈氏諸種四千餘戶を脅し將る、山に緣うて西に走り、武威に寇す。賢、追うて(六)鷲鳥に到り、之を招引す。諸種の降る者數千。麻奴南して湟中に還る。

甲子、前の司徒劉愷を以て太尉と爲す。初め清河の相叔孫光、(七)臧に坐して罪に抵り、遂に増して(八)二世を禁錮す。是に至りて、(九)居延都尉范滂、復た臧罪を犯す。朝

廷、光の比に依らんと欲す。劉愷獨り以はく、「春秋の義、善を善とするは子孫に及び、惡を惡とするは其の身に止まる。人を善に進むる所以なり。如し今臧吏にして子孫を禁錮せしめば、輕きを以て重きに從ひ、懼らくは善人に及ばん。先王の刑を詳かにするの意に非ざるなり」と。陳忠も亦以て然りと爲す。詔有り、「太尉の議、是なり」と。

鮮卑の其至護、(一〇)居庸關に寇す。九月、雲中の太守成嚴、之を撃ち、兵敗る。功曹楊穆、身を以て嚴を扞ぎ、之と俱に歿す。鮮卑、是に於て、烏桓校尉徐常を(一一)馬城に圍む。度遼將軍耿种、幽州の刺史龐參と與に、(一二)廣陽・漁陽・涿郡の甲卒を發し、之を救ふ。鮮卑解き去る。

戊子、帝、衛尉馮石の府に幸し、留まりて飲むこと十餘日、賞賜甚だ厚く、侍郎と爲し、世の弟二人を、皆、郎中と爲す。石は陽邑侯鮪の孫なり。父柱、顯宗の女嬖嘉公主に尙す。石、公主の爵を襲ぎて、獲嘉侯と爲る。能く悦を當世に取る。故に帝に寵せらる。

京師及び郡國二十七、雨水あり。
冬十一月己丑、郡國三十五、地震ふ。
鮮卑、玄菟に寇す。

尙書令段熲等奏して以爲はく、「孝文、禮を約にするの制を定め、光武皇帝、(一三)告寧の典を絶ち、則を萬世に貽す。誠に改む可からず。宜しく復た大臣の三年の喪を行ふを斷つべし」と。尙書陳忠・上疏して曰はく、「高祖、命を受け、蕭何、制を創むるや、大臣に、(一四)寧告の科有り、憂を致すの義に合ふ。建武の初め、新に大亂を承け、凡そ諸國の政、多く簡易に趣き、大臣、既に告寧するを得ず、而して羣司、祿を營み私を念ひ、三年の喪に循ひ、以て(一五)顧復の恩に報ゆる者鮮し。禮義の方、實に彫損するを爲す。陛下、大臣の喪を終ふるを聽せるは、聖功美業、以て茲に向ふる靡し、孟子曰はく、「吾が老を老として、以て人の老に及ぼし、吾が幼を幼として、以て人の幼に及ぼさば、天下、掌に運らす可し」と。臣願はくは陛下、高きに登りて北望し、(一六)甘陵の思を以て、臣子の心を(一七)揆度せんことを。則ち海内咸其の所を得ん」と。時に宦

【六】鷲鳥。縣の名、武威郡に屬す。故城は今の甘肅省甘涼道武威縣の南に在り。
【七】臧。臧と通ず。
【八】二世。父子を云ふ。
【九】帝、居延屬國都尉を置き、別に居延一城を領せしむ。涼州に屬す。
【一〇】居庸關。上谷郡の界に在り。今の京兆昌平縣の西北に在り。
【一一】馬城。今の直隸省口北道懷安縣の北に在り。
【一二】廣陽・漁陽・涿郡。三郡は皆、幽州に屬す。
【一三】約。簡約なり。
【一四】告寧。吉凶の事ある時、請うて休暇を賜はる也。吉な告と曰ひ、凶を寧と曰ふ。
【一五】顧復の恩。父母の養育の恩。詩の蓼莪に云ふ、父母我を生み、我を顧み我を復す、之が徳を報いんと欲す、昊天極り罔しと。
【一六】甘陵。帝の父母の陵。清河に在り。故に北望と言ふ。
【一七】揆度。はかる。

官、之便とせず。竟に忠の奏を寢む。庚子、(二)復た、二千石以上の三年の喪を行ふを斷つ。

袁宏・論じて曰はく、『古の帝王、化を篤くして俗を美にし、民を率ゐて善を爲す所以は、其の自然に因りて、其の情を奪はず。民、猶ほ及ばざる者有り。而るを況んや禮を毀ち、哀を止め、其の天性を滅するをや。』

十二月、高句驪王宮、(七)馬韓・濊貊數千騎を率ゐ、玄菟を圍む。夫餘王、子尉仇台を遣はし、二萬餘人を將ゐ、州郡と力を并せ、討ちて之を破る。是の歲、宮・死す。子、遂成立つ。玄菟の太守姚光・上言し、其の喪に因りて兵を發して之を撃たんと欲す。議者、皆以爲へらく、許す可しと。陳忠曰はく、『宮、前に桀黠にして、光、討つ能はざりき。死して之を撃つは、義に非ざるなり。宜しく使を遣はして弔問し、因つて前の罪を責讓し、赦して誅を加へず、其の後の善を取るべし』と。帝、之に従ふ。

(二)延光元年、春三月丙午、改元す。天下に赦す。

護羌校尉馬賢、麻奴を追撃し、湟中に到り、之を破る。種衆散じ遁る。夏四月、京師・郡國四十一、雹雨る。河西の雹の大なる者は斗の如し。

- 【七】 復云。元初三年、大臣の三年の喪を行ふを聽し、今復たこれを斷つ。
- 【七四】 馬韓。今の朝鮮の西南部忠清・全羅兩道の地。
- 【七五】 遂成。高句驪の第七代の王。次大王なり。
- 【一】 延光元年。西紀一二二年なり。

幽州の刺史馮煥・玄菟の太守姚光、數、姦惡を糾發す。怨む者詐りて璽書を作り、煥、光を譴責し、賜ふに、(三)歐刀を以てし、又、遼東の都尉龐奮に下して、速かに刑を行はしむ。奮即ち光を斬り、煥を收ふ。煥、自殺せんと欲す。其の子緄、詔文に異有るを疑ひ、煥を止めて曰はく、『大人、州に在り、志、惡を去らんと欲す、實に他の故無し。必ず是れ凶人妄詐し、姦毒を肆にするを規るならん。願はくは事を以て自ら上れ。(後)罪を甘んずとも晚きこと無からん』と。煥、其の言に従ひ、上書して自ら訟ふ。果して詐る者の爲す所なり。奮を徵して罪に抵す。

癸巳、司空陳寔・免せらる。五月庚戌、宗正彭城の劉授を司空と爲す。己巳、河間の孝王の子徳を封じて安平王と爲し、樂成の靖王の後を嗣がしむ。

- 【二】 歐刀。人を刑する刀。古の歐冶子善く劍を作る、故に劍を歐刀と謂ふ。
- 【三】 上。上書する也。
- 【四】 陽陵。景帝の陵。

六月、郡國、蝗あり。

秋七月癸卯、京師及び郡國十三、地震ふ。

高句驪王遂成、漢の生口を還し、玄菟に詣りて降る。其の後、濊貊率ひ服し、東垂、事少し。度人羌、上郡の胡と與に反す。度遼將軍耿种、撃ちて之を破る。

八月、陽陵の園寢、火あり。

九月甲戌、郡國二十七、地震ふ。

鮮卑、既に累に郡守を殺し、膽氣轉た盛に、控弦數萬騎あり。冬十月、復た鴈門・定襄に寇す。十一月、太原に寇す。

燒當羌の麻奴、飢困し、種衆を將る、漢陽の太守耿种に詣りて降る。

是の歲、京師及び郡國二十七、雨水あり。

帝、數、黃門常侍及び中使伯榮を遣はし、甘陵に往來せしむ。尙書僕射

陳忠・上疏して曰はく、『今、天心未だ得ず。隔并屢鑿り、青・冀の域は、

淫雨、河を漏れ、徐岱の濱は、海水 益溢し、兗・豫は蝗 蝻滋生し、

荆・楊は稻收儉薄に、并・涼二州は、羌戎叛戾す。加以 百姓足らず、府帑

虚匱なり。陛下、親しく孝德皇の園廟に奉ずるを得ざるを以て、比に中使

を遣はし、敬を甘陵に致し、朱軒駢馬、道路に相望む。孝至れりと謂ふ

可し。然れども臣竊に聞く、「使者、過ぐる所、威權 翕赫にして、郡縣

を震動し、王侯二千石、伯榮の爲めに獨り車下に拜するに至り、民を發し

道を修め、亭傳を繕理し、多く 儲衛を設け、徵役すること度無く、老弱

相隨ひ、動もすれば萬計有り、僕從に賂遺すること、人ごとに(雜)數百匹、

(一)頓踏呼嗟し、心を叩かざるもの莫し」と。(二)河間叔父の屬に託し、

【五】 隔并。水旱、節ならざるを云ふ。

【六】 淫雨云云。雨久しく止まずして、河隄これが爲めに決漏する也。

【七】 徐岱。禹貢に、海岱及び淮を徐州と爲すと。故に徐岱と曰ふ。

【八】 益溢。あふるる也。益は溢と通ず。

【九】 蝻。蝗の子。

【一〇】 朱軒。朱ぬりの車。使者の乗る所なり。

【一一】 翕赫。盛なる貌。

【一二】 儲。儲は貯ふる也。侍は具ふる也。饗應の用意などを爲す也。

【一三】 頓踏。つまづき、たふる也。

【一四】 河間云云。河間王開は安帝の叔父なり。

【一五】 清河云云。清河王延平。陵廟の在る所なり、故に尊と曰ふ。

【一六】 韓嫣云云。韓嫣、武帝に寵せられ、常に帝と臥起す。河都王、入朝し、上に従つて上林中に獵す。天子の車駕未だ行かず、先づ嫣をして副車に乗り、數十百騎を從へ、馳せて歌を視しむ。江都王、望見して以て天子と爲し、從者を辟けしめ、道傍に伏謁す。嫣、驅りて見す。既に過ぎ、江都王怒りて、太后に向つて泣いて訴ふ。太后、これに由りて嫣を衛み、遂にこれを誅す。

【一七】 天元。乾元なり。君主をいふなり。

【一八】 石顯。二十九卷元帝建昭二年に見ゆ。

【一九】 趙昌。三十四卷哀帝建平四年に見ゆ。

(一) 清河は陵廟の尊有り、及び符を割ける大臣、皆、獵に伯榮の爲めに、節を車下に屈す。陛下、問はずんば、必ず以爲はん、陛下、其の然るを欲すと。伯榮の威、陛下よりも重く、陛下の柄、臣妾に在り。水災の發るは、必ず此に起る。昔、(二)韓嫣、副車の乘に託して馳せて視るの使を受け、江都誤りて一拜を爲し、而して嫣、歐刀の誅を受く。臣願はくは明主、(三)天元の尊を嚴にし、乾剛の位を正しうし、宜しく復た女使をして萬機を干錯せしむべからず、重ねて左右を察し、(四)石顯の漏泄の姦無きを得、尙書・納言には、(五)趙昌の・崇を譴するの詐無きを得、公卿・大臣には、(六)朱博の・傳に阿るの援無きを得、外屬近戚には、(七)王鳳の・商を害するの謀無きを得んことを。若し國政一に帝の命に由り、王事毎に己に決せば、則ち下は上に偏るを得ず、臣は君を干すを得ず、常雨大水は、必ず當に霽止すべく、四方の衆異は、害を爲す能はざらん」と。書・奏す。省せられず。時に三府は任軽く、機事は専ら尙書に委ぬ。而して災眚變咎あれば、輒ち三公を(八)切免す。陳忠・上疏して曰はく、『漢興りしとき(九)舊事には、丞相の請ふ所は、聽かざる有る靡し。今の三公は、其の名に當ると雖も、而も其

の實無し。選舉誅賞、一に尙書に由る。尙書の見任は、三公よりも重し。陵遲して以來、其の漸久し。臣忠、心、常に獨り安からず。近ごろ地震を以て、司空陳褒を策免せり。今者災異あり、復た三公を切讓せんと欲す。昔、(一)孝成皇帝、妖星の心を守るを以て、咎を丞相に移せども、卒に上天の福を蒙らず、徒らに宋景の誠に乖けり。故に是非の分を知れば、較然として歸する有り。又、尙書、事を決すること、多く故典に違ひ、罪法、例無く、詆欺を先と爲し、文慘に言醜に、章憲に乖く有り。宜しく其の意を責求して、(二)割つて聽く勿く、上は國典に順ひ、下は威福を防ぐべし。(三)方員を規矩に置き、輕重を衡石に審かにするは、誠に國家の典、萬世の法なり」と。

汝南の太守山陽の王龔、政、寛和を崇び、才を好み士を愛し、袁閔を以て功曹と爲し、郡人黄憲・陳蕃等を引き進む。憲は屈せずと雖も、蕃は遂に(三)吏に就く。閔は異操を修めずして、而も名を當時に致す。蕃は性氣高明なり。龔、皆、之を禮す。是に由りて、羣士、心を歸せざるもの莫し。憲は世に貧賤にして、父は牛醫たり。潁川の荀淑、(四)慎陽に至り、憲に

- 【一〇】 朱博。三十四卷建平二年に見ゆ。
- 【二〇】 王鳳云云。三十卷成帝河平四年に見ゆ。
- 【三〇】 切免。切責罷免なり。
- 【四〇】 舊事。先例なり。
- 【五〇】 見任。現在の任務。
- 【六〇】 孝成皇帝云云。三十三卷綏和元年に見ゆ。
- 【七〇】 割。斷割する也。
- 【八〇】 方員云云。事を決するに當に典法に依るべきを言ふなり。
- 【九〇】 吏に就く。辟に就きて吏と爲る也。
- 【一〇〇】 慎陽。縣の名、汝南郡に屬す。今の河南省汝陽道正陽縣の北四十里に在り。黄憲は此の縣の人なり。
- 【一一〇】 逆旅。旅舎。

年十四。淑、竦然として之を異とし、揖して與に語り、(一)日を移して去る能はず。憲に謂つて曰はく、「子は吾の師表なり」と。既にして前みて袁閔の所に至り、未だ勞問するに及ばず、逆へて曰はく、「子の國に(二)顔子有り。寧ろ之を識れりや」と。閔曰はく、「吾が(三)叔度を見しか」と。是の時、同郡の戴良、才高くして倨傲なり。而れども憲を見れば、未だ嘗て容を正さずんばあらず。歸るに及びて、罔然として、失ふ有るが若し。其の母問うて曰はく、「汝、復た牛醫の兒に従つて來れるか」と。(四)對へて曰はく、「良、叔度を見ざる時は、自ら以爲へらく、「及ばざる無し」と。既に其の人を觀れば、則ち(五)之を瞻るに前に在り、忽然として後に在り、固に、得て測り難し」と。陳蕃及び同郡の周舉、嘗て相謂つて曰はく、「(六)時月の間、黄生を見ざれば、則ち鄙吝の萌、復た心に存す」と。太原の郭泰、少きとき汝南に遊び、先づ袁閔に過り、宿せずして退き、進みて往きて憲に従ひ、日を累ねて方めて還る。或るひと以て泰に問ふ。(七)曰はく、「(八)奉高の器は、諸を(九)汎濫に譬ふ。清めりと雖も挹み易し。叔度は(一〇)汪汪として、千頃の(一一)陂の若し。之を澄ませども清まず、之を涸せども濁らず、量る可からざるなり」と。憲、初め孝廉に擧げられ、又、公府に辟せらる。友人、其の仕ふるを

- 【一】 日を移す。日、晷を移すを言ふ。
- 【二】 顔子。顔回なり。
- 【三】 叔度。黄憲、字は叔度。
- 【四】 之を云云。二句は顔回が孔子を贊歎する語。論語子罕篇に見ゆ。
- 【五】 時月。三月を一時と爲す。三十日を一月と爲す。
- 【六】 奉高。閔の字。
- 【七】 汎濫。小きき泉源なり。水の側出するを汎と曰ひ、水の正出するを濫と曰ふ。
- 【八】 汪汪。深く廣き貌。
- 【九】 陂。池なり。

勸む。憲、亦、之を拒まず、暫く京師に到り、即ち還る。竟に就く所無し。年四十八にして終る。
 范曄論じて曰はく、黄憲の言論風旨、傳聞する所無し。然れども士君子の之を見る者、深遠に服し、疵吝を去らざるは靡し。將た道周く性全きを以て、徳て稱する無きか。余が曾祖、穆侯以爲はく、憲は、蹟然として其れ順に處り、淵乎として其れ道に似たり。淺深、其の分に臻る莫く、清濁、未だ其の方を議せず。若し門に孔氏に及ばば、其れ殆ど庶からんかと。

二年、春正月、旄牛夷反す。益州の刺史張喬、撃ちて之を破る。

夏四月戊子、乳母王聖に爵して野王君と爲す。

北匈奴、連に車師と與に、入りて河西に寇す。議者、復た玉門・陽關を閉ち以て其の患を絶たんと欲す。敦煌の太守張璠、上書して曰はく、「臣、京師に在るとき、亦以爲へらく、「西域をば宜しく棄つべし」と。今、親しく其の土地を踐み、乃ち知る、西域を棄てなば則ち河西、自ら存する能はざらんことを。謹んで西域の三策を陳べん。北虜の呼衍王、常に蒲類・秦海の間に展轉し、専ら西域を制し、共に寇鈔を爲す。今、酒泉の屬國の吏士二千餘人を以て、昆侖の塞に集まり、先づ呼衍王

- 【一〇】 疵・疵と通ず。
- 【一一】 徳て稱する無し。其の道徳大にして能く名づくる無きを言ふ。徳は得に通ず。
- 【一二】 穆侯。范曄の曾祖父范汪、字は玄平。安北將軍たり。
- 【一三】 蹟然。柔順なる貌。
- 【一四】 淵乎。深き貌。
- 【一五】 方。所なり。淺深清濁などの語を以てこれを評し得べきにあらすとの意。
- 【一六】 旄牛。地名、故城は今の四川省建昌道漢源縣に在り。
- 【一七】 秦海。大秦國は西海即ち裏海の西に在り、故に秦海と曰ふ。

を撃ち、其の根本を絶ち、因つて鄯善の兵五千人を發し、車師後部を脅さば、此れ上計なり。若し兵を出す能はずんば、軍司馬・將士五百人を置き、四郡、其の犂牛・穀食を供し、出でて柳中に據る可し。此れ中計なり。如し又能はずんば、則ち宜しく交河城を棄て、鄯善等を收め、悉く塞に入らしむべし。此れ下計なり」と。朝廷、其の議を下す。陳忠上疏して曰はく、「西域、内附すること日久しく、區區として東を望み、關を扣くこと數なり。此れ其の匈奴を樂しまずして漢を慕ふの效なり。今、北虜、已に車師を破る。執必ず南して鄯善を攻めん。弃てて、救はずんば、則ち諸國(北匈奴)従はん。若し然らば則ち虜、財賄益増し、膽益殖はり、南羌に威臨し、之と交通せん。此の如くならば、河西の四郡危からん。河西既に危く、救はざる可からずんば、則ち百倍の役興り、不訥の費發せん。議者、但だ西域の絶遠なるを念ひ、之が煩費を郵へ、孝武の苦心勤勞の意を見ざるなり。方今、敦煌孤危にして、遠く來りて急を告ぐ。復た、補助せずんば、内は以て吏民を慰勞する無く、外は以て百蠻に威示する無く、國を蹙め土を減せん。良計に非ざるなり。臣以爲へらく、敦煌には、宜しく校尉を置き、舊を按じて四郡の屯兵を増し、以て西のかた諸國を撫すべし」と。帝、之を納る。是に於て、復た班勇を以て、西域の長史と爲し、兵五百人を將る、出でて柳中に屯せしむ。

- 【一八】 四郡。武威、酒泉、張掖、敦煌。
- 【一九】 柳中。地名、今の新疆省迪化道鄯善縣の魯克察克なり。
- 【二〇】 南羌。即ち湟中及び南山の諸羌。
- 【二一】 不訥。量る可からざるなり。
- 【二二】 西域の長史。西域都護の長史。

秋七月、丹陽、山崩る。

九月、郡國五、雨水あり。

冬十月辛未、太尉劉愷罷む。

甲戌、司徒楊震を以て太尉と爲し、光祿勳東萊の劉熹を司徒と爲す。大鴻臚耿寶、自ら震を候し、中常侍李閭の兄を震に薦めて曰はく、「李常侍は、國家の重んずる所なり。公をして其の兄を辟せしめんと欲す。寶は唯だ上の意を傳ふるのみ」と。

震曰はく、「如し朝廷、三府をして辟召せしめんと欲せば、故宜しく向書の敕有るべし」と。寶大に恨みて去る。執金吾閭顯も、亦、親しむ所を震に薦む。震、又、從はず。司空劉授、之を聞き、即ち此の二人を辟す。是に由りて、震益、怨みらる。時に詔して、使者を遣はし、大に王聖の爲めに第を修めしむ。中常侍樊豐及び侍中周廣・謝暉等、更に相扇動し、朝廷を傾搖す。震・上疏して曰はく、「臣伏して念ふに、方今、災害滋々甚だしく、百姓空虛に、三邊震擾し、帑藏匱乏す。殆ど社稷安寧の時に非ず。詔書して、阿母の爲めに第舍を興起す。兩を合はせて一と爲し、里を連ね街に竟り、雕修繕飾し、巧伎を窮極し、山を攻め石を採り、轉た相迫促し、爲めに費すこと巨億。周廣・謝暉兄弟、國と肺府枝葉の屬無く、近倖姦佞の人に依倚し、之と威を分ち權を共にし、州郡に屬託し、大臣を傾動し、辟召を宰司し、旨意を承

望し、海内の貪汗の人を招來し、其の貨賂を受け、臧錮して世に棄てられたるの徒、復た顯用を得る有るに至る。白黒渾淆し、清濁、源を同じうす。天下譴譁し、朝の爲めに讖を結ぶ。臣、師の言を聞く、「上の取る所、財盡くれば則ち怨み、力盡くれば則ち叛く。怨叛の人は、復た使ふ可からず」と。惟だ陛下、之を度れ」と。上、聽かず。

鮮卑の其至韃、自ら萬餘騎を將ひて、南匈奴を曼柏に攻む。莫鞬日逐王、戰死す。千餘人を殺す。

十二月戊辰、京師及び郡國三、地震ふ。

陳忠、汝南の周燮・南陽の馮良を薦む。燮、學行深純、隱居して仕へず、名、世に重し。帝、玄纁・羔幣を以て之を聘す。燮の宗族、更之に勸めて曰はく、「夫れ徳を修め行を立つるは、國の爲めにする所以なり。君獨り何爲れぞ。東岡の陂を守るや」と。燮曰はく、「夫れ道を修むる者は、其の時を度りて動く。動きて時ならずんば、焉んぞ亨るを得んや」と。良と與に、皆、自ら載せて近縣に至り、病と稱して還る。

漢孝安皇帝延光二年

- 【八】丹陽。郡の名、揚州に屬す。宛陵に治す。今の安徽省蕪湖道宣城縣是れなり。
- 【九】候。訪問する也。
- 【一〇】三邊。東西北。
- 【一一】兩云云。兩坊を合はせて一宅と爲す。坊は里なり。
- 【一二】肺府云云。府は、腑と通す。親近の關係なきをいふ。

【一】臧錮。臧罪ありて禁錮せらるる也。禁錮とは官に就くことを禁ずる也。

【二】白黒云云。善惡正邪の混亂するをいふ。

【三】師。楊震が少年の時師事したる桓郁を謂ふなるべし。

【四】玄纁。東帛なり。玄は黒色、纁は淺絳色。

【五】羔幣。禮に、卿は羔を執る。

【六】東岡の陂。燮、汝南の安城に居る。先人の草廬の岡畔にあるによりてこれを守る。下に陂田あり。これによりて自給せり。故に燮が故郷を出でて仕官せざるを、東岡の陂を守るといふなり。

五〇七

三年、春正月、班勇、樓蘭に至る。鄯善歸附するを以て、特に三綬を加ふ。而して龜茲王白英、猶ほ自ら疑ひて未だ下らず。勇、開くに恩信を以てす。白英乃ち姑墨・溫宿を率ゐ、自ら縛して勇に詣る。(勇)因つて其の兵歩騎萬餘人を發し、車師前王の庭に到り、擊ちて匈奴の伊蠡王を、伊和谷に走らし、前部五千餘人を收め得たり。是に於て前部始めて復た開通す。還りて柳中に屯田す。

二月丙子、車駕東巡す。辛卯、泰山に幸し、三月戊戌、魯に幸し、還りて東平に幸し、東郡に至り、魏郡・河内を歴て還る。

初め樊豐・周廣・謝暉等、楊震の連に諫むれども従はれざるを見て、顧忌する所無く、遂に詐りて詔書を作り、司農の錢穀・大匠の見徒・材木を調發し、各、冢舍園池廬觀を起し、役費無數なり。震復た上疏して曰はく、『臣、台輔に備はり、陰陽を調和する能はず。去年十二月四日、京師、地震く。其の日は戊辰にして、三者皆土なり。(土)位は、中官に在り。此れ中臣近官、權を持し事を用ふるの象なり。臣伏して惟みるに、陛下、邊境未だ寧からざるを以て、躬自ら菲薄にし、宮殿垣屋、傾倚すれば枝柱するのみ。而るに親近の倖臣、未だ斷金を崇ばず、驕溢にして法を踰え、多く徒士を請ひ、盛に第舍を修め、威福を賣弄し、道路

- 【一】 三綬。疑ふらくは當に王綬に作るべし。
- 【二】 伊和谷。天山山脈中の一谷。
- 【三】 冢舍。後漢書楊震傳には冢舍に作る。
- 【四】 三者。十千の戊、十二支の辰は皆土なり、并に地震く。故に三者と曰ふ。
- 【五】 中官。後漢書楊震傳には中官に作る。
- 【六】 斷金。易の繫辭傳に曰はく、二人、心を同じうすれば、其の利、金を斷つと。斷金を崇ばずとは、邪佞の臣、上と心を同じうせざるを言ふ。

謙謙す。地震の變は、殆ど此が爲めに發す。又、冬、宿雪無く、春節未だ雨ふらず、百僚、心を焦す。而るに繕修すること止まず。誠に早を致すの徵なり。惟だ陛下、乾剛の徳を奮ひ、驕奢の臣を棄て、以て皇天の戒を承けよ」と。震、前後言ふ所轉た切なり。帝、既に之に平かならず。而して樊豐等、皆、目を側て憤怨す。其の名儒なるを以て、未だ敢て害を加へず。會河間の男子趙騰、上書して得失を指陳す。帝、怒を發し、遂に收へて詔獄に考し、結するに上を罔ひ不道なるを以てす。震・上疏して之を救うて曰はく、『臣聞く、殷・周の哲王は、小人怨讐すれば、則ち還つて自ら徳を敬む。今、趙騰が坐する所は、激訐謗語にして、罪たること、手刃して法を犯すと差有り。乞ふ爲めに、削除し、騰の命を全くし、以て、芻蕘輿人の言を誘はん』と。帝、聽かず。騰、竟に都市に伏尸す。帝の東巡に及びて、樊豐等、乘輿外に在るに因り、競うて第宅を修む。太尉の部掾高舒、大匠の令史を召して之を考校し、豐等が詐りて下す所の詔書を得、奏を具し、行の還るを須ちて之を上らんとす。豐等惶怖す。會太史言はく、『星辰逆行す』と。遂に共に震を踏して云はく、『趙騰が死せしより後、深く用て、怨讐す。且つ、鄧氏の故吏にして、恚恨の心有り』と。壬戌、

- 【七】 結。其の罪を判決すること。
- 【八】 削除。罪を減じ免除すること。
- 【九】 芻蕘輿人云云。芻蕘は樵夫、輿人は衆人なり。即ち民間の言を進むる者の意見を博く採らんことをいふ也。
- 【一〇】 部掾。漢の公府の諸曹掾は、各、分部あり。
- 【一一】 漢の諸官府には各、令史あり。
- 【一二】 怨讐。怨み怒る。
- 【一三】 鄧氏の故吏。震は初め鄧騰、これを召したるが故にかくいふなり。

車駕、京師に還り、太學に（四）便時す。夜、使者を遣はし、（二）策して震の太尉の印綬を收む。震、是に於て門を（一）柴ぎ、賓客を絶つ。豊等復た之を惡み、大鴻臚耿寶をして、「震は大臣にして、罪に服せず、悲望を懷く」と奏せしむ。詔有り、遣りて（七）本郡に歸らしむ。震、行きて（八）城西の夕陽亭に至り、乃ち慷慨して其の諸子・門人に謂つて曰はく、「死は士の常分なり。吾、恩を蒙りて上司に居り、姦臣の狡猾なるを疾みて、而も誅する能はず、嬖女の傾亂するを惡みて、而も禁する能はず。何の面目ありて復た日月を見ん。身死するの日、雜木を以て棺と爲し、布の單被、裁に形を蓋ふに足らしめよ。冢次に歸する勿かれ。祭祀を設くる勿かれ」と。因つて酖を飲みて卒す。弘農の太守移良、樊豐等の旨を承け、吏を（九）陝縣に遣はし、震の喪を留停し、棺を道側に露し、震の諸子を誚し、（一〇）郵に代りて書を行はしむ。道路、皆、爲めに涕を隕す。太僕征羌侯來歷曰はく、「耿寶は元舅の親に託し、榮寵、厚きに過ぎ、國恩を報ゆるを念はずして、姦臣に傾側し、忠良を傷害す。其れ天禍亦將に至らんとす」と。歴は歛の曾孫なり。

夏四月乙丑、車駕、宮に入る。
戊辰、光祿勳馮石を以て太尉と爲す。

- 【一】 便時。日時の便を取るなり、且く太學に在り、吉時を待ちて後入るるを言ふ。
- 【二】 策。策命。
- 【三】 柴。塞ぐ也。
- 【四】 本郡。震は弘農の華陰の人なり。
- 【五】 城西。雒陽の城西。
- 【六】 陝縣。今の河南省河洛道陝縣の地。
- 【七】 郵云。驛吏に代りて文書を傳送せしむる也。

南單于檀・死す。弟拔立つ。烏桓侯尸逐鞮單于と爲す。時に鮮卑數邊に寇す。度遼將軍耿種、溫禺犢王呼尤微と與に、新降者を將ゐて、連年、塞を出でて之を撃ち、還りて（一）（新降者）衝要（地）に屯列せしむ。耿種、徵發すること煩劇にして、新降者皆怨恨す。（二）大人阿族等遂に反し、呼尤微を脅し、與に俱に去らんと欲す。呼尤微曰はく、「我老いたり。漢家の恩を受く。寧ろ死すとも、相隨ふ能はず」と。衆、之を殺さんと欲す。救ふ者有りて、免るるを得たり。阿族等、遂に其の衆を將ゐて亡げ去る。中郎將馬翼、胡騎と與に追撃して之を破り、斬獲して殆ど盡く。

日南の徼外の蠻夷、内屬す。

六月、鮮卑、玄菟に寇す。

庚午、閩中、山崩る。

秋八月辛巳、大鴻臚耿寶を以て大將軍と爲す。

王聖・江京・樊豐等、太子の乳母王男（三）廚監酈吉等を誚し、之を殺す。

家屬、（四）比景に徙さる。太子、男・吉を思ひ、數、爲めに歎息す。京・豐、後害有らんことを懼れ、乃ち閔后と與に、妄に虛無を造り、太子及び東宮の官屬を構譏す。帝怒り、公卿以下を召し、太子を廢するを議す。耿寶等旨を承け、皆以爲はく、「當に廢すべし」と。太僕來歷、太常桓焉・廷尉韃爲の張皓と與に議して曰はく、「經說に、「年未だ十五に滿たざれば、過惡、其の身

- 【一】 阿族は新降一部の大人なり。
- 【二】 閩中。縣の名、巴郡に屬す。今の四川省嘉陵道閩中縣の地。
- 【三】 廚監。飲食を主る。
- 【四】 比景。地名、今の佛領安南の内。

に在らず」と。且つ男・吉の謀は、太子、知らざる有る容し。宜しく忠良の保傅を選び、輔くるに禮義を以てすべし。廢置は事重し。此れ誠に聖恩の宜しく宿留すべき所なり」と。帝、從はず。焉は郁の子なり。張皓退き、復た上書して曰はく、「昔、賊臣江充、造構して逆と讒し、戾園を傾覆す。孝武、久しくして乃ち覺寤せり。前失を追ひ之を悔ゆと雖も、何ぞ及ばん。今、皇太子、方めて十歲、未だ保傅の教に習はず。遽に責む可けんや」と。書・奏す。省せられず。九月丁酉、皇太子保を廢して濟陰王と爲し、〔二六〕德陽殿の西鍾下に居らしむ。來歴、乃ち光祿勳嚴諷・宗正劉璋・將作大匠薛皓・侍中閻丘弘・陳光・趙代・施延・太中大夫九江の朱偃等十餘人を要結し、俱に鴻都門に詣り、太子の過無きを證す。帝、〔二七〕左右と、之を患ふ。乃ち中常侍をして詔を奉じて羣臣を脅さしめて曰はく、「父子は一體なり。天性自ら然り。義を以て恩を割くは、天下の爲めなり。歴・諷等、大典を識らず、而して羣小と共に讒譁を爲し、外には忠直を見はし、而して内には後福を希ひ、邪を飾り義に違ふは、豈に君に事ふるの禮ならんや。朝廷廣く言路を開く。故に且く一切假貸す。若し迷を懷きて・反らずんば、當に刑書を顯明にすべし」と。諫者、色を失はざるは莫し。薛皓先づ頓首して曰はく、「固に宜しく明詔の如くなるべし」と。歴、〔二八〕怫然として廷にて

〔二五〕 宿留。停留する也。見合はすること。

〔二六〕 郁。桓榮の子。

〔二七〕 江充云。二十三卷武帝征和二年三年に見ゆ。

〔二八〕 德陽殿。北宮掖庭の中に在り。

〔二九〕 閻丘弘。閻丘は姓、弘は名。

〔三〇〕 左右。近習の臣なり。

〔三一〕 怫然。憤鬱の心、顔色に見はるる也。

皓を詰りて曰はく、「屬〔三二〕通諫す。何を言ひて、今復た之に背くや。大臣は朝車に乗り、國事を處す。固に〔三三〕輾轉すること此の若きを得るか」と。乃ち各〔三四〕稍く自ら引きて起つ。歴獨り闕を守り、連日、肯て去らず。帝大に怒る。尙書令陳忠、諸尙書と、遂に共に歴等を劾奏す。帝、乃ち歴兄弟の官を免じ、〔三五〕國租を削り、歴の母武安公主を黜け、會見するを得ざらしむ。

〔三二〕 輾轉。共に諫むる也。

〔三三〕 輾轉。定まらざる也。

〔三四〕 國租。其の征羌國の租。

〔三五〕 武安公主。顯宗の女。

〔三六〕 隴西郡。永初五年、隴西、襄武に徙る。

〔三六〕 隴西郡。永初五年、隴西、襄武に徙る。

是の歲、京師及び諸郡國二十三、地震ひ、三十六、大水あり、雹雨る。

冬十月、上、長安に行幸す。十一月乙丑、雒陽に還る。

庚申晦、日、之を食する有り。

燒當羌の豪麻奴・死す。弟犀苦立つ。

隴西郡始めて狄道に還る。

卷の第五十一

漢紀四十三

孝安皇帝下

延光四年、春二月乙亥、下邳の惠王衍・薨す。

甲辰、車駕・南巡す。

三月戊午朔、日、之を食する有り。

庚申、帝、宛に至り、不豫なり。乙丑、帝、宛より發す。丁卯、葉に至

り、乘輿に崩す。年三十二。皇后、閭顯兄弟・江京・樊豐等と謀りて曰は

く、「今、道次に晏駕す。濟陰王、内に在り。邂逅して公卿、之を立てば、

還つて大害を爲さん」と。乃ち僞りて「帝、疾甚だし」と云ひ、徙して臥

車に御し、所在に食を上り、起居を問ふこと故の如し。驅馳して行くこ

と四日、庚午、宮に還る。辛未、司徒劉熹を遣はし、郊廟社稷に詣り、天に告げて命を請はしめ、

【一】延光四年。西紀一二五年なり。

【二】不豫。疾ある也。

【三】道次。路次なり。

【四】邂逅して。萬一にも。

【五】天に告げて命を請ふ。周

の武王、疾あるとき、周公、

三壇を爲り、太王・王季・文王

に因りて以て命を天に請ふ。

後世踵ぎてこれを行ふ。

其の夕、喪を發し、皇后を尊びて皇太后と曰ふ。太后、朝に臨み、顯を以て車騎將軍・儀同三司と爲す。太后、久しく國政を専らにせんと欲し、幼年を立てんことを貪り、顯等と與に、策を宮中に定め、濟北の、惠王の子北郷侯懿を迎へて嗣と爲す。濟陰王は、廢黜せられたるを以て、殿に上りて親しく梓宮に臨するを得ず、悲號して、食はず。内外の羣僚、之を哀れまざるもの莫し。

甲戌、濟南の孝王香、薨す。子無し。國絶ゆ。

乙酉、北郷侯、皇帝の位に即く。

夏四月丁酉、太尉馮石を太傅と爲し、司徒劉熹を太尉と爲し、尙書の事を參録せしめ、前の司空李邵を司徒と爲す。

閻顯、大將軍耿寶が位尊く權重く、威、前朝に行はれたるを忌み、乃ち有司に風して、『寶及び其の黨與・中常侍樊豐・虎賁中郎將謝暉・侍中周廣・野王君王聖・聖の女永等、更に相阿黨し、互に威福を作し、皆、大不道なり』と奏せしむ。辛卯、豐・暉・廣、皆、獄に下されて死し、家屬は比景に徙さる。寶及び弟の子林慮侯承を貶して、皆、亭侯と爲し、遣りて國に就かしむ。寶、道に於て自殺す。王聖母子、雁門に徙さる。是に於て、閻景を以て衛尉と爲し、耀を城門校尉と爲し、晏を執金吾と爲す。兄弟並に權要に處り、威福自由なり。己酉、孝安皇帝を、恭陵に葬り、廟を恭宗と曰ふ。

- 【六】 惠王。名は壽、章帝の子なり。
- 【七】 臨。哭する也。
- 【八】 香は濟南の安王康の孫。康は光武の子なり。
- 【九】 風。諷と通す。
- 【一〇】 恭陵は洛陽の東北二十七里に在り。

六月乙巳、天下に赦す。

秋七月、西域の長史班勇、敦煌・張掖・酒泉の六千騎及び鄯善・疏勒・車師前部の兵を發し、後部王軍就を撃ち、大に之を破る。首虜八千餘人を獲、軍就及び匈奴の持節使者を生得し、將ゐて索班の没せし處に至り、之を斬り、首を京師に傳ふ。

冬十月丙午、越嶲、山崩る。

北郷侯病篤し、中常侍孫程、濟陰王の謁者、長興渠に謂つて曰はく、『王は嫡統を以て、本失徳無し。先帝、讒を用ひ、遂に廢黜せらるるに至れり。若し北郷侯起たざらんには、相與に共に江京・閻顯を斷せば、事成らざる者無からん』と。渠、之を然りとす。又、中黃門南陽の王康、先に太子府史たり、及び長樂の太官丞、京兆の王國等、竝に程に附同す。江京、閻顯に謂つて曰はく、『北郷侯の病、解けざらん。國嗣をば宜しく時を以て定むべし。何ぞ早く諸王子を徵し、置く所を簡ばざるか』と。顯、以て然りと爲す。辛亥、北郷侯・薨す。顯、太后に白し、祕して、喪を發せず。更に諸王子を徵し、宮門を閉ち、兵を屯して自ら守る。十一月乙卯、孫程・王康・王國・中黃門・黃龍・彭愷・孟叔・李建・王成・張賢・史汎・馬國・王道・李元・楊佗・陳予・趙封・李剛・魏猛・苗光等

- 【一】 索班云云。漢の敦煌の長史索班の殺されしこと、前卷永寧元年に見ゆ。
- 【二】 長興渠。長興は姓、渠は名。
- 【三】 太子府史。東宮の府藏を主る。
- 【四】 長樂の太官丞。太后の食膳を掌る。
- 【五】 附同。相黨附し、これと謀を同じくする也。
- 【六】 解けず。快復せざるをいふ。
- 【七】 置。立つる也。

と與に、聚まりて西鍾の下に謀り、皆、單衣を截ちて誓を爲す。丁巳、京師及び郡國十六、地震ふ。是の夜、程等、共に 崇徳殿上に會し、因つて章臺門に入る。時に江京・劉安及び李閏・陳達等、俱に 省門の下に坐す。程、王康と共に、就きて京・安・達を斬る。李閏の權執・積りて省内の服する所と爲るを以て、引きて主と爲さんと欲し、因つて刃を擧げて閏を脅して曰はく、『今當に濟陰王を立つべし。搖動するを得る母かれ』と。閏曰はく、『諾』と。是に於て、閏を扶けて起たしめ、俱に西鍾の下に於て、濟陰王を迎へて、皇帝の位に即かしむ。時に年十一。尙書令・僕射以下を召し、輦の南宮に幸するに従はしむ。程等留まりて省門を守り、内外を遮扞す。帝、雲臺に登り、公卿・百僚を召し、虎賁・羽林の士をして南北宮の諸門に屯せしむ。閔顯、時に 禁中に在り、憂迫して爲す所を知らず。小黃門樊登、顯に勸む、『太后の詔を以て、越騎校尉馮詩・虎賁中郎將閻崇を召し、兵を將ゐて 平朔門に屯せしめ、以て程等を禦げ』と。顯、詩を誘うて省に入らしめ、謂つて曰はく、『濟陰王の立つは、皇太后の意に非ず。(天子) 璽綬、此に在り。苟くも力を盡し功を效さば、封侯得可し』と。太后、之に印を授けしめて曰はく、『能く濟陰王を得ん者は萬戸侯に封せん。李閏を得ん者は五千戸侯たらん』と。詩等皆許諾し、辭するに、卒に召され、將ゐる所の衆少きを以てす。顯、(詩) 登と與に吏士を左掖門外に迎へしむ。詩因つて登を格殺し、營に歸りて

- 【一〇】 崇徳殿。南宮に在り。
- 【一一】 省門。禁門なり。
- 【一二】 禁中。顯、蓋し北宮に在り。
- 【一三】 平朔門。後漢書宦者傳には朔平門に作る。北宮の北門なり。

屯守す。顯の弟衛尉景、遷に省中より、(三〇) 外府に還り、兵を收め、盛徳門に至る。孫程、諸尙書を傳召し、景を收へしむ。尙書郭鎮、時に病に臥す。之を聞き、即ち直宿せる羽林を率ゐ、南止車門を出づ。景に遇ふ。(景) 吏士を従へ、白刃を抜き、呼んで曰はく、『兵を干す無かれ』と。鎮、即ち車を下り、節を持して之に詔す。景曰はく、『何等の詔ぞ』と。因つて鎮を斫る。中らず。鎮、劍を引きて景を撃ち、車より墮す。左右、戟を以て其の脅を又し、遂に之を禽にし、廷尉の獄に送る。即夜、死す。戊午、使者を遣はして省に入らしめ、璽綬を奪ひ得たり。帝、乃ち 嘉徳殿に幸す。侍御史を遣はし、節を持して閻顯及び其の弟城門校尉耀・執金吾晏を收へしめ、竝に獄に下して誅す。家屬は皆比景に徙さる。太后を離宮に遷す。己未、門を開き、屯兵を罷む。壬戌、司隸校尉に詔す、『惟だ閻顯・江京の近親のみ、當に辜誅に伏すべし。其餘は務めて寛貸を崇べよ』と。(三五) 孫程等を封じて、皆、列侯と爲す。程は食邑萬戸、王康・王國は九千戸を食み、黃龍は五千戸を食み、彭愷・孟叔・李建は四千二百戸を食み、王成・張賢・史汎・馬國・王道・李元・楊佗・陳予・趙封・李剛は四千戸を食み、魏猛は二千戸を食み、苗光は千戸を食む。是を十九侯と爲す。車馬金銀錢帛を加賜すること、

- 【二〇】 外府。衛尉府。
- 【二一】 傳召。詔を傳へてこれを召す也。
- 【二二】 嘉徳殿。南宮に在り。
- 【二三】 孫程は浮陽侯と爲り、王康は華容侯、王國は酈侯、黃龍は湘南侯、彭愷は西平昌侯、孟叔は中盧侯、李建は復陽侯、王成は廣宗侯、張賢は祝阿侯、史汎は臨沮侯、馬國は廣平侯、王道は范縣侯、李元は襄新侯、楊佗は山都侯、陳予は下雋侯、趙封は析縣侯、李剛は枝江侯、魏猛は夷陵侯、苗光は東阿侯と爲る。

各、差有り。李閔は、先づ謀に預らざるを以て、故に封せられず。孫程を擢でて騎都尉と爲す。初め程等が章臺門に入るや、苗光獨り入らず。詔書して功臣を録するや、王康をして名を疏せしむ。康詐りて「光、章臺門に入る」と疏す。光未だ符策を受けざるや、心、自ら安んぜず、〔三七〕黄門令に詣りて自ら告ぐ。有司奏す、「康・光、主上を欺詐せり」と。詔書して、問ふ勿からしむ。〔三八〕將作大匠來歴を以て衛尉と爲す。蔽諷・閭丘弘等は、先に卒す。皆、其の子を拜して郎と爲す。朱佞・施延・陳光・趙代、皆、拔用せられ、後、公卿に至る。〔三九〕王男・邴吉の家屬を徵し、京師に還らしめ、厚く賞賜を加ふ。帝の廢せらるるや、太子の家を監する小黃門籍建・傅高梵。〔四〇〕長秋の長趙熹・丞良賀・藥長夏珍、皆、坐して朔方に徙されしが、帝、位に即くや、竝に擢でて中常侍と爲す。初め閭顯、崔駰の子瑗を辟して吏と爲す。瑗、北郷侯立つこと正を以てせざるを以て、顯が將に敗れんとするを知り、説きて廢立せしめんと欲す。而れども顯日に沈醉し、見るを得る能はず。〔四一〕乃ち長史陳禪に謂つて曰はく、「中常侍江京等、先帝を惑盡し、正統を廢黜し、〔四二〕疎孽を扶立す。少帝、位に即き、病を廟中に發せり。〔四三〕周勃の

【二六】符策。漢初め王侯を封する時、皆、符を剖くのみなりしが、武帝の齊・燕・廣陵三王を封するに至りて、始めて策を作る。
 【二七】黄門令。省中の諸宦者主る。故にこれに詣りて自ら告ぐる也。
 【二八】來歴等の鴻都門の諫を以てなり。事は前卷前年に見ゆ。
 【二九】王男邴吉。其の家屬の徙されしこと、前卷前年に見ゆ。
 【三〇】長秋は皇后宮の官吏。長秋の長とは蓋し大長秋なり。丞一人あり、秩六百石。中宮の藥長は四百石。
 【三一】疎孽。血統の疏遠なる枝庶。
 【三二】周勃云云。呂后、惠帝の後宮の子を立てて、少帝と爲す。

徴、斯に於て復た見はる、今、君と共に見ゆるを求め、將軍に説き、太后に白し、京等を收へ、少帝を廢し、引きて濟陰王を立てんと欲す。必ず上は天心に當り、下は人望に合ひ、伊・霍の功、席を下らずして立たん。則ち將軍兄弟、祚を無窮に傳へん。若し天意を拒違し、久しく神器を曠しくせば、則ち將に無辜を以て、〔四四〕元惡に并せ辜せられんとす。此れ謂はゆる禍福の會、功を分つの時なり」と。禪、猶豫し、未だ敢て從はず。會、顯敗る。瑗、坐して斥けらる。門生蘇祗、上書して狀を言はんと欲す。瑗遽に之を止む。時に陳禪、司隸校尉たり。瑗を召して謂つて曰はく、〔四五〕「弟、祗が上書するを聽せ。禪請ふ之が證を爲さん」と。瑗曰はく、「此れ譬へば猶ほ兒妾の屏語のごときのみ。願はくは、使君、復た口より出す勿かれ」と。遂に辭して歸り、復た州郡の命に應ぜず。

す。周勃、これを廢す。廢立の兆を云ふ。
 【三三】伊・霍。伊尹、霍光。
 【三四】元惡は大惡。并せ辜せらるるとは、これと同じく罪を獲るを謂ふ。
 【三五】弟。第と通す。但だ。
 【三六】屏語。隱屏の處に於て相與に私語する也。
 【三七】禪、時に司隸校尉たり、故に之を稱して使君と曰ふ。
 【三八】司隸校尉は三輔・三河・弘農を部察し、其の職猶ほ十三部の使者のごとし、故に曰ふ。
 【三九】辟召云云。前卷延光二年に見ゆ。
 【四〇】震の事は、前卷前年に見ゆ。

己卯、諸王の禮を以て北郷侯を葬る。
 司空劉授、惡逆に阿附し、〔四一〕辟召すること其の人に非ざるを以て、策免せらる。
 十二月甲申、少府河南の陶敦を以て司空と爲す。
 楊震の門生虞放・陳翼、闕に詣りて、震の事を追訟す。詔して、震の二子を除して郎と爲し、錢

百萬を贈り、禮を以て華陰の潼亭に改葬す。遠近畢く至る。大鳥有り、高さ丈餘、震の喪の前に集まる。郡、狀を以て上る。帝、震の忠を感じ、詔して、復た中牢の具を以て之を祠る。

議郎陳禪以爲はく、「閻太后は、帝と、母子の恩無し。宜しく別館に徙し、朝見を絶つべし」と。羣臣・議者、咸以て宜しと爲す。司徒の掾汝南の周舉、李郃に謂つて曰はく、

「昔、瞽瞍、常に舜を殺さんと欲す。舜、之に事ふること逾謹めり。鄭の武姜、莊公を殺さんと謀り、莊公、之に黄泉を誓ひ、秦の始皇、母の失行を怨み、久しうして隔絶す。後、穎考叔・茅焦の言に感じ、復た子の道を修む。書傳に之を美とす。今、諸閹新に誅せられ、太后・幽せられて離宮に在り。若し悲愁して疾を生じ、一旦不虞あらば、主上、將に何を以てか天下に令せんとする。如し禪の議に従はば、後世、咎を明公に歸せん。宜しく密に朝廷に表し、太后を奉せしめ、羣臣を率ゐて朝覲すること舊の如くし、以て天心を厭たし、以て人望に答ふべし」と。郃即ち上疏して之を陳ぶ。

孝順皇帝上

孝順皇帝上

永建元年、春正月、帝、太后に東宮に朝す。太后の意乃ち安し。

甲寅、天下に赦す。

辛未、皇太后閻氏崩す。

辛巳、太傅馮石・太尉劉熹、權貴に阿黨するを以て免せらる。司徒李郃罷む。

二月甲申、安思皇后を葬る。

丙戌、太常桓焉を以て太傅と爲し、大鴻臚朱寵を太尉と爲し、尙書の事を參録せしめ、長樂の少府朱伉を司徒と爲す。

尙書郭鎮を封じて定穎侯と爲す。

隴西の鍾羌・反す。校尉馬賢、之を撃ち、臨洮に戦ひ、斬首千餘級、羌の衆皆降る。是に由りて涼州復た安し。

六月己亥、濟南の簡王錯の子顯を封じて濟南王と爲す。

秋七月庚午、衛尉來歴を以て車騎將軍と爲す。

八月、鮮卑、代郡に寇す。太守李超・戰歿す。

司隸校尉虞詡、官に到りて數月、馮石・劉熹を奏して之を免じ、又、中常侍程璜・陳秉・孟生・李閏等を劾奏す。百官、目を側て、號して苛刻と爲す。三公、詡を劾奏す、「盛夏に多く無辜を拘繫し、

【一】 孝順皇帝。諱は保、安帝の子なり。
【二】 厭。満つる也。
【三】 鄭の武姜云云。鄭の武姜、少子共叔段を愛し、莊公を襲はんと謀る。公、姜氏を城穎に置き、誓つて曰はく、「黄泉に及ばずんば、相見る無からん」と。後、穎考叔の言に感じ、遂に母子たること初の如し。左傳隱公元年に見ゆ。
【四】 秦の始皇云云。六卷九年に見ゆ。

【一】 永建元年。西紀一二六年なり。
【二】 安思皇后。閻太后の諡。
【三】 安帝の延光四年、濟南國絶ゆ。今、封を紹がしむ。
【四】 盛夏云云。此の季節は當に天地の物を成長するの性に順ふべくして、當に無辜を拘繫するの事あるべからざるなり。

吏民の患を爲す」と。詔・上書して自ら認へて曰はく、『法禁は、俗の隄防なり。刑罰は、民の衝轡なり。今、州は「郡に任せん」と曰ひ、郡は「縣に任せん」と曰ひ、更、相委遠し、百姓怨窮し、苟くも容れらるるを以て賢と爲し、節を盡すを愚と爲す。臣が發擧する所、臧罪、一に非ず。三府、臣が奏する所と爲らんことを恐れ、遂に(臣)誣罪を加ふ。臣、將に史魚に従つて死し、即ち尸を以て諫めんとするのみ」と。帝、其の章を省し、乃ち詔を罪せず。中常侍張防、權教を賣弄し、請託受取す。詔、之を案ず。屢、寢みて・報せられず。詔、其の憤に勝へず、乃ち自ら廷尉に繋ぎ、奏して言はく、『昔、孝安皇帝、樊豐を任用し、嫡統を交亂し、幾ど社稷を亡ぼさんとせり。今者張防、復た威柄を弄す。國家の禍、將に重ねて至らんとす。臣、防と朝を同じくするに忍びず。謹んで自ら繋ぎて以て聞す。臣をして楊震の跡を襲がしむる無かれ」と。書・奏す。防・流涕して帝に訴ふ。詔・坐して論せられて(左校)に輸す。防必す・之を害せんと欲し、二日の中に、考せんことを四獄に傳ふ。獄吏、詔に

【六】臧罪。臧罪に同じ。

【七】史魚。昔、衛の大夫史魚、病みて將に死せんとするや、其の子に謂つて曰はく、我、數、蓬伯玉の賢を言へども、進むる能はず、彌子瑕は不肯なれども退くる能はず。人臣と爲りて生きて、賢を進め不肯を退くる能はずんば、死して、當に喪を正堂に治むべからず。我を室に殯せば、足ると。子その言の如くす。君、其の故を問ふ。子、父の言を

以て聞す。君、乃ち蓬伯玉を召してこれを貴くし、彌子瑕を斥けてこれを退け、史魚の殯を正堂に徙し、禮を成して去る。

【八】孝安云云。前卷延光三年に見ゆ。

【九】楊震云云。前卷延光三年に見ゆ。

【一〇】左校に輸す。官を免せられて徒と爲り、左校に輸作する也。將作大匠に左校令あり、左工徒を掌る。

自引せんことを勸む。詔曰はく、『寧ろ歐刀に伏し、以て遠近に示さん。暗鳴して自殺せば、是非をば孰か辨せんや』と。浮陽侯孫程・祝阿侯張賢、相率ゐて見ゆるを乞ひ、程曰はく、『陛下、始め臣等と事を造すの時、常に奸臣を疾み、其の國を傾くるを知る。今者位に即きて、復た自ら爲さば、何を以てか先帝を非とせんや。司隸校尉虞詡は、陛下の爲めに忠を盡す。而るに更に拘繫せらる。常侍張防は、臧罪明正にして、反つて忠良を構ふ。今、客星、羽林を守る。其の占、宮中に奸臣有り。宜しく急に防を收へて獄に送り、以て天變を塞ぐべし』と。時に防立ちて帝の後に在り。程、防を叱して曰はく、『奸臣張防、何ぞ殿を下らざる』と。防、已むを得ず、趨りて東箱に就く。程曰はく、『陛下、急に防を收へよ。阿母に従つて求請せしむる無かれ』と。帝、諸尙書に問ふ。尙書賈朗、素より防と善く、詔の擧を證す。帝これを疑ひ、程に謂つて曰はく、『且く出でよ。吾、方に之を思はん』と。是に於て、詔の子顛、門生百餘人と與に、幡を擧げ、中常侍高梵の車を候ひ、叩頭して血を流し、枉狀を訴言す。梵入りて之を言ふ。防、坐して邊に徙さる。賈朗等六人、或は死し或は黜けらる。即日、赦して詔を出す。程復た上書し、詔が大功有るを陳べ、語甚だ切激なり。帝・感悟し、復た徴して議郎に拜す。數日にして、尙書僕射に遷さる。詔・上疏し、議郎南陽の左雄を薦めて曰はく、『臣、

【一】自引。自殺するをいふ。

【二】歐刀に伏す。歐刀は人を刑するに用ふる刀、刑を受け死するを希ふなり。

【三】暗鳴。暗は啼泣して聲無き也。鳴は歎傷する也。

【四】羽林。星座の名。

【五】東箱。東廂。

【六】阿母。宋娥をいふ。

方今の公卿以下を見るに、類ね多く拱黙し、恩を樹つるを以て賢と爲し、節を盡すを愚と爲し、相戒めて「白璧をば爲す可からず。容容たるは後福多し」と曰ふに至る。伏して議郎左雄を見るに、王臣蹇蹇の節有り。宜しく擢でて喉舌の官に在らしむべし。必ず匡弼の益有らん」と。是に由りて、雄を尙書に拜す。

浮陽侯孫程等、表を懷にし殿に上り、功を争ふ。帝怒る。有司、程等を劾奏す、「干亂悖逆なり。王國等、皆、程と黨し、久しく京都に留まり、益、其れ驕恣なり」と。帝乃ち程等の官を免じ、悉く徙して遠縣に封ず。因つて十九侯を遣りて國に就かしむ。雒陽の令に敕し、期を促して發遣せしむ。司徒の掾周舉、朱伉に説きて曰はく、「朝廷、西鍾下に在る時、孫程等に非ずんば豈に立たんや。今、其の大徳を忘れ、其の小過を録す。如し道路に天折せば、帝、功臣を殺すの譏有らん。今未だ去らざるに及びて、宜しく急に之を表すべし」と。伉曰はく、「今、詔指方に怒る。吾獨り此を表せば、必ず罪譴を致さん」と。舉曰はく、「明公、年、八十を過ぎ、位、台輔と爲り、今の時に於て忠を竭し國に報いず、身を惜み寵に安んじ、以て何をか求めんと欲する。祿位は至しと雖も、

【七】拱黙。手を拱きて黙して一言無き也。

【八】白璧云云。白璧の清潔なるが如く、身を清廉にして、奸惡を劾するが如きことばなす可からず。常に容容として何事も衆人に和同するに如かず、かくすれば後に幸福を得べしと也。

【九】喉舌の官。尙書をいふ。其の王命を出納するを以てなり。

【一〇】朝廷云云。朝廷は天子をいふ。帝が孫程等に擁立せられしをいふ。後漢には、天子を國家と謂ひ、又、朝廷と謂ふ。

必ず侯邪の讖に陥らん。諫めて罪を獲とも、猶ほ忠貞の名有らん。若し擧の言採るに足らずんば、請ふ此より辭せん」と。伉乃ち表して諫む。帝果して之に従ふ。程、徙して宜城侯に封せらる。國に到り、怨恨恚懟し、印綬符策を封還し、亡げて京師に歸り、山中に往來す。詔書して追求し、故の爵士を復し、車馬衣物を賜ひ、遣りて國に還らしむ。

冬十月丁亥、司空陶敦、免せらる。

朔方以西、障塞多く壞る。鮮卑、此に因りて、數、南匈奴を侵す。單于、憂恐し、上書して、鞬塞を修復せんことを乞ふ。庚寅、黎陽の營兵に詔し、「出でて中山の北界に屯せしめ、緣邊の郡に令して、歩兵を増置し、塞下に列屯し、戰射を教習せしむ。

【一】以て南匈奴の聲援を爲す也。

【二】且彌。西域の國名。漢、東西且彌二國と爲す。後合して一と爲る。今の新疆省迪化道鄯善縣の西南に在り。

【三】車師六國。卑陸、蒲類、東且彌、移支、車師前後王。

廷尉張皓を以て司空と爲す。班勇、更に車師後部の故の王の子加特奴を立てて王と爲す。勇、又、別校をして、東且彌王を誅斬せしめ、亦、更に其の種人を立てて王と爲す。是に於て車師六國悉く平ぐ。勇、遂に諸國の兵を發し、匈奴を撃つ。呼衍王亡げ走り、其の衆二萬餘人、皆降る。單于の從兄を生得す。勇、加特奴をして、手づから之を斬らしめ、以て車師、匈奴の隙を結ぶ。北單于、自ら萬餘騎を將ひて、後部に入り、金且谷に至る。勇、假司馬曹俊をして之を救はしむ。單于引き去る。

俊追うて其の貴人骨都侯を斬る。是に於て、呼衍王遂に徙りて枯梧河上に居る。是の後、車師復た虜跡無し。

二年、春正月、中郎將張國、南單于の兵を以て、鮮卑の其至鞭を撃ち、之を破る。

二月、遼東の鮮卑、遼東・玄菟に寇す。烏桓校尉耿舉、緣邊の諸郡の兵及び烏桓を發し、塞を出でて之を撃ち、斬獲すること甚だ衆し。鮮卑三萬人、遼東に詣りて降る。

三月、早す。

初め帝の母李氏、瘞められて雒陽の北に在り。帝、初め、知らず。是に至りて、左右、之を白す。帝乃ち哀を發し、親ら瘞所に至り、更に禮を以て殯す。六月乙酉、追諡して恭愍皇后と爲し、恭陵の北に葬る。

西域の城郭諸國、皆、漢に服す。唯だ焉耆王元孟未だ降らず。班勇奏して、之を攻めんと請ふ。是に於て、敦煌の太守張朗を遣はし、河西四郡の兵三千人を將ゐて勇に配し、因つて諸國の兵四萬餘人を發し、分ちて兩道と爲し、之を撃たしむ。勇は南道よりし、朗は北道よりし、期を約し、俱に焉耆に至らんとす。而して朗は先に罪有り。功を徵めて自ら贖はんと欲し、遂に期に先だちて爵離關に至り、司馬を遣はし、兵を將ゐて前み戰はしむ。首虜二千餘人を獲たり。元孟、誅せられんことを懼

- 【一】 李氏。死すること前卷安帝元初二年に見ゆ。
- 【二】 殯するに皇后の禮を用ふなり。
- 【三】 元孟は、和帝永元六年、班超の立つる所なり。

れ、逆へて使を遣はし、降らんと乞ふ。張朗、選に焉耆に入り、降を受けて還る。朗は誅を免るるを得、勇は、期に後れたるを以て、徵して獄に下し、免せらる。

秋七月甲戌朔、日、之を食する有り。

壬午、太尉朱寵・司徒朱伉・免せらる。庚子、太常劉光を以て太尉と爲し、尙書の事を録せしめ、光祿勳汝南の許敬を司徒と爲す。光は矩の弟なり。敬は、和・安の間に仕へ、竇・鄧・閻氏の盛なるに當りて、屈撓する所無し。三家既に敗れ、士大夫、染汚する者多し。獨り謗言の敬に及ぶ無し。當世、此を以て之を貴ぶ。

初め南陽の樊英、少くして學行有り、名、海内に著れ、(西)壺山の陽に隱る。州郡、前後禮請すれども、應せず。公卿、賢良・方正・有道に擧ぐれども、皆、行かず。安帝、策書を賜うて之を徵すれども、赴かず。是の歲、帝、復た策書・玄纁を以て、禮を備へて英を徵す。英固く「疾篤し」と辭す。詔して、郡縣を切責し、駕載して道に上らしむ。英、已むを得ずして京に到る。疾と稱し、背て起たず。彊ひて輿して殿に入る。猶ほ屈する能はず。帝、(英)出でて太醫に就きて疾を養はしめ、月ごとに羊酒を致す。其の後、帝、乃ち英の爲めに壇を設け、公車令をし

- 【四】 夏の政典に曰はく、時に先だつ者は殺して赦す無く、時に及ばざる者は殺して赦す無しと。張朗、期に先だちて以て功を徵む。法の必ず誅する所なり。而して班勇は期に後れしに非ざるなり。漢の、刑を用ふること、其の衷を審かにせず。勇免せられて後、西域の事去りぬ。
- 【五】 和安。和帝、安帝。
- 【六】 壺山。今の河南省汝陽道泌陽縣の東北に在り。
- 【七】 太醫。少府に屬す。諸醫を掌る。

て導かしめ、尙書奉引し、几杖を賜ひ、待するに師傅の禮を以てし、得失を延問し、五官中郎將に拜す。數月にして、英、「疾篤し」と稱す。詔して、以て光祿大夫と爲し、告歸を賜ひ、所在に穀を送らしめ、歲時を以て牛酒を致す。英、位を辭して受けず。詔有り、旨を譬して（其ノ位ヲ）聽く勿からしむ。英、初め詔命を被るや、衆皆以爲へらく、必ず志を降さじと。南郡の王逸、素より英と善し。因つて其の書を與へ、多く古を引きて譬諭し、勸めて聘に就かしむ。英、逸の議に順ひて至る。後應對するに及びて、奇謀深策無し、談者以爲へらく、望を失へりと。河南の張楷、英と俱に徵せられ、英に謂つて曰はく、「天下に二道有り、出づると處るとなり。吾前に以へらく、子の出づるや、能く是の君を輔けん、斯の民を濟はんと。而るに子、始め不嘗の身を以て、萬乘の主を怒らす。其の爵祿を享受するに及びて、又、匡救の術を聞かず。進むも退くも據る所無し」と。

臣光曰はく、古の君子は、邦、道有れば則ち仕へ、邦、道無ければ則ち隱る。隱るるは君子の欲する所に非ざるなり。人、己を知るもの莫くして、道、行はるるを得ず、羣邪共に處りて、害將に身に及ばんとす。故

【八】不嘗。量の比す可き無きをいふ。貴重極なり。譬は量る也。

【九】萬乘云云。後漢書方術傳に曰はく、英強ひて興して殿に入れらるるや、猶ほ禮を以て屈せず。帝怒りて英に謂つて曰はく、「朕は能く君を生かし、能く君を殺し、能く君を貴くし、能く君を賤しくし、能く君を富まし、能く君を貧しくす、君、何を以てか朕が命を慢る」と。英曰はく、「臣、命を天より受く。生きて其の命を盡すは天なり。死して其の命を得ざるも亦天なり。陛下、焉んぞ能く臣を生かさん。臣、焉んぞ能く臣を殺さん。臣、暴君を見ること仇讐を見るが如し。其の朝に立つすら、猶ほ肯せず。得て貴くす可けん

に深く藏して以て之を避く。王者、逸民を擧げ、（一〇）仄陋を擧ぐるは、固より其の國家に益有るが爲めにして、以て世俗の耳目に徇ふに非ざるなり。是の故に、道德、以て主を尊くするに足り、智能、以て民を庇ふに足り、禍を被て玉を懷き、深く藏して市らざる有れば、則ち王者、當に禮を盡して之を致し、己を屈して以て之を訪ひ、己に克ちて以て之に従ふべし。然る後、能く利澤、四表に施し、功烈、上下に格る。蓋し其の道を取りて、其の人を取らず、其の實を務めて、其の名を務めざるなり。其れ或は禮備はれども至らず、意勤むれども起たざれば、則ち姑く内に自ら循省して、敢て彊ひて其の人を致さずして曰はく、「豈に吾が徳の薄くして、慕ふに足らざるか。政の亂れて、輔く可からざるか。羣小、朝に在りて、敢て進まざるか。誠心、至らずして、其の言の用ひられざるを憂ふるか。何ぞ賢者の我に從はざるや」と。苟くも其の徳已に厚く、政已に治まり、羣小遠ざかり、誠心至らば、彼將に闇を扣きて自ら售らんとす。又、安んぞ勤めて求むれども至らざる者有らんや。荀子曰はく、（一〇）蟬を耀らす者は、務、其の火を明かにし、其の木を振ふに在るのみ。火、明かならざれば、其の木を振ふと雖

や。布衣の列、環堵の中に在りと雖も、晏然として自得し、萬乘の尊に易へず。又得て賤しくす可けんや。陛下、焉んぞ能く臣を貴くせん。焉んぞ能く臣を賤しくせん。臣、禮に非ざるの祿は、萬鍾と雖も受けず。若し其の志を申せば、簞食と雖も厭はざるなり。陛下、焉んぞ能く臣を富まさん。焉んぞ能く臣を貧しくせん」と。帝、屈する能はず、而れども其の名を敬し、出でて太醫に就きて疾を養はしむ云々と。

【一〇】仄陋。側陋に同じ。

【二】蟬を耀らす。南方の人は、夜、燈光もて蟬を照らし、これを取りて食とすといふ。

も、益無きなり」と。今、人主、能く其の徳を明かにする有れば、則ち天下、之に歸すること、蟬の明火に歸するが若きなり。或は人主、致す能はざるを恥ぢ、乃ち之を誘ふに高位を以てし、之を脅すに嚴刑を以てするに至る。彼をして誠に君子ならしめんか、則ち位は貪る所に非ず、刑は畏る所に非ず、終に得て致す可からざらん。致す可き者は、皆、位を貪り刑を畏るの人のなり。烏んぞ貴ぶに足らんや。若し乃ち孝弟、家庭に著れ、行誼、郷曲に隆に、利、苟くも取らず、仕ふるに、苟くも進まず、己を潔くし分に安んじ、優游して歳を卒ふるは、以て主を尊くし民を庇ふに足らずと雖も、是れ亦清修の吉士なり。王者、當に褒優安養し、其の志を遂げしむること、

【三】孝昭云云。昭帝、元鳳元年三月、郡國の選ぶ所の行義有るもの涿郡の韓福等五人に各、帛五十匹を賜うて、遣り歸らしめ、詔して、郡縣に令して常に正月に羊酒を賜はしめ、もし不幸なる者あらば、衣一襲を賜ひ、祠るに中牢を以てせしむ。

【四】華士。韓非子外儲篇に曰はく、太公、齊に封せらるるや、東海上に華喬・華士昆弟二人あり。太公、之を殺す。周公、急傳して問うて曰はく、二子は皆賢人なり、之を殺せるは何ぞやと。太公曰はく、是の昆弟、議を立てて曰ふ、天子に臣たらず、諸侯に友たらず、耕して食ひ掘りて飲む、人に求むる無しと。是れ望、臣とするを得ざるなり、友とするを得ざるなり、賞罰を以て勸禁するを得ざるなり。且つ聖王の人を勸禁する所以は爵賞に非ざれば刑罰なり。今四者以て之を使ふに足らずん

【二】孝昭の・韓福を待ち。光武の・周黨を遇するが若くにし、以て廉恥を勵まし、風俗を美にすべし。斯れ亦可なり。固に當に范升の詆毀するが如くなるべからず。又、張楷の責望するが如くなるべからざるなり。僞を飾りて以て譽を邀め、奇を釣りて以て俗を驚かし、君の轍を食ますして、屠沽の利を争ひ、

小官を受けずして、卿相の位を規るに至りては、名と實と反し、心と迹と違ふ。斯れ乃ち華士。少正卯の流なり。其れ聖王の誅を免るるを得ば、幸なり。尙何ぞ聘召せらるることか之れ有らん。

時に、又、廣漢の楊厚・江夏の黃瓊を徵す。瓊は香の子なり。厚既に至り、豫め漢に三百五十年の厄有るを陳べ、以て戒と爲す。議郎に拜せらる。瓊將に至らんするや、李固、書を以て逆め之に遣りて曰はく、『君子謂はく、『伯夷は隘なり、柳下惠は恭ならず』と。夷ならず惠ならず、可否の間は、聖賢の身を居くの珍とする所なり。誠に、山を枕にし谷に棲み、迹を巢由に擬せんと欲せば、斯れ則ち可なり。若し當に政を輔け民を濟ふべしとならば、今、其の時なり。生民より以來、善政少くして、亂俗多し。必ず堯舜の君を待たば、此れ士と爲りて其の志を行ふに、終に時無からん。嘗て聞く、語に曰はく、『嶢嶢たる者は缺け易く、皦皦たる者は汗れ易し』と。盛名の下は、其れ實に副ひ難し。近ごろ魯陽の

【一】望誰か君と爲さんや。是を以て之を誅せしなりと。

【二】少正卯。荀子宥坐篇に曰はく、孔子、魯の相と爲ること七日にして、少正卯を誅す。門人進みて問うて曰はく、夫れ少正卯は魯の聞人なり。夫子、政を爲して始めてこれを誅するは、失無きを得んやと。孔子曰はく、其れ惡しき者五つあり、而して盜竊はこれに與らず、一に曰はく、心遠して險なり、二に曰はく、行僻にして堅し、三に曰はく、言僞りて辯なり、四に曰はく、記醜にして博し、五に曰はく、顧非にして深なり。此の五つの者、人一つあれば、則ち君子の誅を免るるを得ず。而るに少正卯は五つの者を兼ねて之を有せり云々と。

【三】三百五十年の厄。漢興りてより、五七三百年にして、災厄あるべしと言ふ也。

【四】君子云云。孟子の言。公孫丑篇に見ゆ。

【五】可否の間。可も無く不可も無き也。

【六】嶢嶢。山の高き貌。

【七】皦皦。白き貌。

樊君・徵せらる。初めて至るや、朝廷・壇席を設け、猶ほ神明を待つがごとし。大異無しと雖も、而も言行の守る所、亦、缺くる所無し。而るに毀謗布流し、時に應じて(名譽)折減するは、豈に(三)觀望深く、盛名太だ盛なればなるに非ずや。是の故に、俗論皆言ふ、「處士、純ら虚聲を盗む」と。願はくは先生、此の遠謨を弘め、衆人をして歎服せしめ、一たび此の言を雪がんことを」と。瓊至り、議郎に拜せられ、稍く尙書僕射に遷る。瓊、昔、(三三)父に隨つて臺閣に在り、故事を習見す。後職に居るに及びて、官曹(三)に達練し、朝堂に爭議するや、能く(三三)抗奪するもの莫し。數、上疏して事を言ふ。上頗る之を採用す。李固は郤の子、少きとき學を好み、常に姓名を改易し、(三四)策を杖つき驢を驅り、(三五)笈を負ひ師に従ひ、千里を遠しとせず、遂に(三六)墳籍を究覽し、世の太儒と爲れり。太學に到る毎に、密に公府に入り、父母を(三七)定省し、同業の諸生をして其の郤の子たるを知らしめざるなり。

- 【三】 觀聽望深く云云。其の聲名の盛にして、素より人の觀聽を動かすが故に、望む所の者深きを言ふ。
- 【三二】 父。瓊の父香。和帝の時、尙書令たり。
- 【三三】 抗奪。抗言して其の議を奪ふ也。
- 【三四】 策。馬の鞭なり。
- 【三五】 笈。書籍なり。
- 【三六】 墳籍。書籍なり。
- 【三七】 定省。父母の安否を省問する也。

三年、春正月、丙子、京師、地震ふ。
夏六月、旱す。

秋七月、茂陵の園寢、災あり。

九月、鮮卑、漁陽に寇す。

冬十二月己亥、太傅桓焉・免せらる。

車騎將軍來歴罷む。

南單于拔・死す。弟休立つ。去特若尸逐就單于と爲す。

帝悉く孫程等を召し、京師に還らしむ。

四年、春正月、丙寅、天下に赦す。

丙子、帝、元服を加ふ。

夏五月壬辰、詔して曰はく、「海内、頗る災異有り。朝廷、政を修め、太官、膳を減じ、珍玩、御せず。而るに桂陽の太守、文贖、忠を竭し本朝(ノ意省)を宣暢するを惟はず、而して遠く大珠を獻じ、以て幸媚を求む。今、封じて以て之を還す」と。

五州、雨水あり。

秋八月丁巳、太尉劉光・司空張皓・免せらる。

尙書僕射虞詡・上言す、「安定・北地・上郡は、山川險阨、沃埜千里、土は畜牧に宜しく、水は(三)漑漑

漢孝順皇帝永建三年—四年

- 【一】 御。進むる也。
- 【二】 漑漑。漑漑漑漑。

す可し。頃、元元の災に遇ひ、衆羌、内に潰え、郡縣、兵荒すること、二十餘年。夫れ沃壤の饒なるを棄て、自然の財を捐つるは、利と謂ふ可からず。河山の阻を離れ、險無き處を守るは、以て固と爲し難し。今、三郡未だ復せず、園陵、單外なり。而るに公卿、選儒にして、頭を容れ身を過し、解を張り、難を設け、但だ費す所を計り、其の安きを圖らず。宜しく聖聽を開き、行の長ずる所を考ふべし」と。九月、詔して、安定・北地・上郡を復し、舊土に還らしむ。

癸酉、大鴻臚龐參を以て太尉と爲し、尙書の事を録せしめ、太常王龔を司空と爲す。

冬十一月庚辰、司徒許敬・免せらる。鮮卑、朔方に寇す。

十二月乙卯、宗正弘農の劉崎を以て司徒と爲す。

是の歳、于寘王放前、拘彌王興を殺し、自ら其の子を立て、拘彌王と爲し、而して使者を遣はして貢獻す。敦煌の太守徐由、上して之を討たんことを求む。帝、于寘の罪を赦し、拘彌國を歸さしむ。放前、肯せず。

- 【三】元元は恐らくは當に元二に作るべし。元二とは即位の元年と二年をいふ。
- 【四】園陵。長安の諸陵園をいふ。
- 【五】單外。蔽障無くして、固からざるをいふ。
- 【六】選儒。柔怯なり。
- 【七】解を張る。辨解の説を開張する也。
- 【八】難を設く。論難の辭を鋪説する也。
- 【九】安定云云。安帝永初五年、安定等三郡、内に徙れり。
- 【一〇】拘彌。西域の國の名、寧彌城に居る、今の新疆省喀什噶爾道于闐縣克勒底雅以東の地に在り、長史の居る所の柳中城を去ること、四千九百里。
- 【一一】上す。上書すること。

五年、夏四月、京師、旱す。

京師及び郡國十二、蝗あり。

定遠侯班超の孫始、帝の姑、陰城公主に尙す。主、驕淫無道なり。始、忿怒を積み、刃に伏して主を殺す。冬十月乙亥、始、坐して腰斬せられ、同産、皆、棄せらる。

忿怒を積み、刃に伏して

六年、春二月庚午、河間の孝王開・薨す。子政嗣ぐ、政、傲狠にして、

法を奉せず。帝、侍御史吳郡の沈景が彊能有るを以て、擢でて河間の相

と爲す。景、國に到り、王に謁す。王、正服せず、殿上に箕踞す。侍郎、

費して拜せしむ。景、峙ちて、禮を爲さず、王の在る所を問ふ。虎賁曰

はく、『是れ王に非ずや』と。景曰はく、『王、正服せずんば、常人と何の

別あらん。今、相、王に謁す。豈に禮無き者に謁せんや』と。王慙ちて服

を更ふ。景然る後拜す。出でて宮門の外に住まり、王の傳を請うて之を責めて曰はく、『前に京師を

發するとき、陛見して詔を受く、王の不恭なるを以て、相檢督せしむ』と。諸君、空しく爵祿を

受け、曾ち訓導の義無し』と。因つて奏して其の罪を治す。詔書、政を讓め、而して傳を詰責す。景因

つて諸の奸人を捕へ、奏して其の擧を案じ、尤も惡しき者數十人を殺戮し、冤獄百餘人を出す。政遂

【三】陰城公主。清河の孝王の女。

【一】侍御史は秩六百石。王國の相は秩二千石。

【二】峙。立つ也。

【三】漢の諸王國には、太傅あり。成帝の時に至りて更めて傳と曰ふ。

に爲めに節を改め、過を悔いて自ら修む。

帝以へらく、伊吾の膏腴の地、西域に傍近し、匈奴、之を資とし、以て鈔暴を爲すと。三月辛亥、復た、屯田を開設すること。永元の時の事の如くせしめ、伊吾司馬一人を置く。

初め安帝、藝文に薄く、博士、復た講習せず、朋徒相視て怠散し、學舎積蔽し、〔四〕鞠まりて園蔬と爲り、或は牧兒、〔五〕藝豎、其の下に薪刈す。將

作大匠翟酺、上疏し、脩繕して後學を誘進せんと請ふ。帝、之に従ふ。秋九月、太學を繕起す。凡そ造構する所、二百四十房、千八百五十室あり。

護烏桓校尉耿种、兵を遣はして鮮卑を撃ち、之を破る。〔六〕護羌校尉韓皓、湟中の屯田を轉じて、〔七〕兩河の間に置き、以て羣羌に逼

る。皓、事に坐して徵せらる。張掖の太守馬續を以て、代りて校尉と爲す。兩河の間の羌、屯田の之に近きを以て、必ず圖られんことを恐れ、乃

ち仇を解きて誑盟し、各自自ら傲備す。續、〔八〕上して、田を移して湟中に還す。羌の意乃ち安し。〔九〕帝、皇后を立てんと欲す。而して貴人に、寵する者四人有り、建つる所を知る莫し、議して、〔一〇〕籌

を採りて神を以て選を定めんと欲す。尙書僕射南郡の胡廣、尙書馮翊の郭舉、史敞と與に、上疏し

〔四〕 永元云云。四十七卷和帝永元二年に見ゆ。

〔五〕 積蔽。類敗する也。

〔六〕 鞠。窮まる也。

〔七〕 藝豎。艸を刈る童子。

〔八〕 兩河。賜支河及び逢留大河をいふ。

〔九〕 上。上奏する也。

〔一〇〕 籌云云。四人の姓氏を籌に書し、これを神に禱り、これを抽きて得たるものを入選と爲さんとする也。

て諫めて曰はく、『籍に詔書を見るに、后を立てるは事大なるを以て、謙して自ら専らにせず。之に

籌策を假し、疑を靈神に決せんと欲すと。篇籍の記する所、祖宗の典故に、未だ嘗て有らざるなり。神を恃みて卜筮するときは、既に未だ必ずしも賢に當らず。就ひ其の人に値ふとも、猶ほ徳選に非ず。夫れ、〔一〕岐嶷は

自然に形れ、〔二〕倪天は必ず異表有り。宜しく良家を參へ、有徳を〔三〕簡求し、徳同じくば年を以てし、年鈞しくば貌を以てし、之を典經に稽へ、之

を聖慮に斷ずべし』と。帝、之に従ふ。〔四〕恭懷皇后の弟の子乘氏侯商の女、選ばれて掖庭に入り、貴人と爲り、常に特に引御せらる。〔五〕從容と

して辭して曰はく、『夫れ陽は博く施すを以て徳と爲し、陰は専らにせざるを以て義と爲す。』〔六〕蠡斯は則ち百福の由つて興る所なり。願はくは陛下、

雲雨の均しく澤すを思ひ、小妾、罪を免るるを得んことを』と。帝、是に由りて之を賢とす。

〔一〕 陽嘉元年、春正月乙巳、貴人梁氏を立てて皇后と爲す。京師、旱す。

漢孝順皇帝陽嘉元年

〔一〕 篇籍。書籍なり。

〔二〕 岐嶷。幼くしてすぐれたるもの。

〔三〕 倪天。天の妹にも譬ふべきほどのすぐれたる婦人。詩に云はく、大邦に子有り、天の妹に倪ふと。倪は譬ふるなり。

〔四〕 簡求。えらび、求むるなり。

〔五〕 恭懷皇后。和帝の母梁貴人。

〔六〕 蠡斯。詩經の篇の名。后妃、妬忌せずして、子孫衆多なるをいふ。

〔七〕 陽嘉元年。西紀一三二年なり。

三月、揚州の六郡の妖賊章河等、四十九縣に寇し、長吏を殺傷す。
庚寅、天下に赦す。改元す。

夏四月、梁商、位特進を加へられ、之を頃くして執金吾に拜せらる。

冬、耿曄、烏桓の戎末魔等を遣はし、鮮卑を鈔撃せしめ、大に獲て還る。

鮮卑復た遼東の屬國に寇す。耿曄、移りて遼東の無慮城に屯し、以て之を拒ぐ。

尚書令左雄・上疏して曰はく、「昔、宣帝以爲へらく、「吏數變易すれば、

則ち下、業に安んぜず。其の事に久しければ、則ち民、教化に服す」と。其

の政治有る者は、輒ち璽書を以て勉勵し、秩を増し金を賜ひ、公卿缺くれ

ば則ち次を以て之を用ふ。是を以て、吏、其の職に稱ひ、民、其の業に安

んず。漢の世の良吏、茲に於て盛なりと爲す。今、城百里を典るもの、

轉動すること常無く、各々一切を懷き、長久を慮る莫く、不幸を殺害

するを謂ひて威風と爲し、聚斂整辦するを賢能と爲し、己を治め民を安ん

ずるを以て劣弱と爲し、法を奉じ理に循ふを不治と爲し、兇鉗の戮、匪皆

より生じ、覆戸の禍、喜怒より成り、民を視ること寇讐の如く、之に税すること豺虎の如し。監司、

【二】揚州は九江・丹陽・廬江・會稽・吳・豫章等の六郡を部す。

【三】遼東屬國都尉は昌遼・賓徒・徒河・無慮・險瀆・房の六城を領す。

【四】無慮、縣の名、當に今の奉天の境に在るべし。

【五】良吏とは尹翁歸・韓延壽・朱邑・龔遂・黃霸の屬を謂ふ。事竝に宣帝紀に見ゆ。

【六】城百里を典るもの、地方官をいふ。

【七】一切、苟且にして、一時の間に合はせを爲す也。

【八】項背相望、前後相續をいふ。

【九】與に云云、同じく此の病あるをいふ。

【一〇】政を云云、郡縣の長吏、亭傳を飾りて、以て使客に奪り、監司も亦是れを以て政を觀る。

【一一】朞月、一年なり。

【一二】拘檢、拘束檢制、節制ある也。

【一三】或は云云、罪有るに因りて先づ自ら官を棄てて以て高しと爲す也。

【一四】色斯云云、上の人の顔色善からざるを見て、即ちこれを去り、以て幾を見るの名を求むる也。論語郷黨篇に曰はく、色みて斯に擧がると。

【一五】覆、審かに取調ぶる也。

【一六】特選橫調、常賦の外に民より物を徵發する也。

項背相望、與に疾疢を同じくし、非を見れども擧げず、惡を開けども察せず、(一〇)政を享傳に觀、成を(一一)朞月に責む。善を言ふこと徳に稱はず、功を論ずること實に據らず、虛誕なる者譽を獲、(一二)拘檢する者毀に離る。(一三)或は擧に因りて高きを引き、或は(一四)色斯して名を求む。州宰、(一五)覆せず、競うて共に辟召すれば、踴躍升騰し、等を超え匹を踰ゆ。或は考案捕案せらるれば、亡げて罪を受けず。赦に會ひ賂を行ひ、復た洗滌せらる。朱紫、色を同じくし、清濁、分たれず。故に姦猾をして枉濫にして、去就を輕忽せしむ。拜除、流るるが如く、缺動もすれば百數あり。郷官、部吏は、職賤しく祿薄く、車馬衣服、一に民に出づ。廉なる者は足るを取り、貪なる者は家に充たす。(一六)特選橫調、紛紛として絶えず。送迎の煩費、政を損じ民を傷ふ。和氣未だ洽からず、災眚・消せざるは、各皆此に在り。臣愚以爲へらく、守相長吏の惠和にして顯效有る者は、就きて秩を増す可し。移徙する勿かれ。父母の喪に非ざれば、官を去るを得ざれ。其の・法禁に従はず、王命を(一七)式ひざるは、之を錮すること終身、赦令に會ふと雖も、齒列するを得ざれ。若し劾奏せられ、亡げて法に就かざる者

は、家を邊郡に徙し、以て其の後を懲せ。其の郷部の民に親しむの吏には、皆、儒生の清白にして、政に従ふに任ふる者を用ひ、其の負筭を寛くし、其の秩祿を増せ。吏職、歳に満つるときは、宰府州郡、乃ち辟舉するを得しめよ。此の如くせば、威福の路塞がり、虚偽の端絶え、送迎の役、損し、賦斂の源息み、理に循ふの吏、其の化を成すを得、率土の民、各其の所に寧んせん」と。帝、其の言に感じ、復た故無くして官を去るの禁を申ぬ。又、有司に下して、吏治の眞偽を考し、施行する所を詳にせしむ。而るに宦官、便とせず。終に、行ふ能はず。雄、又、上言す、孔子曰はく、「四十にして惑はず」と。禮に「彊にして仕ふ」と稱す。請ふ、今より、孝廉の年四十に満たざるをば、察舉するを得ざれ。皆先づ公府に詣らしめ、諸生は、家法を試み、文吏は、牋奏を課し、之を端門に副し、其の虚實を練り、以て異能を觀、以て風俗を美にせん。科令を承げざる者有らば、其の罪法を正さん。若し、茂材異行有らば、自ら、年齡に拘らざる可し」と。帝、之に従ふ。胡廣・郭虔・史敞、上書して之を駁して曰はく、「凡そ選舉は才に因り、定制に拘る無し。六奇の策は、經

- 【一〇】 負筭。滯納の人頭税。
- 【一一】 先に已に此の禁あり、今復たこれを申嚴す。
- 【一二】 孔子云。論語爲政篇に見ゆ。
- 【一三】 禮云云。曲禮に見ゆ。彊とは四十歳をいふ。
- 【一四】 家法。家學。
- 【一五】 端門云云。端門は宮の正南門なり。尙書、此に於て天下の章奏を受く。舉者をして先づ公府に詣らしめ課試し、副本を端門に納れ、尙書これを審査す。
- 【一六】 茂材。秀才。光武の諱秀を避けて改めて茂材と爲す。
- 【一七】 六奇の策。陳平六たび奇計を出して高祖を佐く。
- 【一八】 鄭阿。鄭とは子産が鄭に相たるをいふ。阿とは齊の晏子が東阿を風化せしをいふ。
- 【一九】 甘奇。秦の甘羅は、年十

學より出でず、鄭・阿の政は、必ずしも章奏に非ず、甘・奇の顯用せられしは、年、彊仕に垂き、終、賈の聲を揚げしは、亦弱冠に在り。前世以來、貢舉の制、回革する或る莫し。今、一臣の言を以て、舊章を剗戻せば、便利未だ明かならず、衆心厭かざらん。枉れるを矯め常を變するは、政の重んずる所なり。而るに台司に訪はず、卿士に謀らずんば、若し事下るの後、議者、剗異せんに、之に異なるときは則ち朝、其の便を失ひ、之に同じきときは則ち王言已に行はれたり。臣愚以爲へらく、百官に宣下し、其の同異を參し、然る後勝否を覽擇し、詳かに厥の衷を采る可し」と。帝従はず。辛卯、初めて郡國に令し、孝廉を擧ぐるは、年四十以上を限り、諸生の・章句に通じ、文吏の・牋奏を能くするは、乃ち選に應ずるを得、其の・茂才異行有ること顔淵・子奇の若きは、年齒に拘らざらしむ。之を久しうして廣陵の擧ぐる所の孝廉徐淑、年未だ四十ならず、臺郎、之を詰る。(淑)對へて曰はく、「詔書に曰はく、「顔回・子奇の如き有らば、年齒に拘らず」と。是の故に、本郡、臣を以て選に充つ」と。郎、屈する能はず。左雄、之を詰りて曰はく、「顔回は一を聞きて十を知る。孝廉は一を

- 【二〇】 二にして道に便して功あり。秦王、乃ち羅を封じて上卿と爲す。齊の子奇は、年十八にして、齊君、東阿を主らしめ、東阿大に化す。
- 【二一】 終賈。漢の終軍は年十八にして南越に便して、王を闕下に致す。賈誼は年十八にして、文帝、これを超遷す。
- 【二二】 回革。轉回改革することなり。
- 【二三】 剗戻。削り改むる也。
- 【二四】 剗異。剗は駁と通ず。反駁して異議を唱ふる也。
- 【二五】 之に云云。若し雄の言に附同して駁議者と異なるときは、朝政、便ならずと爲し、若し駁議者の議と同じくして、雄の言を以て非と爲すときは、上已に雄の言に従うて、これを行ひし事なるが故に、誠に不都合を生ずる也。
- 【二六】 臺郎。尙書郎。

聞きて幾くを知るか』と。淑、以て對ふる無し。乃ち之を罷め却く。郡守・坐して免せらる。

袁宏・論じて曰はく、夫れ事を謀り制を作り、以て世を経し物を訓ふるは、必ず爲す可からしむるなり。古、四十にして仕ふとは、【一】彈冠の會は必ず將に是の年ならんとすと謂ふに非ざるなり。以爲へらく、仕ふ可きの時は、彊盛に在りと。故に其の大限を擧げ、以て民の衷と爲す。且つ顏淵・子奇は、曠代にして一たび有り。而るに斯を以て格と爲さんと欲するは、豈に偏ならずや。然れども、雄は公直精明にして、能く眞僞を審覈し、志を決して之を行ふ。之を頃くして、胡廣出でて濟陰の太守と爲り、諸郡守十餘人と、皆、【二】認擧に坐して免黜せらる。唯だ汝南の陳蕃・潁川の李膺・下邳の陳球等、三十餘人、郎中に拜せらるるを得たり。是より、牧守畏慄し、敢て輕しく擧ぐるもの莫し。永嘉に迄るまで、察選清平にして、多く其の人を得たり。

【三】 閏月庚子、恭陵の、【四】百丈廡、災あり。

上、北海の郎顛が陰陽の學に精しきを聞く。

二年、春正月、公車に詔して、顛を徵し、問ふに災異を以てせしむ。【五】顛・上章して曰はく、『【六】

公は、上は、【一】台階に應じ、下は、【二】元首に同じく、政、其の道を失へば、則ち寒陰、節に反す。今の、位に在るものは、競うて、【三】高虛に託し、【四】果鍾の奉を納れ、天下の憂亡く、棲遲偃仰し、疾に寝ね自ら逸し、策文を被り、賜錢を得れば、即ち復た起つ。何ぞ疾むの易くして、愈ゆるの速かなるや。此を以て、災眚を消伏し、升平を興致せんとすと、其れ得可けんや。今、牧守を選ぶは、三府に委任す。長吏、良からざる時は、既に州郡を咎む。州郡、失有るときは、豈に責を擧者に歸せざるを得んや。而るに陛下、之を崇ぶこと彌、優に、下より事を慢ること愈甚だし。謂はゆる【五】大綱疏くして小綱數なり。三公は臣の仇に非ず、臣は狂夫の作に非ず。憤を發して食を忘れ。懇懇として已まざる所以は、誠に、朝廷の・興平を致さんと欲するを念へばなり。臣の書、言を擇ばず。死すとも敢て恨みじ。因つて便宜七事を條せん。一に、園陵・火災あり。宜しく百姓の勞を念ひ、繕修の役を罷むべし。二に、立春以後、陰寒、節を失す。宜しく良臣を采納し、以て聖化を助くべし。三に、今年は少陽の歲なれば、春は當に早すべく、夏は必ず水有らん。宜しく前典に遵ひ、節を惟ひ約を惟ふべし。四に、去年八月、熒惑、【六】軒轅に出入す。宜しく簡

- 【一】 台階。星の名、魁の下の六星、兩兩にして相比するをいふ。
- 【二】 元首。尙書皋陶謨に、君は元首と爲し、臣は股肱と作す。三公は、上は天の台階に象り、下は人君と體を同じうするを言ふ。
- 【三】 高虛。高き位。
- 【四】 果鍾の奉。六斛四斗を鍾と曰ふ。奉は俸。高祿をいふ。
- 【五】 棲遲は遊息なり。偃仰は臥す也。詩經小雅北山に曰はく、或は棲遲偃仰すと。
- 【六】 大綱云云。三公に綏にして州郡に切なるをいふ。
- 【七】 熒惑。火星なり。
- 【八】 軒轅。星座の名。

びて宮女を出し、其の姻嫁を恣にせしむべし。五に、去年閏十月、白氣有り、西方の天苑より、參の左足に趨り、玉井に入る。恐らくは立秋以後、將に羌寇の畔戾の患有らんとす。宜しく豫め諸郡に告げ、嚴に備禦を爲すべし。六に、今月十四日乙卯、白虹、日を貫く。宜しく中外の官司をして、竝に立秋を須ちて、然る後事を考せしむべし。七に、漢興りて以來、三百三十九歳、時に於て三朞なり。宜しく大に法令を蠲き、變更する所有るべし。王者は天に隨ふ。譬へば猶ほ春より夏に徂き、(一)青を改めて絳を服するがごときなり。文帝の刑を省きしより、適に(二)三百年にして、輕微の禁、漸く己に殷積す。王者の法は、譬へば猶ほ江河のごとし。當に避け易くして犯し難からしむべきなり」と。二月、顛復た上書して、黃瓊・李固を薦めて以爲はく、「宜しく擢用を加ふべし」と。又言はく、「冬より春に涉りて、訖に嘉澤無く、數(一)西風有り、時節に反逆す。朝廷、心を勞し、廣く禱祈を爲し、山川を薦祭し、(二)龍を暴し、市を移す。臣聞く、皇天は物に感ず。僞の爲めに動かす。災變は人に應ず。要は己を責むるに在りと。若し雨をして請うて降る可く、水をして灑うて止まる可

【九】天苑參玉井。竝に星座の名、參は二十八宿の一。この事は五行よりいへば、西は白に配せらる、羌は西方に據れる外夷なれば、白氣の西方より走り來るは、この西方の寇害を豫言するものなりと爲す也。

【一〇】三朞の法を以てこれを推すを謂ふ。

【一一】青云云。春は青色を服し、夏は絳即ち赤色を服す、各、時の色に隨ふ。

【一二】三百年。文帝十三年に肉刑を除きしより、順帝の陽嘉二年に至るまで、合はせて三百年なり。

【一三】輕微云云。瑣細の禁令の煩雜なるをいふ。

【一四】西風。春は當に東風なるべき也。

【一五】龍を暴す。春旱するるとき

からしめば、則ち歲に(一)隔并無く、太平、待つ可からん。然れども災害息まざるは、患、此に在らざればなり」と。書・奏す。特に郎中に拜せらる。(顛)病と辭して・就かず。

三月、使匈奴中郎將趙綽、從事を遣はし、南匈奴の兵を將ゐて、塞を出で鮮卑を撃たしめ、之を破る。

初め帝の立つや、乳母宋娥、其の謀に與れり。帝、娥を封じて山陽君と爲し、又、執金吾梁商の子冀を封じて襄邑侯と爲す。尙書令左雄、封事を上りて曰はく、「高帝の約に、「劉氏に非ざれば王とせず、功有るに非ざれば侯とせず」と。孝安皇帝、(一)江京・王聖等を封じ、遂に地震の異を致せり。永建二年、(二)陰謀の功を封じ、又、日食の變有り。數術の士、咸に谷を封爵に歸せり。今、青州飢虚し、盜賊未だ息まず。誠に宜しく小恩を追録し大典を虧失すべからず」と。詔して・聽かず。雄復た諫めて曰はく、「臣聞く、「人君は、中正を好みて讒諛を惡まざるもの莫し。然れども歴世の患、中正を以て罪を得。讒諛して倖を蒙らざる莫きは、蓋し忠を聽くは難く、諛に従ふは易ければなり」と。夫れ刑罪は人情の甚た惡む所、

は、甲乙の日を以て蒼龍長八丈なるもの一を爲りて、中央に置き、小龍長四丈なるもの五を爲り、東方に於て皆東に向ひ、其の間相去ること八尺ならしめ、小童八人、皆齋すること三日、青衣を服して舞ひ、雨を祈る也。雨乞の儀式をいふ。

貴寵は人情の甚だ欲する所なり。是を以て、時俗、忠を爲す者は少くして、諛に習ふ者は多し。故人主をして數、其の美を聞き、其の過を知ることを稀に、迷うて悟らず、以て危亡に至らしむ。臣、伏して詔書を見るに、阿母の舊徳宿恩を顧念し、特に顯賞を加へんと欲す。尚書の記事を案するに、乳母の爵邑の制無し。唯だ先帝の時、阿母、王聖、野王君と爲りしのみ、聖、讒賊廢立の禍を造生し、生きて天下の咀嚼する所と爲り、死して海内の歡快する所と爲れり。桀紂は貴くして天子たり。而るに庸僕も與に比を爲すを羞づるは、其の義無きを以てなり。夷・齊は賤しくして匹夫たり。而るに王侯も與に伍を爲すを争ふは、其の徳有るを以てなり。今、阿母、躬づから儉約を蹈み、身を以て下を率ゐ、羣僚、蒸庶、風に向はざるは莫し。而るに王聖と竝に爵號を同じくせば、懼らくは本操に違ひ、其の常願を失はん。臣愚以爲へらく、凡そ人の心、理、相遠からず、其の安んぜざる所は、古今一なり。百姓、深く、王聖の傾覆の禍に、民萌の命・累卵よりも危かりしに懲り、常に時世に復た此の類有らんことを懼れ、怵惕の念、未だ心に離れず、恐懼の言、未だ口に絶えず。乞ふ、前議の如く、歳ごとに千萬を以て、阿母に給奉せんことを。内は以て恩愛の歡を盡すに足り、外は吏民の怪しむ所と爲らざる可し。梁冀の封は、事、機急に非ず。宜しく災厄の運

- 【二】 尚書の記事。漢の記事は皆、尚書これを主る。
- 【三】 王聖云云。前卷安帝延光三年に見ゆ。
- 【四】 夷・齊。伯夷・叔齊。
- 【五】 蒸庶。衆庶。
- 【六】 民萌。萌は根と通ず。
- 【七】 怵惕。悚懼する也。
- 【八】 前議。蓋し雄、先に此の議あり、今、これを行はんとを乞ふなり。

を過ぎて、然る後、可否を平議すべし」と。是に於て、冀の父商、冀の封を讓還す。書十餘たび上る。帝乃ち之に従ふ。夏四月己亥、京師、地震ふ。五月庚子、羣公卿士に詔して、各、厥の咎を直言し、仍て各、敦樸の士一人を擧げしむ。左雄復た上疏して曰はく、「先帝、野王君を封じ、漢陽、地震ふ。今、山陽君を封じて、京城復た震ふ。政を専らにすること陰に在れば、其の災尤も大なり。臣、前後警言す。封爵は至つて重し。王者、人に私するに財を以てす可し。官を以てす可からず。宜しく阿母の封を還し、以て災異を塞ぐべし。今冀は已に高く讓れり。山陽君も亦、宜しく其の本節を崇ぶべし」と。雄の言、切に至る。娥も亦畏思して辭讓す。而れども帝、戀戀として已む能はず、卒に之を封す。是の時、大司農劉據、職事を以て譴せられ、召して尚書に詣らしむるに、傳呼して、歩を促し、又、加ふるに捶撲を以てす。雄、上言す、「九卿は、位、三事に亞ぎ、班、大臣に在り、行くには佩玉の節有り、動くには則ち、庠序の儀有り。孝明皇帝、始めて撲罰有り、皆、古典に非ず」と。帝、之を納る。是の後、九卿、復た捶撲せらるる者無し。戊午、司空王龔、免せらる。六月辛未、太常魯國の孔扶を以て司空と爲す。丁丑、雒陽の、宣德亭、地拆く。長さ八十五丈。帝、公卿の擧ぐる所の敦樸の士を引き、之をし

- 【一】 野王君云云。安帝延光二年、王聖を封す。是の歳、京師及び郡國三、地震ふ。漢陽は蓋し其一なり。
- 【二】 歩を促す。催促して速かに行かしむる也。
- 【三】 三事。三公をいふ。
- 【四】 庠序の儀。濟濟踰踰たるをいふ。庠序は學校なり。
- 【五】 宣德亭。蓋し平城門外に在り、近郊の地なり。

て對策せしめ、及び特に問ふに當世の敵と政を爲すの宜しき所とを以てす。李固對へて曰はく、「前
 に孝安皇帝、舊典を變亂し、阿母を封爵し、因つて妖孽を造し、嫡嗣を改亂し、聖躬をして狼狽し、
 親しく其の艱に遇はしむるに至れり。(一)既に困殆より拔きんで、龍興して位に即き、天下 嗚嗚と
 して、風政に屬望す。積敝の後は、中興を致し易し。誠に當に 沛然と
 して善道を思惟すべし。而るに論者尙ほ云ふ、「方今の事、復た前に同じ」
 と。臣伏して艸澤に在り、心を痛ましめ臆を傷ましむ。實に以ふに漢興り
 て以來、三百餘年、賢聖相繼ぎ、十有八主、豈に阿乳の恩無からんや、
 豈に貴爵の寵を忘れんや。然れども上は天威を畏れ、俯して經典を案じ、
 義の不可なるを知る。故に封せざるなり。今、宋阿母は、大功勤謹の徳有
 りと雖も、但だ賞賜を加ふれば、以て其の勞苦に酬ゆるに足る。土を裂
 き國を開くに至りては、實に舊典に乖く。聞く、阿母は、體性謙虛なりと。
 必す・遜讓する有らん。陛下、宜しく其の國を辭するの高きを許し、萬安の
 福を成さしむべし。夫れ妃后の家、完全なること少き所以は、豈に天性當に然るべきならんや。但だ、
 爵位尊顯にして、顯ら權柄を總べ、天道は盈つるを惡み、自ら損するを知らざるを以て、故に顛仆を致
 す。先帝、(二)閻氏を寵遇し、位號太だ疾かなり。故に其の禍を受くること、曾ち踵を施さず。老子曰

【一】 嗚嗚。衆口、上に向ふ貌。
 【二】 沛然。寛厚なるをいふ。
 【三】 十有八主。高祖、惠帝、文帝、景帝、武帝、昭帝、宣帝、元帝、成帝、哀帝、平帝、光武、明帝、章帝、和帝、廢帝、安帝、順帝。
 【四】 閻氏云云。安帝、建光元年、諸鄧、罪を得、閻氏始めて盛なり。延光四年、閻氏誅せらる。其の間、五年に過ぎず。

はく、「其の進むこと銳き者は、其の退くこと速かなりし」と。今、梁氏は、
 戚、椒房たり、(三)禮の・臣とせざる所、尊ぶに高爵を以てするは、尙ほ然
 る可きなり。而れども子弟羣從、榮顯兼ね加はる。永平・建初の故事は、
 殆ど・此の如くならず。宜しく歩兵校尉冀及び諸の侍中をして、還りて黃門
 の官に居らしむべし。權をして外戚を去り、政をして國家に歸せしめば、
 豈に 休からずや。又、詔書に、侍中・尙書、中臣の子弟を禁じて、吏と
 爲り孝廉を察するを得ざらしむる所以は、其の・威權を乗り請託を容るるを
 以ての故なり。而るに中常侍、(四)日月の側に在り、聲執、天下に振ひ、子
 弟の祿任すること、曾ち限極無し。外は謙默に託し、州郡に干めずと雖も、
 而も 諂僞の徒、風を望みて進擧す。今、爲めに常禁を設け、之を中臣に
 同じくす可し。昔、(五)館陶公主、子の爲めに郎を求む。明帝、許さず。錢
 千萬を賜ふ。厚賜を輕んじ薄位を重んずる所以は、人を官にして才を失ふ
 ときは、害・百姓に及ぶが爲めなり。竊に聞く、(六)長水司馬武宣、開陽
 城門候羊廸等、他の功德無くして、(七)初めて拜して便ち眞なりと。此れ小
 失なりと雖も、而も漸く舊章を壞る。先聖の法度は、宜しく堅く守るべき所

【一】 禮云云。禮に、妻の父母を臣とせず。
 【二】 休。美なり。
 【三】 中臣。中朝の臣。
 【四】 日月。天子をいふ。
 【五】 諂僞の徒云云。州郡、官に阿私して、其の子弟を進擧するを謂ふ。
 【六】 館陶公主云云。四十五卷永平十八年に見ゆ。
 【七】 北軍の五營校尉に各、司馬あり、秩千石。
 【八】 雒陽城の十二門に門毎に候一人あり、秩六百石。開陽門は雒陽城の南出東頭の門なり。
 【九】 初めて云云。漢の制には、初めて官に拜するときは、守と稱し、一歳にして然る後、眞と爲るなり。守は事務取扱といふが如し。

なり。故に政教一たび跌けば、百年まで復せず。詩に云はく、【四六】上帝板板たり。下民卒く瘵む」と。
 周王が祖の法度を變じ、故に下民をして將に盡き病ましめんとするを刺るなり。今、陛下の尚書有るは、猶ほ天の北斗有るがごときなり。斗は天の喉舌たり、尚書も亦陛下の喉舌たり。【四七】斗は元氣を樹酌し、四時を運らす。尚書は王命を出納し、政を四海に【四八】賦き、權尊【四九】執重く、責の歸する所なり。若し平心ならずんば、災眚必ず至らん。
 誠に宜しく審かに其の人を擇び、以て聖政を【五〇】毗くべし。今、陛下と天下を共にする者は、外は則ち公卿・尚書、内は則ち常侍・黃門なり。譬へば猶ほ一門の内・一家の事のごとし。安ければ則ち其の福慶を共にし、危ければ則ち其の禍敗を通ず。刺史二千石は、外は職事を統べ、内は法則を受く。夫れ【五一】表曲れる者は景必ず邪なり。源清き者は流必ず潔し。猶ほ樹の本を叩けば百枝皆動くがごときなり。此に由りて之を言へば、本朝の號令、豈に蹉跌す可けんや。【五二】天下の紀綱、當今の急務なり。夫れ人君の政有るは、猶ほ水の隄防有るがごとし。隄防完全なれば、雨水霖潦に遭ふと雖も、變を爲す能はず。政教一たび立てば、颯く凶年に遭ふも、憂と爲すに足らず。誠に隄防をして穿漏せしむれば、萬夫、力を同じうするも、復た救ふ能はず。政教一たび壞るれば、賢智馳驚するも、復た還す能はず。

- 【四六】 上帝云云。詩經大雅板の篇に見ゆ。板板は常道に反する也。卒は盡く也。瘵は病むなり。
- 【四七】 天文志に曰く、斗は帝の車と爲し、中央に運り、四方を臨制す。陰陽を分ち、四時を建て、五行を均しし、節度を移し、諸紀を定むることは、皆、斗に繫ると。
- 【四八】 賦。布く也。
- 【四九】 毗。輔くる也。
- 【五〇】 表。標柱なり。

今、隄防、堅しと雖も、漸く孔穴有り。之を一人の身に譬ふるに、本朝は心腹なり、州郡は四支なり。心腹痛めば則ち四支擧がらず。故に臣が憂ふる所は、腹心の疾に在り、四支の患に非ざるなり。苟くも隄防を堅くし、政教を務め、先づ心腹を安んじ、本朝を整理せば、寇賊水旱の變有りと雖も、意に介するに足らざるなり。誠に隄防をして壞漏し、心腹をして疾有らしめば、水旱の災無しと雖も、天下、固に以て憂ふ可し。又、宜しく宦官を罷退し、其の權重を去り、裁に常侍二人・方直にして徳有る者を置き、左右に省事せしめ、小黃門五人・才智閒雅なる者をして、殿中に給事せしむべし。是の如くせば則ち論者厭塞せられ、升平致す可からん」と。扶風功曹馬融對へて曰はく、『今、科條品制、四時の禁令、天を承け民に順ふ所以の者、備はれり、悉せり、加ふ可からず。然るに天に猶ほ不平の【五一】効有り、民に猶ほ咨嗟の怨有るは、百姓、屢、恩澤の聲を聞けども、未だ恵和の實を見ざればなり。古の民を足らす者は、能く家ごとに瞻して人ごとに之を足らすに非ず、其の財用を量り、之が制度を爲すなり。故に嫁娶の禮・儉なれば、則ち婚する者時を以てし、喪祭の禮・約なれば、則ち終る者掩藏せられ、其の時を奪はざれば、則ち農夫、利あり。夫れ妻子以て其の心を累はし、産業以て其の志を重くし、此を捨てて非を爲す者は、有ること必ず多からず」と。太史令南陽の張衡對へて曰はく、『初めて孝廉を擧げしより、今に迄るまで二百歳なり。皆、孝行を先にし、行、餘力

- 【五一】 効。效驗。證據。
- 【五二】 終る者。死者。
- 【五三】 初めて云云。武帝元光元年、初めて孝廉を擧ぐ。是に至るまで、凡そ二百七年。

有りて、始めて文法を學ぶ。辛卯の詔書には、章句奏案を能くするを以て限と爲し、至孝有りと雖も、猶ほ科に應ぜず。此れ、本を棄てて末を取るなり。曾子は孝に長ずれども、然れども實は魯鈍にして、文學は遊夏に若かず、政事は冉季に若かず。今、一人をして之を兼ねしめんと欲す。苟くも外に觀る可き有れば、内に必ず闕くる有り。則ち孝廉を選擧するの志に違ふ。且つ郡國の守相は、符を割きて境を寧んじ、國の大臣と爲す。一旦免黜せられしもの、十有餘人。吏民、送迎の役に罷れ、新故交際し、公私放濫なり。或は政に臨みて百姓の便とする所と爲れるに、而も小過を以て之を免せらる。是れ、民の父母を奪ひて、嗟號せしむと爲すなり。易に「遠からずして復る」といひ、論に「改むるを憚らす」といふ。朋友の交接すら、且つ過を宿せず。況んや帝王、天を承け物を理め、天下を以て公と爲す者に於てをや。中間以來、妖星、上に見はれ、震裂、下に著る。天誠詳かなり。寒心を爲す可し。明者は禍を未だ萌さざるに銷す。今、既に見はる、政を修めて恐懼せば、則ち禍轉じて福と爲らん」と。上、衆對を覽、李固を以て第一と爲し、即時に、阿母を出して舍に還らしむ。諸常侍悉く叩頭して畢を謝す。朝廷・肅然たり。固を以て議

【五四】辛卯の詔書。前年即ち陽嘉元年冬十一月辛卯の詔書。

【五五】遊夏。子游、子夏。

【五六】冉季。冉有、子路。

【五七】十有餘人。濟陰の太守胡廣等をいふ。

【五八】新故交際。新舊更代する也。

【五九】易云。復の卦初九に曰はく、遠からずして復る。悔に祇（イタ）る無しと。

【六〇】論云。論語學而篇に曰はく、過てば則ち改むるを憚る勿かれと。

【六一】中間。近年なり。

【六二】震裂。地震、地裂。

郎と爲す。而して阿母・宦者、皆之を疾み、詐りて飛章を爲り、以て其の畢に陥れんとす。事、中より下る。大司農南郡の黃尚等、之を梁商に請ひ、僕射黃瓊、復た其の事を救明す。久しくして乃ち釋さるるを得、出でて洛の令と爲る。固、官を棄てて漢中に歸る。融は博く經籍に通じ、文辭對奏を美しく、亦、議郎に拜せらる。衡は善く文を屬し、六藝に通貫す。才世に高しと雖も、而も驕尙の情無し。機巧を善くし、尤も思を天文・陰陽・歷算に致し、渾天儀を作り、靈憲を著す。性恬澹にして、當世を慕はず。居る所の官は、輒ち積年、徒らず。太尉龐參、三公の中に在りて、最も忠直に名あり、數、左右の毀る所と爲る。會、擧用する所のもの帝の旨に忤ふ。司隸、風を承けて之を案ず。時に當に茂才孝廉を會すべし。參、奏せられたるを以て、疾と稱して會せず。廣漢の上計掾段恭、會に因りて上疏して曰はく、「伏して見るに、道路の行人、農夫織婦、皆曰はく、「太尉參、忠を竭し節を盡し、徒だ、直道にして心を曲ぐる能はざるを以て、羣邪の間に孤立し、自ら中傷の地に處る」と。夫れ讒佞を以て忠正を傷毀するは、此れ天地の大禁、人主の至誠なり。昔、白起、死を賜はるや、諸侯酒を酌みて相賀し、季子、來

【六三】洛は當に雒に作るべし。雒縣は廣漢郡に屬す。故城は今の四川省西川道廣漢縣の北に在り。

【六四】驕尙。人に驕り、人なしのぐ。

【六五】渾天儀。日月星辰の運行をばかるに用ふる器械。

【六六】上計掾。漢の郡國より歲ごとに擧ぐる所の茂才孝廉は、上計の吏と與に京師に至る。計を受くるの日、公卿皆延に會す。茂才孝廉もこれに預る。

【六七】白起死すること、五卷周の赧王五十年に見ゆ。

【六八】季子云。魯の公子季友なり。閔公の時、國家多難な

り歸るや、魯の人、其の難を紓ぶるを喜ぶ。夫れ國は賢を以て治まり、君は忠を以て安し。今、天下、咸、陛下に此の忠賢有るを欣ぶ。願はくは卒に寵任し、以て社稷を安んせんことを」と。書・奏す。詔して、即ち小黃門を遣はして參の疾を視、太醫をして羊酒を致さしむ。後、參の夫人、前の妻子を疾み、井に投じて之を殺す。雒陽の令祝良、參の罪を奏す。秋七月己未、參、竟に災異を以て免せらる。

八月己巳、大鴻臚施延を以て太尉と爲す。

鮮卑、馬城に寇す。代郡の太守、之を撃ち、克たす。之を頃くして、其至韃・死す。鮮卑、是に由りて、鈔盜すること差稀なり。

五五六
り。季子の忠賢なるを以て、故に齊侯に請うてこれを國に復らしむ。
【充】紓は緩なり。魯人、國難を緩くすることを得べしと喜びたるなり。

卷の第五十二

漢紀四十四

孝順皇帝下

陽嘉三年、夏四月、車師後部司馬、後王加特奴を率ゐて、北匈奴を閼吾陸谷に掩撃し、大に之を破り、單于の母を獲たり。

五月戊戌、詔して、春夏連に旱するを以て、天下に赦し、上親しく自ら德陽殿の東廂に露坐して雨を請ふ。尙書周舉が才學優深なるを以て、特に策問を加ふ。舉對へて曰はく、「臣聞く、「陰陽閉隔すれば、則ち二氣否塞す」と。陛下、文帝・光武の法を廢して、亡秦の奢侈の欲に循ひ、内には怨女を積み、外には曠夫有り。枯旱より以來、年歳を彌歴すれども、未だ陛下の過を改むるの効を聞かず。徒に至尊を勞し、風塵に暴露す、誠に益無きなり。陛下、但だ其の華を務めて、其の實を尋ねず。猶ほ木に縁りて魚を希ひ、却行して前むを求むるがごとし。

【一】陽嘉三年。西紀一三四年なり。
【二】德陽殿。北宮の掖庭中に在り。
【三】彌歴。經過する也。
【四】露坐するも益無きないふなり。

誠に宜しく信を推して、政を革め、道を崇びて惑を變じ、後宮の御せざるの女を出し、太官の重膳の費を除くべし。易傳に曰はく、陽、天を感ずること、日を旋らさず」と。惟だ陛下、神を留めて裁察せよ」と。帝、復た擧を召し、面のあたり得失を問ふ。擧對ふるに、宜しく官人を慎み、貪汙を去り、佞邪を遠ざくべきを以てす。帝曰はく、「官の貪汙佞邪なる者は、誰と爲すか」と。對へて曰はく、「臣、下州より、超えて機密に備はる。以て羣臣を別つに足らず。然れども公卿・大臣、數、直言する有る者は、忠貞なり。阿諛して苟くも容れられんとする者は、佞邪なり」と。太史令張衡も亦上疏して言はく、「前年、京師、地震ひ土裂く。裂くるは威分れ、震ふは民擾るるなり。竊に懼る、聖思厭倦し、制、己に専らにせず、恩、割くに忍びず、衆と威を共にせんことを。威は分つ可からず、徳は共にす可からず。願はくは陛下、古を稽へ舊に率ふ所以を思惟し、刑徳の八柄をして天子に由らざらしむる勿かれ。然る後、神望九塞し、災消して、至らざらん」

【五】 易傳。易稽覽圖中孚傳の語。
【六】 陽云云。陽とは、天子なり。天子、善を爲すこと一日なれば、天立ちどころに應ずるに善を以てす、惡を爲すこと一日なれば、天立ちどころに應ずるに惡を以てす。日を旋らさずとは、時の早きをいふ。
【七】 下州云云。擧は冀州の刺史なり、徵して尙書に拜せらる。
【八】 八柄。周禮に、王は八柄を以て羣臣を取す。一に曰はく、爵、以て其の貴を取す。二に曰はく、祿、以て其の富を取す。三に曰はく、予、以て其の幸を取す。四に曰はく、置、以て其の行を取す。五に曰はく、生、以て其の福を取す。六に曰はく、奪、以て其の貧を取す。七に曰はく、廢、以て其の罪を取す。八に曰はく、誅、以て其の過を取す。

と。衡、又、中興の後、儒者争うて、圖緯を學ぶを以て、上疏して言はく、「春秋元命包に、公輸班と墨翟と有り、事は戰國に見ゆ。(春秋ノ時ニ)又言はく、「別に益州有り」と。益州の置かれたるは、漢の世に在り。又、劉向父子、祕書を領校し、九流を閔定せるに、亦、讖録無し。則ち知る、圖讖は、哀平の際に成れることを。皆、虚偽の徒、以て世を要し資を取り、欺罔較然たれども、之を糾禁すること莫し。且つ、律歷、卦候、九宮、風角は、數、微効有れども、世、肯て學ぶもの莫く、而して競うて、不占の書を稱す。譬へば猶ほ畫工の、犬馬を圖くを惡みて、鬼魅を作るを好むがごとし。誠に、實事は形はし難くして、虚偽は窮まらざるを以てなり。宜しく圖讖を收藏し、一に之を禁絶すべし。則ち朱紫、眩する所無く、典籍、瑕玷無からん」と。

秋七月、鍾羌、良封等、復た隴西・漢陽に寇す。詔して、前の校尉馬賢を拜して、謁者と爲し、諸種

漢孝順皇帝陽嘉三年

五五九

- 【九】 圖緯。圖緯七緯。七緯とは易緯、書緯、詩緯、禮緯、樂緯、孝經緯、春秋緯なり。讖緯學をいふ。
- 【一〇】 春秋元命包。春秋緯の一なり。
- 【一一】 公輸班云云。衡の言に曰はく、班と墨翟と、並に子思の時に當る、仲尼の後に出現たりと。
- 【一二】 益州云云。武帝の時、始めて益州を置く。
- 【一三】 劉向父子云云。成帝・哀帝のとき、劉向及び子歆、祕書と爲り、經傳諸子等を校定し
- 【一四】 律歷。律歷の學。
- 【一五】 卦候。京房、六十四卦を分ちて、日に直てて事を用ひ、風雨寒温を以て候と爲す。
- 【一六】 九宮。陰陽家が河圖により作りたる説。今の謂はゆる九星の術は此の九宮の末流なり。
- 【一七】 風角。四方四隅の風を候して以て吉凶を占ふ也。
- 【一八】 不占の書。讖家をいふ。

を鎮撫せしむ。冬十月、護羌校尉馬續、兵を遣はして良封を撃ち、之を破る。

十一月壬寅、司徒劉崎・司空孔扶・免せらる。周舉の言を用ふるなり。乙巳、大司農黃尚を以て司徒と爲し、光祿勳河東の王卓を司空と爲す。

耿貴人、數、耿氏の爲めに請ふ。帝、乃ち耿寶の子箕を紹封して牟平侯と爲す。

四年、春、北匈奴の呼衍王、車師後部を侵す。帝、敦煌の太守をして兵を發して之を救はしむ。利あらず。

二月丙子、初めて中官に聽して、養子を以て爵を襲ぐを得しむ。初め

帝の位に復せるは、宦官の力なり。是に由りて、(宦)寵有り、政事に參與す。御史張綱・上書して曰はく、『竊に文明二帝を尋ぬるに、徳化尤も

盛にして、中官・常侍は、兩人に過ぎず、近侍の賞賜は、裁に數金に滿つるのみ、費を惜み民を重んず、故に家給人足る。而るに頃者以來、無功の小人、皆、官爵有り。民を愛し器を重んじ・天を承け道に順ふ者に非ざるなり』と。書・奏す。省せられず。綱は皓の子なり。

早す。

調者馬賢、鍾光を撃ち、大に之を破る。

夏四月甲子、太尉施延・免せらる。

戊寅、執金吾梁商を以て大將軍と爲す。故の太尉龐參を太尉と爲す。商、病と稱して起たざるこ

と、且に一年ならんとす。帝、太常桓焉をして、策を奉じて第に就き、即きて拜せしむ。商乃ち闕に詣りて命を受く。商、少きとき經傳に通じ、謙恭にして士を好む。漢陽の

巨覽・上黨の陳龜を辟して掾屬と爲し、李固を從事中郎と爲し、楊倫を長史と爲す。李固、商が柔和にして自ら守り・整裁する所有る能はざるを

以て、乃ち商に奏記して曰はく、『數年以來、災怪屢見はる。孔子曰はく、『智者は變を見て形を思ひ、愚者は怪を觀て名を諱む』と。天道

は親無し。祇畏を爲す可し。誠に王綱をして一たび整ひ、道行はれ忠立たしめば、明公、伯成の高きを踵ぎ、不朽の譽を全くせよ。豈に此の外戚

の凡輩の、榮を耽り位を好む者と、日を同じうして論せんや』と。商、用ふる能はず。

秋、閏八月丁亥朔、日、之を食する有り。

冬十月、烏桓、雲中に寇す。度遼將軍耿舉、追撃して利あらず。十一月、烏桓、羣を蘭池城に圍む。兵數千人を發して之を救ふ。烏桓乃ち退く。

【二九】耿寶が貶せられて死すること、前卷安帝延光四年に見ゆ。

【一】帝云云。前卷延光四年に見ゆ。

【二】張皓は五十卷安帝延光三年に見ゆ。

【三】巨は姓、覽は名。

【四】形。後漢書李固傳には刑に作る。是なるに似たり。

【五】天道云云。祇は敬するなり。天は親疎無く、惟だ善に是れ與す。敬して畏る可き也。

【六】伯成云云。伯成子高は、唐虞の時、諸侯と爲る。禹に至りて去りて野に耕す。

【七】蘭池城。陝西省榆林道府谷縣の東北に在り。

十二月甲寅、京師、地震ふ。

○永和元年、春正月己巳、改元す。天下に赦す。

冬十月丁亥、承福殿、火あり。

十一月丙子、太尉胤參罷む。

十二月、象林の蠻夷、反す。

乙巳、前の司空王龔を以て太尉と爲す。龔、宦官が權を専らにするを疾み、上書して其の狀を極言す。諸黃門、客をして誣ひて龔の罪を奏せしむ。上、龔に命じて亟かに自ら實せしむ。李固、梁商に奏記して曰はく、「王公、堅貞の操を以て、横しまに讒佞の構ふる所と爲る。衆人聞知し、歎慄せざるもの莫し。夫れ三公は尊重にして、理に詣りて冤を訴ふるの義無し。纖微も感槩すれば、輒ち引きて分決す。是を以て、舊典に、大罪有らず。重問に至らず。王公、卒に他の變あらば、則ち朝廷は賢を害するの名を獲、羣臣は救護の節無からん。語に曰はく、「善人、患に在れば、饑うれども餐に及ばず」と。斯れ其の時なり」と。商即ち之を帝に言ふ。事乃ち釋くるを得たり。

【一】永和元年。西紀一三六年なり。

【二】象林。縣の名、日南郡に屬す。今のフランス領安南の内。

【三】實。廷尉に詣りて事實を辨明する也。

【四】理に詣る。廷尉の府に詣るをいふ。

【五】重問。大臣の獄は重きが故に、重問と曰ふ。

【六】饑云云。當に速かにこれを救ふべきをいふ。

是の歲、執金吾梁冀を以て河南の尹と爲す。冀、性酒を嗜み、逸遊して自ら恣にし、職に居りて縱暴非法多し。父商の親しむ所の客雒陽の令呂放、以て商に告ぐ。商、以て冀を讓む。冀、人を遣はして道に於て放を刺殺せしめ、而して商が之を知らんことを恐れ、乃ち疑を放の怨仇に推し、請うて放の弟禹を以て雒陽の令と爲し、之を捕へしめ、盡く其の宗親・賓客・百餘人を滅ぼす。

【一】充。縣の名、武陵郡に屬す。湖南省武陵道臨澧縣の西に在り。

【二】夷道。南郡に屬す。故城は今の湖北省荆南道宜都縣の西北に在り。

【三】廣漢屬國都尉。安帝、蜀郡北部都尉を改めて廣漢屬國都尉と爲す。故城は四川省嘉陵道遂寧縣の東北に在り。

武陵の太守、上書す、「蠻夷（相）率ゐて服するを以て、漢人に比して其の租賦を増す可し」と。議者、皆、以て可と爲す。尙書令虞詡曰はく、「古より、聖王は、異俗を臣とせず。先帝の舊典、貢賦の多少、由つて來る所久し。今、猥に之を増せば、必ず怨叛する有らん。其の得る所を計るに、費す所を償はざらん。必ず後悔有らん」と。帝、從はず。豊中・樓中の蠻、各貢布の舊約に非ざるを争ひ、遂に郷吏を殺し、種を擧げて反す。

二年、春、武陵の蠻二萬人、○充城を圍み、八千人、○夷道に寇す。

二月、○廣漢屬國都尉、擊ちて白馬羌を破る。

帝、武陵の太守李進を遣はして叛蠻を撃たしめ、破りて之を平ぐ。進乃ち良吏を簡選して、蠻夷を撫循せしむ。郡境遂に安し。

三月、司空王卓・薨す。丁丑、光祿勳郭虔を以て司空と爲す。

夏四月丙申、京師、地震ふ。

五月癸丑、山陽君宋娥、姦を構へ誣罔するに坐し、印綬を收めて、里舎に歸らしむ。黃龍・楊佗・孟叔・李建・張賢・史汎・王道・李元・李剛等の九侯、宋娥と更に相賂遺して高官増邑を求めしに坐し、竝に遣りて國に就かしめ、租四分の一を減す。

象林の蠻區憐等、縣寺を攻め、長吏を殺す。交趾の刺史樊演、交趾・九眞の兵萬餘人を發し、之を救ふ。兵士、遠役を憚る。秋七月、二郡の兵反し、其の府を攻む。府、反者を撃ち破ると雖も、蠻執轉た盛なり。

冬十月甲申、上、長安に行幸す。扶風の田弱、同郡の法眞を薦む、「博く内外の學に通じ、隱居して仕へず。宜しく就きて、衰職を加ふべし」と。帝、心を虚しくして、之を致さんと欲し、前後四たび徵すれども、終に・屈せず。友人郭正、之を稱して曰はく、「法眞は、名は聞くを得可し、身は得て見難し。名を逃れて名我に隨ひ、名を避けて名我を追ふ。百世の師と謂ふ可き者なり」と。眞は、雄の子なり。

丁卯、京師、地震ふ。
太尉王襲、中常侍張防等が専ら國權を弄するを以て、奏して之を誅せんと欲す。宗親、楊震の行

- 【四】縣寺。寺は官廳をいふ。
- 【五】内外の學。後漢の諸儒、七緯を以て内學と爲し、六經を外學と爲す。
- 【六】衰職。三公をいふ。
- 【七】法眞は四十九卷安帝永初四年に見ゆ。
- 【八】楊震の事は、五十卷安帝延光三年に見ゆ。

事を以て之を誅する者有り。襲乃ち止む。

十二月乙亥、上、長安より還る。

三年、春二月乙亥、京師及び金城・隴西、地震ふ。二郡、山崩る。

夏閏四月己酉、京師、地震ふ。

五月、吳郡の丞羊珍、反して郡府を攻む。太守王衡、破りて之を斬る。

侍御史賈昌、州郡と力を并せて區憐を討ち、尅たず、攻圍せらる。歲餘、兵穀繼がず。帝、公卿百官及び四府の掾屬を召し、問ふに方略を以てす。皆、「大將を遣はし、荆・揚・兗・豫の四萬人を發し、之に赴かしめんと」議す。李固・駁して曰はく、「若し荆・揚、事無くば、之を發して可なり。今、二州の盜賊、盤結して散せず、武陵・南郡は、蠻夷未だ輯んせず、長沙・桂陽は、數徴發を被る。如し復た擾動せば、必ず更に患を生せん。其の不可の一なり。又、兗・豫の人、卒に徴發せられ、遠く萬里に赴き、還期有る無く、詔書督促せば、必ず叛亡を致さん。其の不可の二なり。南州は、水土溫暑にして、加ふるに瘴氣有り。死亡を致す者、十に必ず四五ならん。其の不可の三なり。遠く萬里を涉り、士卒疲勞し、嶺南に至る比には、復た鬪ふに堪へざらん、其の不可の四なり。軍行

- 【一】四府。大將軍・太尉・司徒・司空的府。大將軍府の掾屬は二十九人、太尉府は二十四人、司徒府は三十一人、司空府は二十九人。
- 【二】二州。荆・揚をいふ。

は、三十里を程と爲す。而して日南を去ること九千餘里、三百日にして乃ち到らん。計るに人ごとに五升を稟せば、米六十萬斛を用ひん。將吏・驢馬の食を計らず、但だ負甲自ら致すに、費便ち此の若し。其の不可の五なり。設し軍の在る所、死亡必ず衆く、既に敵を禦ぐに足らずんば、當に復た更に發すべし。此を心腹を刻割して以て四支を補ふと爲す。其の不可の六なり。九真・日南は、相去ること千里、其の吏民を發するすら、猶尙堪へず。何ぞ況んや乃ち四州の卒を苦しめ、以て萬里の艱に赴かんや。其の不可の七なり。前に中郎將尹就、益州の叛羌を討ちしとき、益州の諺に曰はく、「虜來るは尙ほ可なり、尹來らば我を殺さん」と。後、就・徵せられて還るや、兵を以て刺史張喬に付す。喬、其の將吏に因り、旬月の間に、寇虜を破殄せり。此れ將を發して益無きの効、州郡の任ふ可きの驗なり。宜しく更に勇略仁惠有りて將帥に任ふる者を選び、以て刺史・太守と爲し、悉く共に交趾に住せしむべし。今、日南は、兵、單にして穀無く、守ること既に足らず、戰ふこと又能はず。一切、其の吏民を徙し、北して交趾に依らしめ、事靜まるの後、乃ち命じて本に歸らしむ可し。還た蠻夷を募りて、自ら相攻めしめ、金帛を轉輸して、以て其の資と爲し、能く反間して頭首を致す者有らば、許すに候に封じ土を裂くの賞を以てせよ。故の并州の刺史長沙の祝良は、

- 【三】 稟。給する也。
- 【四】 負甲。兵卒をいふ。
- 【五】 中郎將云云。四十九卷安帝元初二年より五十卷五年に至るまでに見ゆ。
- 【六】 兵云云。孤軍、叛蠻の中に處り、又、糧に乏しきを言ふ也。
- 【七】 頭首。諸蠻の渠帥をいふなり。

性、勇決多く、又、南陽の張喬は、前に益州に在り、虜を破るの功有り。皆、任用す可し。昔、太宗は、就きて魏尙に加へて雲中の守と爲し、哀帝は、即きて龔舍を拜して泰山の守と爲せり。宜しく即きて良等を拜し、便道より官に之かしましむべし」と。四府悉く固の議に従ふ。即きて祝良を拜して九真の太守と爲し、張喬を交趾の刺史と爲す。喬至り、開示慰誘す。竝に皆降り散す。良、九真に到り、單車、賊中に入り、方略を設け、招くに威信を以てす。降る者數萬人。皆、良の爲めに府寺を築起す。是に由りて、嶺外復た平ぐ。

秋八月己未、司徒黃尙・免せらる。九月己酉、光祿勳長沙の劉壽を以て司徒と爲す。

丙戌、大將軍・三公をして、剛毅武猛にして謀謀あり・將帥に任ふる者各二人、特進・卿・校尉をして各一人を擧げしむ。初め尙書令左雄、冀州の刺史周舉を薦めて尙書と爲す。既にして雄、司隸校尉と爲り、「故の冀州の刺史馮直、將帥に任ふ」と擧ぐ。直嘗て臧に坐して罪を受く。擧、此を以て雄を劾奏す。雄曰はく、「詔書、我をして武猛を選ばしむ。我をして清高を選ばしめず」と。擧曰はく、「詔書、君をして武猛を選ばし

- 【八】 太宗。文帝。魏尙の事は十四卷文帝十四年に見ゆ。
- 【九】 龔舍は楚の人、初め徵せられて諫大夫と爲り、病みて免す。復た徵せられて博士と爲り、又病みて去る。これを頃くして哀帝、使を遣はし、楚に即き、舍を拜して泰山の太守と爲す。
- 【一〇】 府寺。官署をいふ。
- 【一一】 臧。賊と通す。
- 【一二】 擧ぐる所の人其の人に非ざるを劾するなり。
- 【一三】 秦と晉と河曲に戦ふ。趙宣子、中軍に將たり、韓厥、司馬たり。宣子、其の乗車を以て行を干さしむ。韓厥、其の僕を戮す。衆曰く、韓厥は必ず没せざらん。其の主、朝に之

む。君をして貪汚を選ばしめざるなり」と。雄曰はく、「君を進めしは、適に自ら伐る所以なり」と。舉曰はく、「昔、趙宣子、韓厥を任じて司馬と爲す。厥、軍法を以て宣子の僕を戮す。宣子、諸大夫に謂つて曰はく、「我を賀す可し。吾、厥を選ぶや、其の事に任ふ」と。今、君、舉の不才を以てせず、誤つて諸を朝に升せり。敢て君に阿りて以て君の差を爲さず。君の意の宣子と殊なるを寤らざりしなり」と。雄悦びて謝して曰はく、「吾、嘗て馮直の父に事へ、又、直と善し。今、宣光、此を以て吾を奏す。是れ吾の過なり」と。天下、益、此を以て之を賢とす。是の時、宦官、競うて恩勢を賣る。唯だ大長秋良賀、清儉にして退厚なり。詔して武猛を擧げしむるに及び、賀獨り薦むる所無し。帝、其の故を問ふ。對へて曰はく、「臣、草茅より生れ、宮掖に長せり。既に人を知るの明無く、又、未だ嘗て士類に交加せず。昔、衛鞅、景監に因りて以て見ゆ。有識、其の終へざるを知れり。今、臣の擧を得る者は、榮に匪ず、伊れ辱なり。是を以て敢てせず」と。帝、是に由りて之を賞す。冬十月、燒當羌の那離等、三千餘騎、金城に寇す。校尉馬賢、擊ちて之を破る。

を升せ、而して暮に其の車を戮すと。宣子、諸大夫に謂つて曰はく、我を賀す可し。吾、厥を擧げしに、能く其の事に任ふ。吾今にして乃ち辰を視るを知る」と。

【一四】宣光。周舉の字。

【一五】天下云云。過を聞きて服したれば、天下、これを以て益し左雄を賢とす。

【一六】退厚。謙退にして厚重なリ。

【一七】交加。交際する也。

【一八】衛鞅云云。衛鞅は即ち商鞅。二卷周の顯王三十一年に見ゆ。

【一九】燒當羌。羌(チベット種)の一種。青海の東北部、黄河上流域に據りしものなり。

十一月戊戌朔、日、之を食する有り。

大將軍商、小黃門南陽の曹節等が事を中に用ふるを以て、子冀・不疑を遣はして、與に交友と爲す。而して宦官、其の寵を忌み、反つて之を陥れんと欲し、中常侍張達・蓬政・楊定等、左右と謀を連ね、共に商及び中常侍曹騰・孟賁を譖して云はく、「諸王子を徵して廢立を圖議せんと欲す。請ふ商等を收へて罪を案せよ」と。帝曰はく、「大將軍父子は我が親しむ所、騰・賁は我が愛する所なり。必ず是無し。但汝が曹、共に之を妬むのみ」と。達等、言の用ひられざるを知り、懼迫す。遂に出で、詔を矯めて、騰・賁を省中に收縛す。帝聞きて震怒し、宦官李歛に救して、急に騰・賁を呼ばしめ、之を釋し、達等を收へて獄に下す。

【二〇】禍の及ばんとするを懼るるなり。

【二一】連染。連なり及ぶ也。

【二二】久しく云云。久しくこれを繋ぐときは、細微なる事件も、牽引して以て大と成るに至る也。

四年、春正月庚辰、達等、誅に伏す。事、弘農の太守張鳳・安平の相楊皓に連なる。皆、坐して死す。辭の連染する所、延いて在位の大員に及ぶ。商、多く侵枉せられんことを懼れ、乃ち上疏して曰はく、「春秋の義には、功は元帥に在り、罪は首惡に止まる。大獄一たび起れば、辜無き者衆し。死囚、久しく繋がるれば、纖微も大を成す。和氣を順迎し、政を平かにし化を成す所以に非ざるなり。宜しく早く訖竟し、以て逮捕の煩を止むべし」と。帝、之を納る。罪、坐する者に止まる。二月、

商の少子虎賁中郎將不疑を以て歩兵校尉と爲す。商・上書して辭して曰はく、「不疑、童孺にして、
 猥に成人の位に處る。昔、晏平仲、都殿を辭し、以て其の富を守り、公儀休、魚殮を受けず、以て
 其の位を定む。臣、不才と雖も、亦、福祿を聖
 世に固くせんことを願ふ」と。上乃ち不疑を以
 て侍中奉車都尉と爲す。

三月乙亥、京師、地震ふ。

燒當羌の那離等、復た反す。夏四月癸卯、護

羌校尉馬賢、討ちて之を斬り、首虜千二百餘級
 を獲たり。

戊午、天下に赦す。

五月戊辰、故の濟北の惠王壽の子安を封じ

て濟北王と爲す。

秋八月、太原、旱す。

五年、春二月戊申、京師、地震ふ。

【三】晏平仲云。左傳に見ゆ。齊、慶封を討ち、晏子に都殿と其の鄣六十とを與ふ。晏子受けず。子尾曰はく、富は人の欲する所なり、何が故に受けざるかと。晏子曰はく、慶氏の邑は欲するに足る、故に亡べり。吾が邑は欲するに足らざるなり。これに益すに都殿を以てせば、乃ち欲するに足らん。亡びんこと日無けん。都殿を受けざるは富を惡むに非ざるなり。富を失はんことを恐るればなりと。

【四】公儀休云。公儀休、魯の相たり、客、相に魚を遺る者あり。相受けず。客曰はく、聞く君、魚を嗜むと。君に魚を遺るに、何が故に受けざるかと。相曰はく、魚を嗜むを以ての故に、受けざるなり。今、相たれば、能く自ら魚を給す。魚を受けて相を免ぜられば、誰か復た我に魚を給せんやと。

【五】前年、濟北王多薨じ、子無し。今、安を以て封を紹がしむ。

南匈奴の句龍王吾斯、車紐等反し、西河に寇し、右賢王を招誘し、兵を合はせて、美稷を圍み、朔方・代郡の長吏を殺す。夏五月、度遼將軍馬續、中郎將梁竝等と與に、邊兵及び羌胡を發し、二萬餘人を合はせ、掩擊して之を破る。吾斯等、復た更に屯聚し、城邑を攻没す。天子、使を遣はし、單于を責讓す。單于、本、謀に預らず、乃ち帽を脱し帳を避け、竝(軍)に詣りて罪を謝す。竝、病を以て徵せらる。五原の太守陳龜、代りて中郎將と爲る。龜、單于が下を制する能はざるを以て、單于及び其の弟左賢王に逼迫し、皆、自殺せしむ。龜、又、單于の近親を内郡に徙さんと欲す。而して降者遂に更に狐疑す。龜、坐して獄に下され免せらる。大將軍商・上書して曰はく、「匈奴・寇畔し、自ら・罪極まれるを知る。窮鳥困獸も、皆、死を救ふを知る。況や種類繁熾にして、單盡す可からざるをや。今、轉運日に増し、三軍疲れ苦しむ。内を虚しくして外に給するは、中國の利に非ず。度遼將軍馬續は、素より謀謀有り、且つ邊を典ること日久しく、深く兵粟を曉る。續の書を得る毎に、臣の策と合す。宜しく續をして、溝を深くし壘を高くし、恩信を以て招き降し、宣示購賞し、明かに期約を爲さしむべし。此の如くせば、則ち醜類、服す可く、國家、事無からん」と。帝、之に従ふ。乃ち續に詔して、畔虜を招き降さしむ。商、又、書を續等に移して曰はく、「中國、安寧にして、戰を忘るること日久し。良騎夜合し、鋒を交へ矢を接へ、勝を

- 【一】美稷。縣の名、故城は今の鄆爾多斯左翼中旗に在り。
- 【二】中郎將。護匈奴中郎將。
- 【三】窮鳥困獸。鳥窮すれば則ち攫み、獸困すれば則ち搏つ。
- 【四】單盡。單も亦、盡くる也。

當時に決するは、戎狄の長する所にして、中國の短なる所なり。疆弩、城に乗り、營を堅くして固く守り、以て其の衰ふるを待つは、中國の長する所にして、戎狄の短なる所なり。宜しく務めて長する所を先にして、其の變を觀、購を設け賞を開き、反悔を宣示すべし。小功を貪りて以て大謀を亂る勿かれ」と。是に於て、右賢王部抑鞞等、萬三千口、皆、續に詣りて降る。

己丑晦、日、之を食する有り。

初め那離等既に平ぐや、朝廷、來機を以て并州の刺史と爲し、劉秉を涼州の刺史と爲す。機等、天性虐刻にして、擾發する所多し。且凍・傅難種の羌、遂に反し、金城を攻め、雜種の羌胡と與に、大に三輔に寇し、長吏を殺害す。機等、竝に坐して徵せらる。是に於て、馬賢を拜して征西將軍と爲し、騎都尉耿叔を以て副と爲し、左右羽林五校の士及び諸州の郡兵十萬人を將ゐ、漢陽に屯せしむ。

九月、扶風・漢陽に令して、隴道に塢三百所を築き、屯兵を置かしむ。

辛未、太尉王襲、老病を以て罷む。

且凍の羌、武都に寇し、隴關を燒く。

壬午、太常、桓馬を以て太尉と爲す。

匈奴の句龍王吾斯等、車紐を立てて單于と爲し、東は烏桓を引き、西は羌胡等數萬人を收め、京兆の虎牙營を攻め破り、上郡都尉及び軍司馬を殺し、遂に并・涼・幽・冀の四州を寇掠す。乃ち西河を徙して離石に治し、上郡は夏陽に治し、朔方は五原に治せしむ。十二月、使匈奴中郎將張耽を遣はし、幽州の烏桓・諸郡の營兵を將ゐて、車紐等を撃たしむ。馬邑に戰ひ、斬首三千級、生口を獲ること甚だ衆し。車紐、降らんと乞ふ。而して吾斯は、猶ほ其の部曲を率ゐて、烏桓と與に寇鈔す。

初め上、馬賢に命じて西羌を討たしむるや、大將軍商以爲はく、「賢は老いたり。太中大夫宋漢に如かず」と。帝從はず。漢は、由の子なり。賢、軍に到るや、稽留して進まず。武都の太守馬融・上疏して曰はく、「今、雜種の諸羌、轉た相鈔盜す。宜しく其の未だ并せざるに及びて、亟かに深く入らしめ、其の支黨を破るべし。而るに馬賢等、處處に留滯す。羌胡、百里にして塵を望み、千里にして聲を聴く。今、羌逃匿避回し、其の後に漏出せば、則ち必ず三輔を侵寇し、民の大害を爲さん。臣願はくは賢が用ふ可からざる所の關東の兵五千を請うて、部隊の號を裁假し、力を盡して率ゐ厲まし、根を行首に埋め、以て吏士に先だたんことを。三旬の中に、必ず克ちて之を破らん。臣又聞く、吳起が將と爲

【五】反悔を宣示す。招降の意を宣示して以て其の反悔の心を開く。
【六】塢。小城なり。
【七】隴關。隴山の關、陝西省關中道隴縣の西、隴山の下に在り。

【八】離石。西河郡の屬縣にして、今の山西省冀寧道離石縣の地。郡は本と平定に都せしが、今、治所をここに遷したるなり。
【九】宋由は章帝・和帝の間に公たり。
【一〇】并は合なり。其の勢未だ合せざるに及びて其の支黨を攻破すべし。
【一一】根を行首に埋む。陣頭に立ちて退かざるをいふ。行首は軍隊の先頭をいふ。

るや、著にも蓋を張らず、寒にも裘を披すと。今、賢は、野次に幕を垂れ、珍肴雜選し、兒子侍妾あり。事、古と反す。臣懼る、賢等専ら一城を守らんには、賢、西に攻めば、羌、東に出でんことを。且つ其の將士、將に命に堪へざらんとす。必ず高克の潰叛の變有らん」と。安定の人皇甫規、亦、賢が軍事を恤へざるを見、其の必ず敗れんことを審かにし、上書して狀を言ふ。朝廷、皆、従はず。

六年、春正月丙子、征西將軍馬賢、且凍の羌と、射姑山に戰ふ。賢、軍敗れ、賢及び二子皆没す。東西の羌、遂に大に合す。閏月、鞏唐の羌、隴西に寇し、遂に三輔に及び、園陵を燒き、吏民を殺掠す。

二月丁巳、星有り。營室に孛す。

三月、上巳、大將軍商、大に賓客を會し、雒水に讌す。酒闌にして、繼ぐに鼈露の歌を以てす。從事中郎周舉、之を聞きて歎じて曰はく、「此れ謂はゆる哀樂時を失ひ、其の所に非ざるなり。」

- 【一】蓋。馬車の蓋をいふ。
- 【二】高克云云。春秋時代の故事。鄭の高克、利を好みて其の君を顧みず。文公、克をして兵を將ゐて狄を境に禦がしむ。衆潰えて歸る。
- 【三】射姑山は北地郡に在り。
- 【四】東西の羌。安定・北地・上郡・西河に居る羌を東羌といひ、隴西・漢陽より金城の塞外に至るまでに居る羌を西羌といふ。
- 【五】營室。星座の名。
- 【六】古は三月の初の巳の日を以て上巳と爲す。後世は三月三日を以て上巳と爲す。
- 【七】鼈露。挽歌なり。其の歌に曰はく、鼈上の露何ぞ晞き易き、露晞けば明朝還つて復た落つ。人死して一たび去らば何の時か歸らんと。鼈また菴に作る。らつきやう、にらの類の草をいふ。

「武都の太守趙冲、鞏唐の羌を追撃し、斬首四百餘級、二千餘人を降す。冲に詔して、河西四郡の兵を督して節度を爲さしむ。安定の上計掾皇甫規、上疏して曰はく、「臣、比年以來、數便宜を陳ぶ。羌戎、未だ動かざるや、其の將に反せんとするを策り、馬賢始めて出づるや、其の必ず敗れんことを知れり。誤りて中れるの言、考校す可きに在り。臣毎に惟ふに、賢等、衆を擁すること四年、未だ成功有らず、師を縣ぐるの費、且に百億計ならんとし、平民より出で、回りに姦吏に入る。故に江湖の人、羣がりて盜賊を爲し、青・徐(地)荒饑し、糧負して流散す。夫れ羌戎の潰叛するは、承平に由らず。皆、邊將が綏御(道)を失ふに由る。(二〇)乗すること常に守ること安ければ、則ち虚しく首級(數)を張り、利を競へば、則ち大害を致す。微しく勝てば、則ち虚しく首級(數)を張り、軍敗るれば則ち隱匿して言はず。軍士勞怨し、猾吏に困しみ、進みては快戦して以て功を徵むるを得ず、退きては温飽して以て命を全くするを得ず、溝渠に餓死し、骨を中原に暴す。徒に王師の出づるを見、振旅の聲を聞かず。會豪・泣血し、驚懼して變を生ず。是を以て、安きことは久しき能はず、叛することは則ち年を経。臣が手を搏ち心を扣きて増々歎する所以の者なり。」

願はくは臣に 兩營・二郡の屯列坐食の兵五千を假せ。其の不意に出で、趙冲と共に相首尾せり。土地山谷は、臣が曉習する所、兵勢の巧便は、臣已に之を更たり。方寸の印・尺帛の賜を煩はさざる可くして、高くば以て患を滌ぐ可く、下るとも以て降を納る可からん。若し臣を年少く官輕くして用ふるに足らざる者と謂はば、凡そ諸の敗將は、官爵の高からず。年齒の 邁かざるに非ず。臣、至誠に勝へず、没死して自ら陳ぶ」と。

帝、用ふる能はず。

庚子、司空郭虔・免せらる。丙午、太僕趙戒を以て司空と爲す。

夏、使匈奴中郎將張耽・度遼將軍馬續、鮮卑を率ゐて 穀城に到り、烏桓を 通天山に撃ち、大に之を破る。

鞏唐の羌、北地に寇す。北地の太守賈福、趙冲と與に、之を撃つ。利あらず。

秋八月、乘氏の忠侯梁商、病篤し。子冀等を救めて曰はく、「吾、生きては以て朝廷に輔益無し。死して何ぞ帑藏を耗費す可けんや。衣衾 飯含、玉匣珠貝の屬は、何ぞ朽骨に益せん。百僚勞擾し、道路に紛華するは、祇だ塵垢を増すのみ。宜しく皆之を辭すべし」と。丙辰、薨す。帝、親しく喪に臨む。諸子、其の誨に従はんと欲す。朝廷、聽さず、賜ふに東園の秘

- 【一】 兩營、扶風の雍營、京兆の虎牙營。
- 【二】 二郡、安定、隴西。
- 【三】 邁、往く也。
- 【四】 没死、死罪を冒す也。昧死といふが如し。
- 【五】 穀城は蓋し即ち西河郡の穀羅縣城ならん。穀羅縣は今山西省冀寧道離石縣の北。
- 【六】 通天山、今の山西省冀寧道石樓縣の東南に在り。
- 【七】 飯含、死者の口に玉及び貝を含ましむる也。

臣光曰はく、成帝は、賢俊を選任する能はず、政を舅家に委ぬ。闇しと謂ふ可し。猶ほ 王立の不材を知り、棄てて用ひず。順帝は、大柄を援りて之を後の族に授く。梁冀の頑嚚凶暴なること、平昔に著る。而るに之をして父の位を繼がしめ、悖逆に終り、漢室を蕩覆す。成帝に校ぶるに、闇きこと又焉よりも甚だし。

初め梁商の病篤きや、帝親しく臨幸し、問ふに遺言を以てす。對へて曰はく、「臣の從事中郎周舉は、清高忠正にして、重く任ず可きなり」と。是に由りて、舉を 諫議大夫に拜す。

九月、諸羌、武威に寇す。

辛亥晦、日、之を食する有り。

冬十月癸丑、羌寇 充斥し、涼部震恐するを以て、復た安定(所)を徙して扶風に居り、北地は馮翊に居らしむ。十一月庚子、執金吾張喬を以て車騎將軍の事を行はしめ、兵萬五千人を將ゐて、三

- 【一八】 銀鏤、銀を鏤めたる棺。
- 【一九】 黃腸、柏木の黄心を以て作りたる椁。
- 【二〇】 輕車、兵車なり。
- 【二一】 介士、甲士なり。
- 【二二】 王立云云、三十二卷元延元年に見ゆ。
- 【二三】 武帝、元狩五年、諫大夫を置く。光武帝中興するや、以て諫議大夫と爲す。
- 【二四】 充斥、充ち廣まる也。
- 【二五】 永建四年、二郡、舊治に還る。今復たこれを徙す。

輔に屯せしむ。

荆州、盜賊起り、年を彌りて定まらず。大將軍の從事中郎李固を以て荆州の刺史と爲す。固到り、吏を遣はして境内を勞問せしめ、寇盜の〔二五〕前釁を赦し、之と更始す。是に於て賊帥夏密等、其の魁黨六百餘人を率ゐ、自ら縛して〔二六〕歸首す。固、皆之を〔二七〕原し、遣り還し、自ら相招集し、威法を開示せしむ。半歲の間に、餘類悉く降り、州内清平なり。南陽の太守高賜等の〔二八〕臧穢を奏す。賜等、重く大將軍梁冀に賂ふ。冀、之が爲めに〔二九〕千里、檄を移す。而して固、之を持すること愈急なり。冀遂に固を徙して泰山の太守と爲す。時に泰山の盜賊、屯聚して年を歴。郡兵常に千人、追討すれども制する能はず。固到るや、悉く罷め遣りて農に歸せしめ、但だ戰に任ふる者百餘人を選び留め、恩信を以て之を招誘す。未だ歲に満たずして、賊、皆、弭め散す。

〔二〕 漢安元年、春正月癸巳、天下に赦す。改元す。

秋八月、南匈奴の句龍吾斯、莫鞬臺耆等と與に復た反し、并部を寇掠す。丁卯、侍中河内の杜喬、周舉、守光、祿大夫周栩、馮羨、魏郡の樊豐、張綱、郭遵、劉班を遣はし、

州郡を分行し、賢良を表し、忠勳を顯はさしめ、其の貪汚にして罪有る者、刺史二千石は、驛馬をもて之を上し、墨綬以下なるは、便輒收舉せしむ。喬等、命を受けて部に之く。張綱、獨り其の車輪を雒陽の都亭に埋めて曰はく、「豺狼、路に當る。安んぞ狐狸を問はん」と。遂に大將軍冀、河南の尹不疑を劾奏す、「外戚を以て恩を蒙り、阿衡の任に居り、而も専ら貪叨を肆にし、縦恣なること極り無し。謹んで其の君を無みするの心十五事を條す。斯れ皆、臣子の切齒する所の者なり」と。書。〔一〇〕御す。京師震竦す。時に皇后の寵方に盛に、諸梁の姻戚、朝に滿つ。帝、綱の言の直なるを知ると雖も、用ふる能はざるなり。杜喬、兖州に至り、表して「泰山の太守李固、政、天下第一と爲す」と奏す。上、固を徵して將作大匠と爲す。八使の劾奏する所、梁冀及び宦者の親黨多し。互に爲めに請救し、事皆寢遏す。侍御史河南の种嵩、之を疾み、復た行きて案舉す。廷尉吳雄、將作大匠李固も、亦上言す、「八使の糾す所、宜しく急に誅罰すべし」と。帝乃ち更に八使の奏章を下し、其の罪を考正せしむ。梁冀、張綱を恨み、以て之を中傷する有らんことを思ふ。時に廣陵の

- 〔二六〕 前釁。前過。
- 〔二七〕 歸首。來歸自首なり。
- 〔二八〕 原。赦す。
- 〔二九〕 賊。賊に通ず。
- 〔三〇〕 千里云云。檄を移して、一日に行くこと千里。これを救ふこと急なるをいふ。
- 〔三一〕 漢安元年。西紀一四二年なり。
- 〔三二〕 後漢書には周舉は汝南の人とす。
- 〔三三〕 張綱は犍爲武陽の人。

- 〔四〕 上。上奏する也。
- 〔五〕 墨綬。黒色の綬。縣の令長の佩ぶるものなるにより、その職をいふ。
- 〔六〕 漢の郡國縣道には、皆、都亭有り。
- 〔七〕 此の二句は、前漢の京兆督郵侯文が孫寶に對ふる辭なり。
- 〔八〕 阿衡の任。宰相の位をいふ。
- 〔九〕 異本には、此に「多く諂諛を樹ふ、以て忠良を害す、誠に天威の赦さざる所、大辟の宜しく加はるべき所なり」との四句有り。
- 〔一〇〕 御。進む也。
- 〔一一〕 寢遏。寢は已に其の奏を御むれども、寢みて行はれざる也。遏は其の奏未だ達せざるに、遏めて上つらざる也。

賊張嬰、楊・徐の間に寇亂し、十餘年を積み、二千石、制する能はず。冀乃ち綱を以て廣陵の太守と爲す。前の太守は、率ね多く兵馬を求む。綱は獨り單車、職に之く。既に到るや、徑に嬰の壘門に詣る。嬰大に驚き、遽に走りて壘を閉づ。綱、門に於て、吏民を罷遣し、獨り親しむ所の者十餘人を留め、書を以て嬰に諭し。與に相見んと請ふ。嬰、綱の至誠なるを見、乃ち出でて拜謁す。綱延きて上坐に置き、之に譬して曰はく、『前後の二千石、多く貪暴を肆にす。故に公等が憤を懷きて相聚まるを致す。二千石、信に罪有り。然れども之を爲す者、又、義に非ざるなり。今、主上仁聖にして、恩徳を以て叛を服せんと欲す。故に太守をして來らしむ。爵祿を以て相榮せんことを思ひ、刑罰を以て相加へんことを願はず。今、誠に禍を轉じて福と爲すの時なり。若し義を聞いて服せずんば、天子赫然として震怒し、荆・揚・兗・豫の大兵雲合し、身首横に分れ、血嗣俱に絶えん。二者の利害、公其れ深く之を計れ』と。嬰聞きて泣下りて曰はく、『荒裔の愚民、自ら朝廷に通ずる能はず、冤枉せらるるに堪へず、遂に復た相聚まりて生を偷む。魚の釜中に遊ぶが若く、其の久しかる可からざるを知る。且く以て須臾の間を、喘息するのみ、今、明府の言を聞く。乃ち嬰等の更生の辰なり』と。乃ち辭して營に還る。明日、所部萬餘人を將る、妻子と與に、面縛して歸降す。綱、單車、嬰の壘に入り、大に會して酒を置き、樂を爲し、部衆を散遣し、之く所に任從す。親ら爲めに居室を

【一】血嗣。血統。父子は氣血相傳ふ、故に血嗣といふ。
 【二】喘息。あへぎ、いきする也。
 【三】更生。生れがはる。

トし、田疇を相る。子弟の、吏と爲さんと欲する者は、皆、之を引き召く。人情悦服し、南州晏然たり。朝廷、功を論じ、當に封すべしとす。梁冀、之を遏む。郡に在ること一歲にして卒す。張嬰等五百餘人、之が爲めに服を制して喪を行ひ、送りて、犍爲に到り、土を負うて墳を成す。詔して、其の子續を拜して郎中と爲し、錢百萬を賜ふ。是の時、二千石・長吏の・能政有る者、雒陽の令、王渙の後より、皆、兆の蘇章・膠東の相陳留の吳祐有り。雒陽の令は、王渙の後より、皆、職に稱はず。峻、能く文武の吏を選り、各、其の用を盡し、姦を發くと踵を旋らさず。民間、吏を畏れず。其の威禁、渙よりも猛し。而れども文理政教は如かざるなり。章、冀州の刺史と爲るや、故人有り、清河の太守たり。章、部を行き、其の姦臧を案せんと欲す。乃ち太守を請うて、爲めに酒肴を設け、平生の好を陳べ、甚だ歡す。太守喜びて曰はく、『人は皆一天有り、我獨り二天有り』と。章曰はく、『今夕、蘇孺文、故人と飲むは、私恩なり。明日、冀州の刺史、事を案ずるは、公法なり』と。遂に其の罪を舉正す。州境肅然たり。後、權豪を摧折するを以て、旨に忤ひ、坐して免せらる。時に天下日に敝え、民、愁苦多し。論者、日夜、章を稱すれども、朝廷、遂に復た用ふる能はざるなり。

【一】犍爲。郡の名、今の四川省建昌道彭山縣の東北に在り。
 【二】王渙。四十八卷和帝元興元年に見ゆ。
 【三】人云云。二天とは思を蒙りたる人を天に喩へていふなり。人はただ自然の天一のみなるが、太守は、章が必ず己の悪を庇護蓋覆すること天の物を蓋ふが如くなるべしと以爲ひ二天ありといへるなり。
 【四】蘇孺文云云。蘇章、字は孺文。私情のために公事を誤るものにあらざるをいふ。

祐、膠東の相と爲るや、政、仁簡を崇ぶ。民、欺くに忍びず。(一) 嗇夫孫性、私に民に錢を賦し、衣を市うて以て其の父に進む。父、得て怒りて曰はく、「君有ることは是の如し。何ぞ之を欺くに忍びん」と。歸りて罪に伏するを促す。性、慙懼し、閤に詣り、衣を持して自首す。祐、左右を屏け、其の故を問ふ。性、具に父の言を談す。祐曰はく、「掾、親の故を以て、汚穢の名を受く。謂はゆる『過を觀て斯に仁を知る』なり」と。歸りて其の父に謝せしめ、還た衣を以て之に遺る。

冬十月辛未、太尉桓焉・司徒劉壽・免せらる。

罕羌の邑落五千餘戸、趙冲に詣りて降る。唯だ燒何種、參繚に據り、未だ下らず。甲戌、張喬の軍屯を罷む。

十一月壬午、司隸校尉下邳の趙峻を以て太尉と爲し、大司農胡廣を司徒と爲す。

二年、夏四月庚戌、護羌校尉趙冲、漢陽の太守張貢と與に、燒當の羌を參繚に撃ち、之を破る。

六月丙寅、南匈奴の守義王兜樓儲を立てて、呼蘭若尸逐就單于と爲す。時に兜樓儲、京師に在り。

- 【一】 嗇夫。縣の屬官。民の善惡を知りて役の先後を爲し、民の貧富を知りて賦の多少を爲すを主る。
- 【二】 過云云。論語の里仁爲美に見ゆ。孔子の言。民に錢を賦せしは過なれども、其の心、父に奉ずるに在るは仁なり。
- 【三】 參繚。縣の名、安定郡に屬す。今の甘肅省涇原道慶陽縣の西北に在り。
- 【四】 燒當。當に燒何に作るべし。下同。
- 【五】 永和五年、吾斯・車紐反し、陳龜逼りて單于休利を殺ししより、南庭、位を虚しうす、是に至りて始めて單于を立つ。

上、親しく軒に臨み、璽綬を授け、引きて殿に上らしめ、車馬・器服・金帛を賜ふこと甚だ厚し。(二) 太常・大鴻臚に詔して、諸國の侍子と與に、廣陽門外に於て祖會し、饗賜して樂を作し、角抵百戲せしむ。

冬閏十月、趙冲、燒當の羌を阿陽に撃ち、之を破る。

十一月、使匈奴中郎將扶風の馬寔、人を遣はして句龍吾斯を刺殺せしむ。

涼州、九月より以來、地、百八たび震ひ、山谷坼裂し、城寺を壞敗し、

民壓死する者甚だ衆し。

尙書令黃瓊以へらく、前に左雄の上る所の孝廉の選は、専ら儒學文吏を用ひ、士を取るの義に於て、猶ほ遺す所有りと。乃ち奏す、「孝悌及び能く政に従ふものを増して、四科と爲さん」と。帝、之に従ふ。

- 【一】 太常・大鴻臚。太常は音樂を司り、大鴻臚は外客を掌る官なり。
- 【二】 廣陽門。城の西面南頭の門。
- 【三】 祖會。祖道の會。送別の宴會なり。
- 【四】 阿陽。縣の名、漢陽郡に屬す。故城は今の甘肅省渭川道清水縣の西北に在り。
- 【五】 左雄云云。前卷陽嘉元年に見ゆ。
- 【六】 建康元年。西紀一四四年なり。
- 【七】 續漢書には建威は武威に作る。鷓陰は地名なり、今の甘肅道蘭山道靖遠縣の西北に在り。

建康元年、春、護羌從事馬玄、諸羌に誘はれ、羌の衆を將ゐ、亡げて塞を出づ。領護羌校尉衛琚、玄等を追撃し、斬首八百餘級。趙冲、復た叛羌を追ひ、建威の鷓陰河に到り、軍、竟を度る。將ゐる所の降胡六百餘人、叛きて走る。冲、數百

人を將ゐて之を追ひ、羌の伏兵に遇ひ、與に戦ひて歿す。冲、死すと雖も、而も前後、斬獲する所多く、羌遂に衰耗す。詔して、冲の子を封じて義陽亭侯と爲す。

夏四月、使匈奴中郎將馬寔、南匈奴の左部を撃ち、之を破る。是に於て、胡羌・烏桓、悉く寔に詣りて降る。

辛巳、皇子炳を立てて太子と爲す。改元す。天下に赦す。太子、承光宮に居る。帝、侍御史种暠をして太子の家を監せしむ。中常侍高梵、中より單駕し、出でて太子を迎ふ。時に太傅杜喬等、疑うて、從ふを欲せざれども、未だ決せず。暠乃ち劍を手にして車に當りて曰はく、「太子は國の儲副にして、人命の係る所なり。今、常侍來るに、詔信無し。何を以てか姦に非ざるを知らんや。今日、死有るのみ」と。梵、辭屈し、敢て對へず、馳せ還りて之を奏す。詔して、太子に報ず。乃ち去るを得たり。喬、退きて歎息し、暠が事に臨みて惑はざるに愧づ。帝も亦、其の持重を嘉し、善しと稱すること良久し。

揚・徐の盜賊羣がり起り、盤互すること連歲。秋八月、九江の范容・周生等、城邑を寇掠し、歴陽に屯據し、江淮の巨患と爲る。御史中丞馮緄を遣はし、州兵を督して之を討たしむ。

庚午、帝、玉堂の前殿に崩す。太子、皇帝の位に即く、年二歳、皇后を尊びて皇太后と曰ふ。太后、朝に臨む。丁丑、太尉趙岐を以て太傅と爲し、大司農李固を太尉と爲し、尙書の事を參録せしむ。

九月丙午、孝順皇帝を憲陵に葬る。廟を敬宗と曰ふ。

是の日、京師及び太原・鴈門、地震ふ。

庚戌、詔して、賢良方正の士を擧げしめ、之に策問す。皇甫規對へて曰はく、「伏して惟みるに、孝順皇帝、初め王政を勤め、四方を紀綱し、幾ど以て安きを獲んとせり。後、姦僞に遭ひ、威、近習に分れ、賂を受

け爵を賣り、賓客交錯し、天下擾擾として、亂に従ふこと歸するが如く、官民竝に竭き、上下窮虚なり。陛下、體、乾坤を兼ね、聰哲純茂にして、政を攝するの初め、忠貞を拔用し、其餘の維綱、改正する所多く、遠近翕然として、太平を望見す。而るに災異息まず、寇賊縱横す。殆ど姦臣の權重きの致す所なるを以てなり。其の常侍の尤も、無狀なる者は、宜しく亟かに黜け遣り、凶黨を披掃し、財賄を收入し、以て痛怨を塞ぎ、以て天誠に答ふべし。大將軍冀・河南の尹不疑も、亦宜しく増謙節を脩め、輔くるに儒術を以てし、遊娛不急の務を省去し、慮第無益の飾を割減すべし。夫れ君は

【三】左部。即ち句龍吾斯の堂なり。

【四】炳。虞貴人の子。

【五】中。禁中なり。

【六】己が然る能はざるを愧づるなり。

【七】盤互。わだかまり、まじはる。

【八】歴陽。縣の名、九江郡に屬す。今の安徽省安慶道和縣の地。

【九】帝の年三十。

【一〇】憲陵。雒陽の西十五里に在り。

【一一】近習。佞幸親近の小人をいふ。

【一二】體云云。坤母を以て朝に臨み、以て天下に君と爲りて乾の徳を行ふをいふ。

【一三】無狀。善狀無きなり。

舟なり。民は水なり。羣臣は舟に乗る者なり。將軍兄弟は(一)櫂を操る者なり。若し能く志を平かにし力を畢し、以て元元を度さば、謂はゆる福なり。如し其れ怠弛せば、將に波濤に淪まんとす。慎まざる可けんや。夫れ徳、祿に稱はざるは、猶ほ(二)塘の趾を鑿ち以て其の高さを益すがごとし。豈に力を量り功を審かにする安固の道ならんや。凡そ諸の宿猾・酒徒・戲客は、皆宜しく貶斥し、以て不軌を懲らすべし。冀等をして深く賢を得るの福・人を失ふの累を思はしめよ」と。梁冀、之を忿り、規を以て下第と爲し、郎中に拜す。(規)疾に託して免じて歸る。州郡、冀の旨を承け、幾ど死に陥れんとすること再三。遂に家に沈廢すること、十餘年を積む。

揚州の刺史尹耀・九江の太守鄧顯、范容等を歷陽に討ち、敗れて歿す。

冬十月、日南の蠻夷、復た反し、縣邑を攻燒す。交趾の刺史九江の夏方、

招き誘うて之を降す。

十一月、九江の盜賊・徐鳳・馬勉、城邑を攻燒し、鳳は無上將軍と稱し、勉は皇帝と稱し、營を(三)當塗山中に築き、年號を建て、百官を置く。

十二月、九江の賊黃虎等、(三)合肥を攻む。

是の歲、羣盜、憲陵を發く。

二 孝 冲 皇 帝

永嘉元年、春正月戊戌、帝・玉堂の前殿に崩す。梁太后、揚・徐の盜賊方に盛なるを以て、徵する所の諸王侯の到るを須ちて乃ち喪を發せんと欲す。太尉李固曰はく、『帝、幼少なりと雖も、猶ほ天下の父なり。今日、崩亡し、人神感動す。豈に人子反つて共に掩匿する有らんや。昔、秦皇の沙丘の謀、及び近日の北郷の事、皆、祕して喪を發せず。此れ天下の大意、不可の甚だしき者なり』と。太后、之に従ひ、即暮、喪を發す。清河王蒜及び渤海の孝王鴻の子續を徵す。皆、京師に至る。蒜の父は清河の恭王延平と曰ふ。延平及び鴻は、皆、樂安の夷王龍の子、千乘の真王伉の孫なり。清河王は人と爲り嚴重にして、動止、法度有り。公卿、皆、心を歸す。李固、大將軍冀に謂つて曰はく、『今、帝を立てるに當りて、宜しく長年にして、高明有徳、政事を親らするに任ふる者を擇ぶべし。願はくは將軍、大計を審詳にし、周・霍が文・宣を立てしを察し、鄧・

漢孝冲皇帝永嘉元年

五八七

- 【一】 孝冲皇帝。諱は炳、順帝の子。
- 【二】 永嘉元年。西紀一四五年なり。
- 【三】 帝の年三歳。
- 【四】 人子。後漢書李固傳には臣子に作る。是なり。
- 【五】 沙丘。七卷秦始皇三十七年に見ゆ。
- 【六】 北郷。前卷安帝延光四年に見ゆ。
- 【七】 千乘の貞王伉は、章帝の建初四年封せられ、薨じて子龍嗣ぐ。和帝の永元七年、千乘國を改めて樂安と爲す。
- 【八】 周・霍。周勃、霍光。周勃の事は十三卷高后八年に見ゆ。霍光の事は二十四卷昭帝元平元年に見ゆ。
- 【九】 鄧・閔。鄧氏の事は、四十八卷和帝元興四年及び四十九卷廢帝延平元年に見ゆ。閔氏の事は、上卷安帝延光四年に見ゆ。